

1 議事日程（3日目）

〔令和5年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

令和5年12月13日

午前10時開議

於議事室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

順位	質問者氏名 (議席番号)	質問項目
1	木村 彰人 (7)	<p>1. 松浦市の「公共計画」に学ぶ、新たな総合計画の策定に向けて第5次総合計画が令和2年度で終了し、その後は「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「太宰府市総合戦略」）で行政運営が行われている。</p> <p>そこで、行政運営の総合的な指針となる計画に関して、2点伺う。</p> <p>(1) 本市の最上位計画とされる「太宰府市総合戦略」が、市民と行政が将来ビジョンを共有する「地域社会全体の計画（公共計画）」になり得るのか。</p> <p>(2) 同戦略は令和6年度で終了する予定だが、令和7年度以降の新計画の策定準備は進んでいるのか。</p> <p>2. 「太宰府市総合戦略」におけるプロジェクト管理について</p> <p>「太宰府市総合戦略」において、施策の効果検証は総合戦略推進委員会によって行われ、必要に応じて戦略を改訂することが規定されている。同戦略に掲載されたPDCAサイクルを活用して、プロジェクト管理が適切に行われているか伺う。</p>
2	原田 久美子 (12)	<p>1. 子育て支援策について</p> <p>(1) 福岡市は通院医療費の自己負担額を500円、入院費は無料、県の補助金対象を広げ、高校生世代（18歳）まで拡大している。また、春日市も令和6年10月から入院・通院費無料化を実施予定と聞き及んでいる。太宰府市は0歳から3歳までは医療費が無料となっているが、子育て支援策として18歳までの助成について市長の考えを伺う。</p> <p>(2) 児童手当の支給対象と児童扶養手当の対象児童4人以上の場合の月額と保育園児童の第4子がいる場合の取り扱いについて伺う。</p>

		<p>2. 竹林対策について</p> <p>竹は根が浅く、横に広がるため、大雨が降ると土砂崩れが発生しやすくなる。今までの土砂災害は竹林の多い場所に集中している。竹林の考え方について2点伺う。</p> <p>(1) 太宰府市の全体の面積の内、森林の面積、竹林の面積、放置竹林の面積は。</p> <p>(2) 令和5年5月24日付の西日本新聞で県道のり面上から危険な落竹があったと記事になっていた。当該県道は通学路にもなっているが、その後の整備状況と県有地、民有地からのものははっきりしない竹についての今後の市の対応方針と竹害を竹財にする考え方について伺う。</p>
3	長谷川 公 成 (16)	<p>1. 欠席が増えてきている児童・生徒の対応について</p> <p>(1) 病気やケガではない理由で学校を欠席している児童・生徒にはどのような対応を行っているのか伺う。</p> <p>(2) コロナ禍においては学校に気持ちが向かない児童・生徒に対して授業へのリモートでの出席が認められていたが、現在の対応を伺う。</p> <p>(3) 学校行事が苦手で不登校になる児童・生徒がいるがその対応を伺う。</p> <p>(4) 欠席が増えると学習の遅れが懸念されるが現在どのような対応をされているのか伺う。</p> <p>2. 児童相談所と保護者及び関係機関との関わり方について</p> <p>児童相談所が児童生徒の一時保護を行う場合、保護者及び市役所、教育委員会、学校などの関係機関とどのように関わり、また、どのような経緯で一時保護を行うのか伺う。</p>
4	神 武 綾 (13)	<p>1. 持続可能な介護保険制度の構築について</p> <p>第9期介護保険事業計画（2024年度から2026年度）策定に向け、以下の2点について市の見解を伺う。</p> <p>(1) 介護保険給付費支払準備基金について</p> <p>(2) 支援事業の現状について</p> <p>2. 公共施設の指定管理者制度の運用について</p> <p>指定管理者制度運用ガイドラインに沿った実施状況点検に関して、市民から指摘のある2施設について伺う。</p> <p>(1) 歴史スポーツ公園について</p> <p>(2) 太宰府市総合体育館について</p>

		<p>3. 思春期の子どもたちの豊かな成長を保障するために コロナの影響で私たちの生活は変化し、多感な中学生・高校生世代にも影響が起きているように思う。行政として以下の点について検討すべきと考えるが、市の見解を伺う。</p> <p>(1) 4中学校の生徒数の調整について</p> <p>(2) 子どもたちの心のケアについて</p> <p>(3) 経済的支援策について</p> <p>① 学校給食費の無償化</p> <p>② 子ども医療費助成の18歳までの拡充</p>
5	徳永洋介 (8)	<p>1. 部落差別の解消に向けた取り組みについて</p> <p>(1) 相談体制の充実に向けた具体的取り組みについて伺う。</p> <p>(2) 教育及び啓発の充実に向けた施策について伺う。</p> <p>(3) 部落差別の実態調査で分かった課題と取り組み状況について伺う。</p> <p>2. 上下水道事業の課題解消に向けた取り組みについて</p> <p>(1) 水道施設の耐震化・老朽化について伺う。</p> <p>(2) 専門職の高齢化・職員減少について伺う。</p> <p>(3) 今後の上下水道料金について伺う。</p>
6	堺剛 (10)	<p>1. 持続可能な本市の更なる地域共生社会を目指して 本市の役割と責務の観点から3点伺う。</p> <p>(1) 地域公共交通の改革について市の現状認識と市長の見解を伺う。</p> <p>(2) 地域共生社会の醸成を図るため「高齢者の活力」を推進できる仕組み作りが重要と考えるが、市の見解を伺う。</p> <p>(3) 現役世代への定年後を見据えたアプローチも人材育成の観点から重要と考えるが、市の見解を伺う。</p> <p>2. 市民生活に直結する公共施設の整備について 本市の持続可能なまちづくりの観点から3点伺う。</p> <p>(1) 太宰府市公共施設等総合管理計画を受けて、個別計画策定に着手すべきと考える。また、計画策定にあつては、民意の反映とバリアフリーを要望するが、市の見解を伺う。</p> <p>(2) 今後検討される公共施設再編に於いては、まず太宰府市都市計画マスタープランから改訂すべきと考えるが、市の見解を伺う。</p> <p>(3) 坂本地区の民間開発に対し、市民の多くから不安の声があるため、改めて今後の取り組みと市長の見解を伺う。</p>

7	橋本健 (17)	<p>1. 本市の新たな行政の取り組みについて</p> <p>(1) 市民の困りごと相談の現状について 市民の暮らしの中で、どんなことに困り何を望んでいるのか多様化する相談内容の現状について伺う。</p> <p>(2) 相談の対応とその処理について 電話やホームページ、直接来庁しての相談の中で、緊急性の高いものや予算が伴う案件を各部署がどのような姿勢で対応し処理されているのか伺う。</p> <p>(3) すぐやる課の新設について 市役所は市や市民のために役立つところであることは言うまでもない。市民の不安や不満の解消に、スピード感を持って対処する「すぐやる課」の新設を提案したいと考えるが市長の見解を伺う。</p>
8	タコスキッド (1)	<p>1. 市長は市民の声に誠実に対応できているか 市長の市政運営について市民と議会の意見交換会や議員として市民の方から意見を受けた。多くの質問のうち主なものについてお尋ねするので簡潔に回答いただきたい。</p> <p>(1) 「市政だより」が「市長だより」と揶揄されていることについて</p> <p>(2) 本市は経済的に余裕があるのか無いのか</p> <p>(3) コンサルタント会社への業務委託等外部委託が過剰ではないか</p> <p>(4) 旧統一教会に対する考えは</p> <p>(5) 市長の考える「市長の責任」とは何か</p> <p>2. 小中学校で医師の診断書提出が必要な場合の家庭の負担を軽減したい</p> <p>(1) 食物アレルギーや疾患を持つ児童生徒は成長に伴って体質や症状の改善が考えられるため、毎年度診断書の提出が必要との事であるが自己申告では許可できないのか伺う。</p> <p>(2) 疾患を理由とする指定学校の変更は一度認めたら卒業までそのままが良いと思うが、それを認めていない理由を伺う。</p> <p>3. 指定管理施設における本市の責任は</p> <p>(1) 指定管理者の協定書において「業務の要領」の提出が必要とされているにも関わらず作成されていない施設がある。正しく運営されているかどのように確認するのか伺う。</p> <p>(2) 総合体育館と史跡水辺公園の協定書には「業務の要領」に関する条項が含まれていない。これは記載漏れなのか、何らかの理由があって記載していないのか伺う。</p>

2 出席議員は次のとおりである（17名）

1番	タコスキッド	議員	2番	馬場	礼子	議員	
3番	今泉	義文	議員	4番	森田	正嗣	議員
6番	入江	寿	議員	7番	木村	彰人	議員
8番	徳永	洋介	議員	9番	船越	隆之	議員
10番	堺	剛	議員	11番	笠利	毅	議員
12番	原田	久美子	議員	13番	神武	綾	議員
14番	陶山	良尚	議員	15番	小畠	真由美	議員
16番	長谷川	公成	議員	17番	橋本	健	議員
18番	門田	直樹	議員				

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（37名）

市長	楠田	大蔵	副市長	原口	信行
教育長	井上	和信	総務部長	高原	清
総務部理事	轟	貴之	市民生活部長	高原	寿子
健康福祉部長	川谷	豊	都市整備部長	柴田	義則
観光経済部長	友添	浩一	教育部長	中山	和彦
教育部理事	八尋	純次	総務課長併 選挙管理委員会事務局長	佐藤	政吾
経営企画課長	宮原	竜	総務課和室担当課長兼経営企画課広聴 広報担当課長兼メディア・コミュニケーション担当課長	杉山	知大
管財課公共施設整備担当課長併 社会教育課教育施設整備担当課長	福田	久博	地域コミュニティ課長	宮崎	征二
市民課長	今村	江利子	納税課長	松田	勝実
環境課長	高野	浩二	人権政策課長兼 人権センター所長	河野	貴之
国保年金課長	山口	辰男	福祉課長	大谷	賢治
生活支援課長	木村	浩一	介護保険課長	柳谷	雅子
高齢者支援課長	大山	清敬	元気づくり課長	安西	美香
子育て支援課長	高原	真理子	都市計画課長	古賀	千年志
建設課長	齋藤	実貴男	上下水道課長	大久保	信孝
上下水道施設課長	清武	伸寿	観光推進課長兼 地域活性化複合施設太守府館長	西山	英毅
産業振興課長	満崎	哲也	社会教育課長	井本	正彦
学校教育課長	鳥飼	太	スポーツ課長	大石	敬介
監査委員事務局長	添田	邦彦			

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	野寄	正博	議事課長	花田	敏浩
書記	木村	幸代志	書記	陣内	成美

書 記 三 舛 貴 市

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

本定例会での一般質問通告書は16人から提出されております。そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定していますことから、本日13日8名、明日14日8人の割り振りで行います。

議事日程は、お手元へ配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（門田直樹議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

7番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔7番 木村彰人議員 登壇〕

○7番（木村彰人議員） 皆さん、おはようございます。

それでは、通告に従い2件質問いたします。

最初に、松浦市の公共計画に学ぶ新たな総合計画の策定に向けてについてです。

まず、総合計画とは、自治体の全ての計画の基本となり、行政運営の総合的な指針となる計画です。平成23年の地方自治法の改正により、総合計画の策定義務は廃止され、地方の創意工夫による自由な計画づくりが可能になりました。

今回取り上げます長崎県松浦市の総合計画について説明いたします。

平成28年度をもって前総合計画の期間が終了し、その後は総合戦略に基づき行政運営が行われながら、新たな総合計画の構想が進められました。そして、前総合計画終了から2年後に新たな総合計画に移行し、現在に至ります。

それでは、松浦市の新総合計画から本市が学び得る点についてですが、何よりも注目すべきは、その総合計画としての位置づけです。従来の総合計画は、法に基づいて行政側が策定し、行政が行う施策を網羅したものでした。一方で、松浦市の総合計画は、地域の特性に合わせた市民主体で策定された、市民と行政の行動指針になっています。この行動指針を分かりやすく言うと、市民と行政が対等の立場で、自分たちのまちの将来や課題等について共に考え、学び、行動するための指針です。要するに、松浦市の総合計画は、行政主導の行政計画から、市民による市民のための公共計画に移行することになりました。

本市の場合、第五次太宰府市総合計画が令和2年度で終了し、その後は太宰府市総合戦略で行政運営を行ってきた経緯は、松浦市とよく似ています。この約3年間で有効に活用して、本市も松浦市のように次の新計画を構想することができたのでしょうか。

そこで、行政運営の総合的な指針となる計画に関して2点伺います。

1点目、本市の最上位計画とされる太宰府市総合戦略が、市民と行政が将来ビジョンを共有する地域社会全体の計画、公共計画になり得るのでしょうか。

2点目、同戦略は令和6年度で終了する予定ですが、令和7年度以降の新計画の策定準備は進んでいるのでしょうか。

次に、太宰府市総合戦略におけるプロジェクト管理についてです。

太宰府市総合戦略において、施策の効果検証は、総合戦略推進委員会、通称まちづくりビジョン会議によって行われ、必要に応じて戦略を改訂することが規定されています。

そこで、同戦略に掲載されたPDCAサイクルを活用してプロジェクト管理が適切に行われているのか伺います。

以上2件についてお伺いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 1件目の松浦市の公共計画に学ぶ新たな総合計画の策定に向けてについてご回答いたします。

まず、1項目めの本市の最上位計画とされる太宰府市総合戦略が、市民と行政が将来ビジョンを共有する地域社会全体の計画、公共計画になり得るのかについてですが、上位、下位といった定義につきましては様々な考えがありますことから、本市の各種計画につきましては、厳密に上位計画と下位計画といった区分で整理している状況ではございません。

その上で、本市におきましては、地方創生や成長戦略として、市長の1期目の公約を土台として、まちづくりビジョン会議の市内外の委員の意見やパブリック・コメントなどを経て策定した第2期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略、通称まちづくりビジョンが、まず市政運営の礎としてあります。

その上で、その他各行政分野に関する個別計画もしっかりと策定し、各行政分野との連動並びに現在実施している市の施策との連続性、継続性を両立させつつ、2期目の市政運営を行い、ふるさと納税の拡大をはじめとする歳入の充実や中学校完全給食実現に向けての取組など、着実に実績も積み上げてきたところです。

次に、2項目めの同戦略は令和6年度で終了する予定だが、令和7年度以降の新計画の策定準備は進んでいるのかについてですが、国においては、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を目指すデジタル田園都市国家構想の実現に向け、デジタル技術の活用によって、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化、深化するために、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定し、令和5年度、2023年度を初年度とする5か年のデジタル田園都市国家構想総合戦略を新たに策定しているところです。また、国のまち・ひと・しごと創生長期ビジョンが令和6年に改定予定となっています。

本市においては、このような国の方向性などを見定めながら、まずは第2期総合戦略のレビューを令和6年度にしっかり行っていこうと考えているところです。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） まず、1点目の質問ですけれども、私はこう聞きましたね。本市の最上位計画とされる太宰府市総合戦略が、市民と行政が将来ビジョンを共有する地域社会全体の計画、これ公共計画といいますけれどもね、これになり得るのかという質問だったんですけれども、お答えとしては、上位計画、下位計画という考えはないというところで、いろいろな計画に基づいて市政を進めているということですので、なかなか質問と回答がかみ合わないということは間々あることですので、安心してください。やり取りの中でしっかり内容を詰めていこうと思いますが、もう一回聞きますよ。本市の太宰府市総合戦略、最上位計画とはいいいませんよね。そしたら置いときましょう。最上計画とはいいいませんが、太宰府市総合戦略が市民と行政が将来ビジョンを共有する地域社会全体の公共計画になり得るとお考えでしょうか、市長。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。私、先ほど理事からも説明がありましたけれども、まず6年ほど前になりますけれども、最初の1期目の選挙の際に、なかなか厳しい選挙でありましたけれども、結果としては当選をさせていただきました、その際に1期目の7つのプランなど私なりに公約としてお伝えをして、そして様々な意見交換会なども開いていただきました。そうした中で、そうした期間を通じて、私の公約についてもかなり皆さんに精査していただいて、そして選んでいただいたところでありました。

そうしたことを基にして、やはりまずは私自身、市民の方、有権者の方の負託に応えるべく、その公約を総合戦略という形で落とし込んで、そちらを第2期の総合戦略として、まちづくりビジョンとしてお示しをしたところでありました。5年計画でありました。

そうした意味では、選挙で、全有権者の皆様にお選びをいただく選挙の中で、公約について様々な共有をしていただき、そしてそれを市の総合戦略というエンジンに落とし込んで市政運営を行うということ自体が、全体のある意味、公共計画として皆さんに共有をいただいたと、そうした考え方でありますし、その際も市内外の様々な知見をお持ちの方にその政策に携わっていただいたところでありました。それを基に2期目の公約もまたつくりまして、今回総合戦略を基にした4つの類型、そして16のマニフェストという形で提示をしたところでありました。

残念ながらといいますか、今回無投票でありましたので、そうした公約が議論される機会が非常に少なかった、初日で期間が終わってしまいましたので、そうした意味では皆さんの目に触れていないところは残念なところもありますけれども、総合戦略の中でもしっかりと1期目、2期目の公約を落とし込んでいるという意味では、公共計画とも言えると、そのように認識しております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 何となく分かりました。上位、下位計画じゃないけれども、総合戦略というのは、太宰府市の市政の中で、楠田市長の公約も落とし込んでいるというところで、非常

に重要な計画であることは間違いないわけですね。

なぜ今、長崎県松浦市の公共計画なのか、なぜ本市が松浦市の公共計画を参考にしなければならないのか、これが疑問だと思うのでちょっとお話ししますと、まず公共計画の定義ですね。分かりやすく言いますと、その策定から遂行まで、地域住民のほか多様な主体が責任を持って取り組む計画のことを公共計画といいます。総合計画の策定において、地方自治体の創意工夫ができるようになりまして、計画の自由度が上がった現在において、最も進んだ計画の策定の方法だと言われております。これ、言うなれば市民の市民による市民のための計画と換言してもいいですね。

そこで、我が市の最重要計画と言われる総合戦略なんですけれども、こちらのほう、市役所、行政サイドで一方的につくったものになってないでしょうか。もちろん楠田市長のお考えを市民に押しつけるものであってはなりません。

ここで、公共計画に非常に密接に関わること、これ市長の公約でもありますね、新しい公共という新しいフレーズですね。これ市長の公約にも述べられておりますけれども、これ市長に聞いてみたかった。公の課題を自分事として考える市民、これ公民とともに、これまでの市民参画、協働をより一層深めた、公民協働によるまちづくりが新しい公共と言われますけれども、これなかなか私はうまく説明できないので、市長の公約である新しい公共、これ公共計画に非常に密接に関わります。新しい公共について分かりやすくご説明いただけないでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先日来、いわゆる私の2期目の公約について、この場でも請願などで議論もされましたので、あのときは私に発言権がありませんでしたので、今日せつかくの機会ですでお答えを少し加えたいと思うんですけれども、2期目に私が出馬したときにつくった公的なビラというのがこちらであります。その下のほうにこの4つの類型と16の項目ということでお伝えをしておりますが、先ほど来申していますように、これは1日目の5時で無投票で終わりましたので、1,000枚ぐらいしかお配りできていませんので、なかなか浸透できていないということが、まず今回の議論の前提にあると思っています。

この4つの類型が、太宰府の底力総発揮構想、全世代居場所と出番構想、令和の都大太宰府構想、そして持続可能な太宰府構想という4つは、この総合戦略と全く一緒の類型であります。その4つの類型の中に4つずつの大目標を入れまして、その一つに持続可能な太宰府構想の中の新しい公共の促進という言葉で、新しい公共を入れたところであります。

この新しい公共についてでありますけれども、なかなか定義というのは一言では言いにくいんですけれども、もともとの私自身の考え方、ルーツをたどりますと、これは評判もいろいろあったわけでありまして、かつての民主党政権ですね、国政での、その中で新しい公共の考え方というのがまずその中に入っておりました。

私の捉え方としましては、やはりこれからの時代、政治、行政、そして市民、国民、県民で

すね、そうした中のニーズと、そして予算なりそうした人員なり、そうした限界の中で全てのニーズにお応えしていくことは、これからの少子化、高齢化の中で、また経済も成熟化していく中で、なかなか難しいだろうと。これだけ国も借金を抱えて、地域でもなかなか予算組みが難しい時代でありますので、そうした中で全ての市民ニーズにお応えするのはなかなか難しいというのが率直なところであります。

しかし一方で、皆様のニーズは年々むしろ高まっているというところでありまして、例えば高齢化の中で、近くの買物もなかなか難しい。また、路線バスなんかも、もっともっと密に近くにバス停を置いてほしいとか、ニーズはどんどん高まっています。しかし一方で、人員、運転手の方が足りないとか、何よりも民間の会社も厳しい中で路線を縮小される。しかし、それを市で全て網羅することも、予算的にもなかなか難しい。そうした中で、その間をつなぐ公共的な何かシステムができないものかと、それが新しい公共ということで、私がお伝えをしている枠組みといいますか、定義であります。

そうした中で、やはり職員も限りのある人員ですし、市民の方も様々思いがある中で、その間に立って、例えば職員OBに何か地域の中でコーディネートをしてもらうとか、それで地域の自治会の方にももう既にいろいろな役を担っていただいていますけれども、スポーツのこととか健康のこととかですね、そうした方々にもっと行政との連動性を高めていくとか、そうしたことのために、今後堺議員の指摘もあると思いますけれども、新しい会議体を何かつくっていくとか、そうしたことを考えていくのが新しい公共だということ考えているところであります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 新しい公共についてすごくよく分かりました。私も市長の考えに大賛成です。今まで行政サービス、まちづくりは、行政が一元的に担ってきたんですけども、それを行政では厳しい、全てを賄うことができないだけじゃなくて、新たな登場人物ですよ、市民、事業者が参入することによって、ただ担っていただくだけじゃなくて、新たな視点で新たな展開が期待されるというところに私も期待しております。私も大賛成。

そこで、この市長の公約であります新しい公共なんですけれども、これ、その新しい公共を進める上で、すごく公共計画というのが非常に相性がよいと私は思っているんです。

そこで、1件目の質問にまた戻りますけれども、行政執行の最上位計画とされる太宰府市総合戦略は、公共計画たり得るのかと。要するにこれ、行政だけの計画じゃなくて、市民の市民のための市民による計画になっているのかというところにまた戻りますけれども、ちょっと詳しく見ていきますね。

まず、計画のつくられ方はどうだったのでしょうか。公共計画とされる松浦市、この松浦市の公共計画は、対話を重視した未来会議を開催し、延べ300人以上の市民の手によってアンケートやインタビューを重ねて、2年以上の歳月、時間をかけてつくられたそうです。一方、太宰府市総合戦略、こちらのこの計画のつくられ方はいかがだったのでしょうか、お答えください。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 現第2期総合戦略につきましては、まずは総合戦略推進委員会にて議論を重ねていただいたところです。さらに、パブリック・コメントの実施や議会連絡会での報告などを踏まえて策定したという経緯がございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） そうですね、太宰府市の総合戦略は、市長に選ばれた産官学等各界の有識者をメンバーとするまちづくりビジョン会議が中心として策定されたと。当然2年間なんてかけてないわけですよ。これ、多くの意見を集めて議論して物事を決定する民主主義的な方法よりも、市長とその周りの少数者で物事を進めるほうが効率的であると評する向きもありますけれども、これでいいんでしょうかね。この計画の策定方法は、一昔前の行政計画をつくる方法そのものなんですけれども、これについてはどうでしょうか。これ、市民参画が全くできてないんですけれども。

ちなみに自治基本条例、これ第15条、市民参画の条文です。市長等は、市政に関する計画又は政策の立案の各段階から、公正かつ透明性を持った市民参画の機会を積極的に創出し、市民の意見が市政運営に適切に反映されるよう努めなければならないとあります。これ努力義務なんですけれども、ちょっと弱いんですけれども、この総合戦略、本市で一番重要とされる総合戦略の策定に当たっては、これまちづくりビジョン会議のメンバーが中心となってつくられておりますので、これ市民参画と言えるのか、これ自治基本条例第15条の市民参画に非常に抵触する部分ではありませんか、お答えください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 結論からいいますと、抵触はしないと考えておまして、先ほどの最初の私の答弁でお伝えをしましたけれども、要はやはり、例えば本市においても全国的に見ても、百人委員会みたいな形で市民の方の代表にお入りをいただいて、総合計画なりそうしたものをつくってきた経緯もあったと思いますし、全国的に見てもそういうつくり方もあると思います。

ただ一方で、やはりじゃあ仮に100人、1,000人だったとしても、7万数千人いる市民の中のどうやって100人まず選ぶのか、1,000人選ぶのか。選ばれなかった方からすると、自分が入っていない、そういうご指摘。じゃあ、7万人全部入れられるのかというと、なかなかそういう会議をする機会も難しいでしょうから、そうしますとやっぱり結果として、市長が選んだと言われますけれども、市長である限りは、審議会のメンバーなどは最終的に私が決裁して選んでいきますから、ただもちろんそれ全て私が知っている方とか、そういう個人的に選んでいるということではなくて、もともと続けていただいている方、職員が様々担当する中でお付き合いが深まっている方なり、地権者の方なり、そうした方にお就きをいただいていると。

それも含めて全て私が最終的には委嘱をしていくということになりますので、そういう意味では私が選ぶということになりますけれども、木村議員がおっしゃるように、意図的におっしゃっておられると思いますが、私が私の知り合いだけをただ選んで個人的にやっているという

ことは断じてありませんので、その点は誤解なきようお願いしたいと思いますが、いずれにしましても、そうした中で私自身、この総合戦略推進委員会のメンバーとしては20人弱でありましたけれども、そこに至るまでに、先ほど申したように選挙の際にまず公約ということでお示しをし、そしてそうした中で有権者の方、市民の方が参加する中で選挙の結果が出て、そしてようやく市長というものが選ばれるわけですから、そうした過程も経て、そしてその中でそうした知見者の方にも加わっていただいて、そして何より職員がまずは当然そういう土台、たたき台をつくっていくわけですから、職員もしっかりとコミットをしてつくってきたものでありますので、そうした意味ではしっかりと市民の声が吸収されていると考えております。

加えまして、そうした中でつくった後、またつくる前も含めて、様々な皆様への私なりの発信、市報なりSNSなり、そうしたもので定期的に市民の皆様にごできるだけ分かりやすく進捗などもお伝えをしてきたつもりですし、皆様からのご意見をいただければ、そうしたことに対して説明にそれぞれ回ってきているところであります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 私の考えとしては、あくまでこれ努力義務でちょっと弱いんですけども、やはり市の重要計画となるものをつくる場合は、それこそ策定の段階からさらなる市民参画を進めなければ、市長が目指す新しい公共、公共計画に向けての段階になかなか踏めないんじゃないかというふうに危惧しています。これ、もうちょっと市民参画を進めていただきますようお願いいたします。

もうちょっと改めて見ていきますと、松浦市の公共計画と本市の総合戦略をもうちょっと比べてみますよ。計画の目指すものについてお伺いします。松浦市の公共計画は、市民自らが考えた10年後の未来とされています。一方、太宰府市の総合戦略、この計画が目指すものは何でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 松浦市のことも、この機会に改めて、指摘を受けまして私なりに勉強させていただきました。もちろん総合計画自体がよく10年計画として示されるケースが多いですので、10年後の松浦市の未来ということで書かれていると思います。総合戦略につきましては、基本的には5年計画でありますので、5年後の太宰府市の未来ということを見据えつつ、10年、20年先の太宰府の姿も描いていく、その中の特に集中的に取り組んでいくものを戦略的に書いていくということが総合戦略だろうと私は捉えております。

そうした中で、先ほど来申しております4つの構想と戦略というものを立てておまして、底力の総発揮、そして全世代居場所と出番構想、そして令和の都としての大太宰府構想、そして持続可能な太宰府ということでありまして、やっぱり太宰府の分析、これを職員とも委員の方とも重ねてきましたけれども、太宰府は非常にネームバリューもありますし、歴史も文化も一流でありますけれども、一方で、それを本当に生かし切れて、市民の方に還元できているのか。言わば税収なり経済効果をしっかりと上げて、それを市民の方にお返しできているのかと

いう点で、底力が発揮されていない部分があるのではないかと私は考えまして、構想にしています。

例えばですけれども、太宰府天満宮さんコロナ前は1,000万人の方が来られていると、太宰府市に来られているという触れ込みでありますけれども、じゃあ1,000万人の方が来られて、実際にどれほど市にお金がある意味落ちているのかと考えますと、やはり天満宮さんにお参りをして、すぐ参道だけ少し見て、駅からまた帰られる、そういう方がほとんどということは市民の方も認識をされていまして、せっかくお越しいただいた方に、やはり大宰府政庁跡なり様々なものを見ていただき、食事をしていただき、宿泊をしていただくことで、初めて市への市民の方への還元ができるのではないかという意味では、古民家を改修したホテルを建てるとか、天満宮さんともっと連携を強めるとか、国立博物館と連携を強めるなど、そうした底力発揮構想というものを5年、10年かけてやっっていこうということが例えば1つあります。

居場所と出番構想の中でも、やはり子どもたち、また高齢者の方、こうした方々が孤立しないように。学校に行けなければ、じゃあほかの方法で学んでもらえるようなところ、居場所、そして活躍をする出番をつくっっていこうということ。そして、やはり太宰府市1市にとどまらない大太宰府的な観点で日本遺産なども拡大していく。そして、持続可能な構想の中で行革なども行っていく。こうしたことを1つ、4つの枠組みにしまして、やはり5年、まずは5年、そしてその先まで太宰府をある意味、皆さんのニーズに応えられるような税収も増やし、そして太宰府の宝をしっかりとPRをしながら生かしていく、そして市民の方、住まう人も訪れる人も共に喜び合えるような太宰府にしていくと、そういうことを目指しているところであります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） お答えいただきましたけれども、私の考えですよ、太宰府市の総合戦略は、国の掲げる方針、まち・ひと・しごと創生法に沿ったところの5年計画でしかない。あまりにもその重要計画としてのスパンが短いと思っております。

以上、松浦市の公共計画と太宰府市の総合戦略、市民にとってどちらがよいのかちょっと考えてきましたけれども、これは言わずもがなと思っています。

それで、1点目の結論ですよ、結論。これは私の結論です。太宰府市の総合戦略は、松浦市が行ってきたような地域社会全体の計画、公共計画にはなっていないというふうに私は結論づけます。市長の公約に掲げる新しい公共は、私も大賛成。これを進めるためには、本市の目指す計画は、旧来の行政計画的総合戦略ではなく、松浦市を参考にして公共計画であるべきと強くお願いします。今の太宰府市総合戦略のままでは、市長の公約、新しい公共がうまいこと進むようには思えないんです。ぜひ進めていただきたいんですけれどもね。

2点目の質問にちょっと移りますよね。

太宰府市総合戦略は、これ本市で最も重要な計画なんですけれども、令和6年度いっぱいまで終了する予定だが、令和7年度以降の新戦略の策定準備は進んでいるのかという問いに対し

て、実際のところ、国の計画が令和6年度に改定予定となっているので、まずは第2期総合戦略、今の総合戦略のレビューを令和6年度にしっかり行おうと思っていますということがお答えなんですけれども、もう一年ちょっとしかないんですけどもね、これね。これ、この第2期総合戦略のレビューを令和6年度にしっかり行っていこうというこれ、具体的に何を行おうというところなんですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これも先日の請願のこととも関わってくるのですが、総合戦略につきまして、5年計画でありますけれども、その中でKPIの指標などもつくっております、これを毎年我々まずは内部的に進捗状況を確認し、そして委員の方にも定期的にお伝えをしてきました。という意味では、毎年のようにそうした進捗を我々として完了し、そして徹底を図ってきたところであります、まずは。そうした中で、最終年度を来年度迎えて、そうした最終年度までまずはしっかりと実行する、施行していくということが大前提であります。

ともすれば、今まで5年計画にしても10年計画にしても、計画が終わり切れないうちからいろいろレビューをした形にして、結果として切れ目なく出していくということがありますけれども、私としては、実際に5年なり10年しっかりとやり切った後で、しっかりとレビューをしていくということが本筋だとも思っておりますし、そうした意味では、まだ5年計画の4年目の途中ということでありますので、まずは最終年度、来年度をしっかりと目標達成のために、先ほど来申しているような目標達成のために頑張っていきたいと。

その上で、定期的に進捗を管理しておりますので、そうしたことも同時並行で進めながら、まずは令和6年度に最終的な5年計画の進み具合、そしてそれがどこに問題が、もし実現できていない部分があるとすれば、どこに課題があったのか、実現できているとすれば、それをさらに伸ばしていくためにどうすべきであるか、そういうことをしっかりと委員の皆様も含めまして、もちろんですけども市民の皆様にもご説明しながらやっていきたいということになります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 今のお答えを聞いていて、私はすごく心配になったんですけども、職員の方皆さんも心配になりませんか。というのは、今の第2期総合戦略をやり切った後で次の5か年を検討するというのであれば、そこに重要計画のブランク、空白が出てきますよね。それについてはそれでもよしと皆さんが考えるんだったら、非常に私は問題だと思いますよ。

普通ですと、総合計画、今までやってきた総合計画は、次の総合計画が切れない間に今の総合計画の検証を行って、それをしっかりと反映させたところで次期計画につなげる、計画のブランクを生じさせないというのが非常に重要なところだと思うんですけどもね。残すところあと一年ちょっとですよ。最上位計画、重要計画が存在しない空白期間、ブランクが生じないよう、新計画を滞りなく策定することが必要だと思いますが、そもそもやる気はあるんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ちょっと説明の仕方が私が至らなかったかもしれませんが、もちろん空白を生じさせようというつもりはございません。先ほど申しましたように、5年計画でありますので、5年間しっかりとまずはやり切るということを大前提としながら、しかし同時並行でそのレビューも行いながら、ただ単にやり切る前に計画だけつくるといったようなことはないようにしていきたいという意味であります。

そうした意味では、総合戦略の国の考え方がそもそもまだ明らかになっていないところもありますので、そうしたものをしっかりと見極めながら、そしてやはり空白が生じないように、そしてあともう一つが、市長任期が4年というやはり区切りがありますので、この4年の任期の中で私の2期目公約というものもしっかりと結果を出していく。こうしたことも同時並行的に考えながら、結果としては、総合戦略はまずは国の考え方にも基づきながら、重要計画の空白が生じないようにしていくことは当然のことと考えております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 新計画は、この重要計画、ブランク、空白が生じないように策定していただくことを切に願いますが、そういえばですよ、去年の6月議会で採択された第六次太宰府市総合計画の策定に関する請願書、これを受けての対応をお伺いします。

これは1年以上経過していますけれども、第五次総合計画、これ最上位計画が第五次で終わっています。その後、今は総合戦略で市政運営を行っていますけれども、第六次太宰府市総合計画の策定に関する請願書、これ採択されたわけですよ、可決でね。その後、これ議会もどうなっているのかというのを聞くのは初めてなんですけれども、この請願書をどのように扱われたのか、どのように市長、執行部は第六次総合計画に向けて、もしくは新しい計画に向けて検討されたのかをお答えください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） もちろん議会で採択をされました請願については、我々としても真摯に受け止めた中で、まずは先ほど来申していますように、総合戦略というものをしっかりと実行し、そしてそこに続く新たな戦略というもの、もちろん基本的には1期目、2期目、同じような公約の形にしておりますので、中身は似通ってくる可能性が十分ありますけれども、そうしたものを戦略として新たに打ち立てていくということをしっかりとやっていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） これ、一応請願ですので、これ市民が提出した請願の軽視、さらには採択した議会の議決を軽視するものと言わざるを得ないんですけれども、ここら辺の請願の扱いについて市長はどういうふうにお考えですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど申しましたように、決して軽視をしているわけではありません、

我々として重視しまして、しっかりと受け止めまして、そうした趣旨に沿って総合戦略というものをまずはしっかりとこの期間中やり切って、そして新たな戦略、方針というものをしっかりと打ち出して、市民の皆様の負託に応えたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） それでは、1件目の最後になりますけれども、令和7年度以降の新計画の策定に向けてのことをお伺いします。ブランクを空けないということを非常に重要視していますけれども、これ、どのような体制で新計画の策定に臨まれるのでしょうか。現在の太宰府市総合戦略を策定したとされるまちづくりビジョン会議が中心となって、一部職員で策定するということはあってはならないと思います。公共計画というのであれば、それこそ市民参画を大いに進めていただいて、策定段階から市民参画を進めていただいて策定するべきと思いますが、どのような体制で新計画の策定に臨むのか、お答えください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど来ずっと議論してきましたけれども、私自身、市民参画というやり方はそれぞれによって、木村議員の考え方、私の考え方、また市民の皆様の考え方があると思っています。先ほど来申しましたように、例えば百人委員会をつくるにしても、その100人をじゃあどう選ぶのか。今20人ですけれども、定員は、20人を100人にする際に、じゃあどのような、20人の方をまた加えるのかとか、いろいろなまずその過程の中でも生じてくると思いますし。

そうした意味では、市民参画を全ての市民の方を参画いただくというのはなかなか難しいんですが、やはり私の政治家としての考え方としましても、最大の市民参画で市政に関わるものが市長選挙なり市議選挙だと思っています。そうした中で、その過程を経て選ばれた市長なり議員の方々がまずは考え方を示して、そうしたものを市の方針、戦略に落とし込んでいくということが、まず最大の市民参画でありますので、その負託に応えて、4年の任期の間にまずは私自身が市民の皆様の期待に応えるため、そのためにやはり市民の方にも職員にも、私自身にとっても一つのメルクマールになる総合戦略というものをしっかりと作り込んでいくという意味で、市民参画、そして説明責任を果たしていくという意味で、市民参画を最大限行っていきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 前向きなご回答ありがとうございます。

1件目をまとめますと、太宰府市政に最上位計画が存在しない空白期間、ブランクを生じることがないように、責任持って対応していただきたいということ。新総合計画の策定は、本市にとっては極めて重要かつ、策定が進まないのは深刻な問題ですので、次の3月議会でも取り上げることにいたします。そのときには具体的な回答をいただき、しっかりと議論できますことを期待しております。

2件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 2件目の太宰府市総合戦略におけるプロジェクト管理についてご回答いたします。

第2期太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略、通称まちづくりビジョンについては、施策の効果検証を図るために、成果指標となるKPIと活動指標であるアウトプット指標を設定しております。毎年、ビジョン会議においてこれらの指標を基に進捗状況の報告を行い、評価及びご意見をいただき、施策の見直し改善を図りながら施策の推進を行っているところです。

また、施策の効果検証は、総合戦略推進委員会だけで行うものではなく、当然、行政内部においても個々の事務の点検、改革改善にとどまらず、予算配分の重点化や市政運営全般の改革改善を行うなど、簡素で効率的な市民協働の行政運営の仕組みをつくり上げるため、PDCAサイクルの確立を目指し、様々な施策評価に取り組んでいるところです。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） ご回答ありがとうございます。

まちづくりビジョンについてですけれども、これ、4つの構想と31の施策があります。これをプロジェクト管理するのは非常に大変だと思っています。

そこで、これ、評価としてはこれですね。施策評価、これつづりなんですよ。これ年度ごとにプロジェクトの評価をしてあると思うんですが、このシートにおける評価の内容を、今ご回答にもありましたPDCAサイクル、ここに注目したいと思うんですけれども、この施策評価のPDCAサイクルがどのように回されて評価されているのか、ご説明いただきたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 令和4年度、対象が令和3年度になりますけれども、令和4年度の施策評価からは、総合戦略の施策を対象としました評価、内部評価をまず実施しております。評価結果や市民意識調査の調査結果に対しまして、業務改善、コスト改善などを行い、次年度に向けた事業の展開につなげております。また、こちらにつきましては、総合戦略推進委員会でもこの施策評価へのご意見をいただいております。

また、令和5年度のビジョン会議におきましては、幾つかの施策を対象に、外部評価的な評価をいただきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） もうちょっと詳しい説明が欲しかったんですけれどもね。PDCAサイクルを回しながらということ、まずプランですよ、プランでPですよ。ドゥーというのは実行ですよ。それでCはチェック、Aはアクト、改善しながらまたプランに戻るとこういうサイクルで、計画をバージョンアップしながら進めていくというふうに私は思うんですけれども、この施策評価、これ毎回決算のときにお配りされますので、私も内容は見るんですけれども、これPDCAが回っていないと思うんですよ。プランとドゥーの実行はあるんですけれども、

ども、PD、PD、PDでずっと毎年やっています。チェックとアクトの改善という部分ですね、これどこに反映されているか、そこら辺のところ詳しくご説明ください。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） それでは、こちらの施策評価の中身についてなんですけれども、中身につきまして、大まかに中身が施策の概要、現状把握、主な事業の取組、今後の展開というような形でこちらのシートのほうを作り上げておりまして、この中で施策の概要という、これが方針になりますけれども、こちらがプラン、計画というような形になります。また、現状把握というところで成果指標の達成状況やその年度の主な事業の取組等を掲載しておるところで、ドゥー並びにチェックを行っておるところでございます。また、こちら、シートの最後には今後の展開ということで、今後の方針というふうに掲載をしております、こちらに改善内容のほうを掲載してPDCAサイクルを回しておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） こういう本会議場のやり取りでは、なかなか内容は分かりませんよね。分かりました。

そしたら、これ、施策評価、これ評価なんですけれども、これは担当課がつくるわけですよ、担当課がつくる。先ほどもございました。これ職員だけの評価だけじゃなくて、まちづくりビジョン会議のメンバーも評価に加わっておることなんですけれども、これ一般的に申しますと、この自治体の事業のPDCAサイクルの評価というのは、まず自分の課、担当課で評価して、それでそれなりの組織体の推進会議等、これがまちづくりビジョン会議になるのかもしれないけれども、その後、外部委員による評価があって、最終的に行政として総合評価としてまとめて、最後は公表ですよ。

この流れが一般的なんですけれども、本市の場合は職員担当課による評価、これはホームページで見ることができますけれども、まちづくりビジョン会議による評価、されているとおっしゃいましたが、実はほぼほぼないんですよ。これ、議事録という形で私は見せていただきましたけれども、進捗管理という単語は出てきますけれども、評価がないんですよ。もしかしたら評価しているつもりかもしれませんが、評価という形での取りまとめはない。これを実際これした後、しっかりまとめて公表すべきだと思うんですけどもね。このまちづくりビジョン会議による評価は機能しているんでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 総合戦略推進委員会での施策評価についてですが、総合戦略の施策体系の下、施策の対象に基づいて施策成果指標の設定を行っており、基本的にその指標に基づいた評価を実施いただいております。

また、総合戦略推進委員会の皆様からのご意見を基に施策に反映した例というものがございまして、例えば例を挙げますと、昨年度につきましては、指定管理者の選定方法についてご意見をいただき、非公募で行っている施設について公募への移行ができないか施設ごとに検討を

行って、その結果、太宰府市立大佐野スポーツ公園、また太宰府市体育センターの2施設、こちらを公募で実施することができたというような、そういった成果というところも見てとれるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） まちづくりビジョン会議による評価というのが実際にこれは反映したということですけども、確かに唐突に出てきましたね、去年ね。あれ自体がすごくスピーディーに、これまちづくりビジョン会議の委員さんの声を反映させたと思いますけれども、これは本当にPDCAサイクルを回したところで、しっかり新しい計画、プランとして位置づけられたところで出てきたんでしょうか。あまりにもスピーディー過ぎて、私たち議会はびっくりしたんですけども、その辺しっかりPDCAサイクルの新しいP、プランに位置づけられたものとして実行されたんですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） プランにつきましては、先ほど申し上げました内容の分になるんですけども、現在の施策評価は全31施策に基づいて行っておるところでございます。もちろんこの施策評価というのは、大本になっておりますのが第2期太宰府市総合戦略ということになっておまして、そちらの内容に基づきまして、皆様方にしっかりとプランについても含めて、プランも含めてしっかりご評価いただいておりますところでございます。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） このPDCAサイクル、もうかなり世の中にこれ定着してきたところなんですけれども、本市のPDCAサイクルによるこの改善ですよ、機能してないと私は思います。

そこで、もう一回言いますよね。まずは担当課による自己評価、これの中でもしっかりPDCAサイクルを回してください。それとあと、まちづくりビジョン会議においてもそうですね。しっかり回したところで、これ新しいプランに反映させてください。それでもう一つ、外部評価委員による評価というのを加えることによって、このPDCAサイクルの改善の実効性が高まると思われませんが、市長どうですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど来説明ありましたけれども、率直に申して、木村議員はじめ議会の方、市民の方の様々なご指摘も当然我々として傾聴しなければいけないという思いがありますので、そうした中で、やはりせっかくのまちづくりビジョン会議がありますので、様々な知見をお持ちの方に多く入っていただいておりますので、そうした方々に今後さらに外部評価としてコミットをしていただいて、まさしくC、Aの部分为抓手と我々として実効的なものになるように、さらに努力を重ねようと思っております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 駄目押しですけども、これ自治基本条例、これ行政評価、第22条、市

長等は、市民及び専門家等の参画の下にこの行政評価を実施するよう努めるじゃないですよ、実施するものとするを書いてあります。もう一つ、市長等は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表です。ただ公表じゃないです。分かりやすく公表し、その結果を施策等に適切に反映すると、これ努力義務じゃありません。これについてはどうですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 先ほど申しましたように、そうしたことを条例の中でうたってありますので、より皆さんに分かっていただくように、まずは何よりも、例えば市民意識調査なども取っておりますけれども、そうした中で、私どもが目標として決めていることに対して評価をいただいているところもありがたいところでありまして、やはりお叱りをいただいているところもありますので、そうしたものもしっかりと意識しながら、評価をしっかりと外部的にも行っていただいて、そして改善に努めていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員。

○7番（木村彰人議員） 2件目は最後までめたいと思います。

市長がご自身の公約、新しい公共、公民連携を目指すということですね、それは私も大賛成、これを大いに進めていただきたい。そのためには、最上位計画におけるPDCAサイクルをしっかりと機能させることであると考えます。PDCAサイクルのCの部分、チェックの部分ですよね、何より充実させた上で、Aの部分、アクト、改善の部分にその評価をしっかりと反映させていただくと、すごく実効性がある改善のサイクルになると思います。

令和7年度から始まるであろう次期総合計画、これ公共計画になることを願っておりますけれども、そこでもしっかりとこのPDCAサイクル、チェック、アクト、この部分の活用、しっかりと生かしてほしいと思います。よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（門田直樹議員） 7番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

ここで11時5分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時05分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番原田久美子議員の一般質問を許可します。

〔12番 原田久美子議員 登壇〕

○12番（原田久美子議員） ただいま議長の質問の許可をいただきましたので、2件について質問いたします。

1件目は、子育て支援策についてです。

1項目めは、福岡市は通院医療費を1医療機関1か月当たりワンコイン500円とし、入院費は無料、県の補助金対象が広がった2021年に、従来は中学生までだった通院費の助成対象を高

校生18歳まで拡大するほか、子育て支援策の強化を掲げ、第2子以降は保育料完全無償化をスタートしました。

厚生労働省によると、2021年4月時点で、通院費の助成対象を高校生までとしている自治体は817市町村に上っています。春日市も令和6年度中に子ども医療費を無料化する予定と聞き及んでおります。福岡市も春日市も、市長の公約となって実現されているようです。県内で18歳までの医療費が無料になっているのは、嘉麻市、芦屋町、水巻町、赤村の4自治体、来年度4月からは古賀市も加わる予定です。

それに比べ、太宰府市は現在ゼロ歳から3歳までが無料です。子育て支援策として医療費の助成についての市長のお考えをお伺いいたします。

2項目めは、児童手当について、現在の太宰府市の支給対象と児童扶養手当の対象児童4人以上の場合の月額と、保育園児の第4子がいる場合の取扱いについてお伺いいたします。

2件目は、竹林対策についてです。

竹は根が浅く、根は横に広がるため、大雨が降ると土砂崩れが発生しやすくなります。今までの土砂災害は、竹林の多い場所に集中しています。竹林の考え方について2点伺います。

1項目めは、太宰府市の全体の面積のうち、森林の面積、竹林の面積、放置竹林の面積を教えてください。

2項目めは、令和5年5月24日付西日本新聞で、県道ののり面上から危険な落竹があったということが記事になっておりました。当該県道は通学路にもなっていますが、その後の整備の状況と、県有地、民有地からのものかはっきりしない竹についての今後の市の対応と方針、今後、竹害を竹財にする考えもあるかと思しますので、市の見解を伺います。

再質問は議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 1件目の子育て支援策についてご回答いたします。

まず、1項目めの子育て支援策として18歳までの助成についてですが、子ども医療費助成は、県の補助制度を活用し、各市において条例を定め、独自助成分も含めて助成しております。3歳未満までの入院及び通院に係る医療費につきましては、平成19年1月から県基準に従い、他市町村と並び無料としております。3歳以上の子ども医療費助成につきましては、入院に係る医療費の自己負担は、3歳から中学生まで1医療機関当たり日額500円、月額で7日上限の3,500円としております。また、通院に係る医療費の自己負担は、3歳から就学前までは1医療機関当たり月額600円、小学生は月額1,200円、中学生は月額1,600円としております。なお、調剤費につきましては、自己負担はございません。

福岡県の基準では、このうち3歳から就学前までの通院に係る医療費の自己負担が月額800円となっており、本市と200円の差がございますが、この差額は市が独自に助成しているものであります。また、県基準では所得制限を設けておりますが、これについても制限を設けずに独自助成としており、子ども医療費助成全体としては、隣接する筑紫野市と足並みをそろ

えているところでございます。

子ども医療費につきましては、全国的に様々な動きがあることは報道等で承知しておりますが、かねて申し上げておりますように、基本的には国、県が方針を決定し、全国一律に対応が取られるべきものであり、今後もそうした要望を強めつつ、国や県、近隣も含めた他の自治体の状況を見ながら、本市として判断してまいります。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 次に、2項目めの児童手当の支給対象と児童扶養手当の対象児童4人以上の場合の月額と、保育園児童の第4子がいる場合の取扱いについてご回答いたします。

なお、各種手当の支給につきましては、所得制限や例外規定等が設けられておりますが、現時点での一般的なケースということで回答させていただきますので、あらかじめご了承ください。

まず、児童手当につきましては、中学校修了前の児童を養育している方に支給をいたしておりますが、その支給月額は、3歳未満が1万5,000円、3歳以上中学校修了前が1万円となっております。なお、3歳以上小学校修了前につきましては、当該児童が第3子以降の場合は1万5,000円となります。

次に、児童扶養手当につきましては、基本的にひとり親で、18歳になる年度末までの児童を養育している方に支給いたしております。その支給月額は、全部支給で児童1人の場合は4万4,140円、第2子加算額が1万420円、第3子以降の加算額が6,250円となっております。このことから、児童4人の場合は月額6万7,060円で、以降、児童が1人増えるごとに6,250円が加算されることとなります。

次に、保育園児童の第4子がいる場合の取扱いについてですが、新規入所に際し、兄弟児が既に入所している場合などにつきましては、保育児童課で必要書類を複写して使用するなど、手続の簡略化を図っているところであります。今後につきましても、可能な限り簡素な方法で各種手続が行えるよう努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） ご答弁ありがとうございます。今回、子育て支援について質問させていただきました。私、初めに冒頭でも申しましたとおり、市長がどういうふうな考えを持ってあるのかをお聞きしたかったわけです。まだちょっと待ってくださいね。

今回の太宰府市の広報紙をしてみると、令和5年ニューストップスリーということで、1から自治体ランキング九州・沖縄1位獲得、住みよい街2023と書いてあります。2番目、新型コロナ5類に移行し、令和の都だざいふににぎわいが戻る。3番目が、中学校完全給食に向けて新調理場が完成したということで、10まで書いてありました。

この中学校完全給食は、今までの市の市議会議員の方と前の前々市長さん、私が初当選したときも、これは私の公約でございました。中学校が完全給食になるようお願いした、今度2023年にやっと新市長楠田市長がこのことを取り上げて、完全給食をやっていたわい

ございます。本当にありがとうございます。

これに対しては、私は楠田市長には申し分ないんですけども、先ほど私が言いました春日市、福岡市、いろいろなところがもう医療費が無料になったということで、先ほど答弁では筑紫野市と足並みをそろえてって、筑紫野市と足並みをそろえる必要は私はないと思います。これは市長の考え方で、公約でもないんですから。春日市も福岡市も公約でございます。公約じゃないんです。市長は公約じゃなくて、医療費無料化をしましたということでしてもらいたいと思いますけれども、お答えください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 原田議員のご指摘は本当にごもっともでありまして、私も当然、子どもの医療費の無料化ということは、国全体としても実現をされるものだということをまず思っております。ただ一方で、非常にそうしたことを実現するためには、やはり億単位の予算が必要となってくるわけでありまして、そうした中で、今筑紫地区なり筑紫野との比較もあえて触れておりますが、そうした中で、やはりそれぞれの予算規模なり予算の優先順位なり、そうした中でなかなか実現できること、でないことがあるというのも率直なところであります。

例えば先ほどお褒めいただきました給食の件で、これを非常に後発組として新たにやる際に、これまた億単位の予算がかかってきていますし、そうした中で1月から3月は給食費無料にするということも決断をいたしましたけれども、そうしたことのほうにまずは優先順位として、最初スタートする、やはり混乱などもあるでしょうから、そうしたことのために予算を費やすというまず判断をしていますので、その先に子どもの医療費なり、様々な高齢者の方々への助成なり、こうしたものを全体的に考えたときに、来年度予算としてどのような方向性を打ち出すかということ結論を出していきたいと。

いずれにしても、先ほど申しましたように、やはりこの子ども医療費なり給食費なり、子どもたち、子育て世代に関わるのが自治体によって負担が異なるということ自体が、やはり日本国の中でじゃあ少子化対策をどうしていくか、子育てにどれだけ重きを置くかと、今国も議論していますけれども、結果としてはそういうことが、自治体の大きな工場を持つ大都市、そうしたところばかりが優遇されて、福岡市なんか、皆さん福岡市ばかりに結局は移り住んで、福岡市だけが人口が増加するような形も、決して国としてはいい形ではないと思いますので、やはり国、県、そうしたところがしっかりと音頭を取って、全国的に無料化にできるような働きかけもしっかりやっていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 医療支援のほうに戻ります。

こども家庭庁が助成を実施していた結果がありますので、ちょっとここで申し上げます。市区町村全国1,741自治体のうち、通院費が1,202自治体で、69.04%、入院費が1,266自治体になって72.71%が助成をされているというところで、それも市長、一応頭に入れておいていただきたいと思っております。

それと、本市が3歳までしか今医療費が無料化されておられません。先ほど答弁では、本人の通院に当たりまして、ちょっと例を言いますと、3人子どもがおったとして、今のインフルエンザ、コロナはないとしても、コロナは公費ですからいいんですけれども、インフルエンザ、3人子どもがおったら絶対にうつつていくと思います。3人が病気した場合、結局就学前の場合は600円の3掛けるわけですから1,800円の医療費自己負担が要るわけです。それは幼児でしたね。小学校は6年生まで1,200円かかります。その3人分、3,600円です。中学生まではまた1,600円、3人かかったら、年子だったら3人おるかもしれません。4,800円かかるんですよ。そして、疾患を持っている子どもさんたちは大学病院にもかかっている。そして、小児科、耳鼻科、皮膚科と、疾患を持っているといろいろな科に行かないいけないんです。それで1か月に同じお金が太宰府は要るんですよ。3人おったら本当に大変です、医療費だけで。

実際、私の身内にもおりますので、本当に医療費が、もしも11月30日に行ったら、またそこで医療費が要ります。もう明日は行かないということはできませんから、12月1日に行ってもまた医療費がかかるわけですよ。もう本当に医療費というのは、子どもがおればおるほどお金が要る。でも、太宰府市は子どもを、たくさん若い者を増やして、少子化対策に一生懸命になってありますけれども、それじゃあ子どもが、若い人たちが太宰府に寄りつくことはないと思います。

やはりそういうふうなところから、目に見えないところ、本当に今給食費が3か月間は無料でしたけれども、それから3か月以降はまたお金がかかるわけですから、それは大変だと思いますけれども、医療費だけでも、これは病気したくてなっている子どもじゃないんですよ。やっぱり子どもが安心して太宰府市に住めるために、ランキング1位にそっちを入れてほしかったなと私は思っております。

それと、医療費はもう本当に、先ほど春日市、福岡市の例を言いましたけれども、それを市長に当てつけに言っているわけじゃなくて、市長だったらそういうふうな、公約じゃなくて、自分でできるんじゃないかな、市長の権限でできるんじゃないかなと思って、私は今回、医療費の無料化について質問させていただきましたけれども、例えば福岡市のほうは、やはりどこから費用を持ってくるかということは、天神ビッグバンなどいろいろな都市開発を進められて、不動産の価値を上げて、それを税収を図って、そういうふうな財源を充てて無料になっているということですね。工夫されているということですね。

それと、やはり太宰府市でも不動産開発の活用とか、今眠っている公共施設、いつも私が一般質問するんですけれども、いきいき情報センターのあの跡地をどうしていこうかと。あれを民間に何かをつくって財源を得る、そういうふうな住みたいまちになるように、本当に若者が入ってくるまちにしてもらうためには、そういうふうなところから財源をつくっていかないと、もうお金がないんですから。太宰府は天満宮に頼るわけにはいかないんですよ。学校に頼るわけにはいかないんですよ。税が入ってきませんから。たら、どこで税収を図りますか。やっぱりそういうふうな公共施設の、もったいない、眠っている公共施設をどうにか改善して、

人が来るようなそういうふうなことで財源をつくってほしいと。

もう今、私は子育てのことばかりさっきまで言いましたけれども、高齢者も大事なことですよ。高齢者も含めてそういうふうな住みたいまちになるように、世帯数をとにかく増やしていきたいと思っております。私も協力できるところは協力させていただきますので、これをもって……。もう一つあった。すみません、もう一つありました。

もう一つ、ちょっとお聞きしたかったのが、保育園の第4子が、続けてじゃなくて、4子がちょっといつときして生まれたとした場合には、また改めて書類を出さなきゃいけないということを、そんな無駄を、1、2、3子まではもうその保育園に行っていたんだから、もういいんじゃないかと思ったけれども、やはり4子はまた改めて出さなきゃいけないということで、市民の方からちょっと私のほうにお尋ねがあったんですけれども、私もよく分かりませんでしたので、保育児童課のほうにちょっと聞きたいんですけれども、そういうふうな書類については、先ほど答弁ではきちんと簡素化しながらやっていきますということ、可能な限り簡素な方法で各種の手続をしまいりますと言われましたけれども、やはり書類上は本当に大変だと思えますよ、保育園に入れる。4子目だから、もう、1、2、3子が同じ保育園にいたときでも、やはり4子目はまたきちんとした書類を出してもらわないといけないということだったんですけれども、それに対してちょっと質問ですけれども、再質問になるかもしれませんが教えてください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 入所申請に際しましては、兄弟児が既に入所している場合につきましては、最低限必要となる継続利用申請書と新規入所申請書の双方を記載、提出していただくこととなります。また、添付書類のうち、保護者の就労証明書などにつきましては、保育の必要性の認定に不可欠となりますので、新規入所児も含めて半年ごとの提出をお願いしているところでございます。ただし、その場合におきましても、兄弟児分は保育児童課で複写して使用するなど、手続の簡略化を図っているところでございまして、何度も提出させるというそういった認識はないものでございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 1件目につきましては、市長にお願いしたいことは、とにかく住みよいまちとして、魅力あるまちとして、ほかのまちに負けないような、よそのまちと一緒にする必要はありませんので、太宰府市だけの独自の子育て支援策を頑張りたいと思っております。

1件目は終わります。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 2件目の竹林対策についてご回答いたします。

まず、1項目めの太宰府市の全体の面積のうち、森林の面積、竹林の面積、放置竹林の面積についてですが、太宰府市の全体面積は29.60km<sup>2</sup>、ヘクタールで換算しますと2,960haとなりま

す。そのうち森林面積は1,193haで、全体の40%を占めております。竹林の面積は45.95haでありまして、先ほどの森林面積に含まれております。なお、放置竹林の面積につきましては、年々増えていると言われておりますが、統計上の把握は難しいところであります。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 次に、2項目めの令和5年5月24日付の西日本新聞で県道のり面上から危険な落竹があったと記事になっていた。当該県道は通学路にもなっているが、その後の整備状況と、県有地、民有地からのものはっきりしない竹についての今後の市の対応方針と、竹害を竹財にする考え方について伺うについてご回答いたします。

初めに、新聞記事に記載された事案への対応ですが、県道筑紫野太宰府線に沿ったのり面の竹について地元自治会より市に連絡がありましたので、市担当者で現地を確認し、竹が生えている道路のり面の所有者である県と民有地の所有者に対し、市から伐採などの適正管理依頼を行っております。

この結果、県において道路擁壁の上部のり面に生えている竹の伐採が行われましたが、今後とも市内の道路において同様の事例が発生した場合は、市から所有者や管理者に連絡して、伐竹など整備の適正管理依頼を行ってまいります。

今回の現場は、県においてもパトロールの重点箇所として捉えていただいておりますが、市も市内道路の日常パトロールに加えて、台風や大雨の前後には確認を行うなど、道路通行の安全確保に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 通学路としての道路の利用状況についてですが、落竹が起きたことを受けて、通学路の状況を学校に確認するとともに、登下校中の児童の安全について注意するようお願いをいたしました。

児童の登下校を見守っていただいている地域の方や保護者からの情報によりますと、令和5年5月24日以降の落竹は確認されておらず、また市としましても、先ほど述べました対応を行っていることから、学校は通学路を変更することはいたしておりません。

今後ともこれまでどおり地域の方や保護者にご協力いただき、児童が安全に登下校できるようにしてまいります。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 次に、竹害を竹財にする考え方についてですが、竹は、食卓に春の訪れを感じさせてくれるタケノコや、軽くてしなやかな竹製品としてかごやざるなどの日用品のほか、和の文化である茶道の道具にも利用されているなど、古来より身近な資源でもあります。

放置竹林問題の解決の一つの方法として、竹を利用することで竹林整備への関心を高めることは必要だと考えられますので、他自治体の取組等を参考に、竹を資源として利用できる手法について調査研究を行ってまいります。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） いろいろな課からご答弁、本当にありがとうございました。この落竹の竹林について質問したわけですが、先ほど私が質問で言いましたように、湯ノ谷西の竹林のことで、今日も資料として出ささせていただきましたけれども、ここのところが新聞に載ったんです。ここは国立博物館や筑紫女学園大の生徒さんたち、そしてまた子どもの通学路、ちょうど歩道があるんですね、この下が。

新聞によりますと、やはり5月24日頃ですかね、4月上旬頃に強い風が吹いたわけでもないのに、県道を塞ぐように約7mの竹が横たわっていた。自宅と反対側ののり面場に、道路から4mほどの高さにある竹林から滑り落ちたのだと。急ブレーキをかけて車は止まった、接触もなかったと。そういうふうなことが、これは風が吹いてないときに起きたこととございます。

もし災害時、7月の豪雨災害、市長の大ニュースにも書いてありましたけれども、7月の豪雨災害、9番目の安心安全で快適な道路改良着々と進行と。このニュースを見たときには、私は何もなっていないんじゃないのって、そう思いました。口では何でも、書くものは書いていいと思いますけれども、実際に実行したことを書いてください。うそは駄目ですよ。私はそういうふうにししか思えませんでした。

それからどういうふうになったかというのは、今先ほど答弁でおっしゃったとおりだと思いますけれども、市もどうしようもなかったんだらうと思います。竹林の民有地と県有地の区別もつかないということが、それは分かります。だから、結局私の質問で回答したのは、放置竹林の数が分からなかったということですよ、だと思えます。やっぱり見ても、竹がすごく茂っているところ、それとかもう大雨のときに竹が道路に横になって車が通れないところとか、本当たくさんあると思うんですよ。市の職員の方は、災害があったたんびにいろいろなところに駆けつけて回ってあります。それで、今回ここは通学路でもありましたので、本当にPTAとか地域の方が毎日毎日、雨の日も風の日も立ってある、子どものパトロールをされている、本当に頭が下がる思いとございます。そうしたことを子どもたちだけのことで見守るんだったらいいけれども、そういうような竹林が倒れてくるとかそういうふうなことまで、そういうふうなPTA関係者、地域の関係者は考えたくないと思うんですよ。もう恐ろしくて恐ろしくて、そこを通れないと思うんです。

だから、そういうふうな竹というのは、私が初め冒頭でも申しましたように、竹は本当に根が浅いんです。防災講座でも私いつも言っているんです、竹があるところはあまり通らないで。雨が降ったら本当にもう倒れてしまうんですよ、竹が。だから、今までいろいろなボランティアに行かせていただきました。市長もご存じだと思いますけれども、星野村もずっと行かせてもらいました。全部竹林でした。竹林の災害の土砂崩れが多かったです。それだけやはり竹林に対しては、もう少し市のほうも県のほうに、県有地だったら県のほうに整備をしていただくようお願いしてもらいたいんですよ。私有地に対しましては、私有地だから市のほうはどうのこうは言えないと思うんですけれども、私の体験からちょっと申させていただきます

す。

十数年前から太宰府は古都の光というのがございました。それに私も初めから手伝っておりました。初めは竹を切って、竹の中に土を入れて、砂を入れて、そしてろうそくでございました。そして、観世音寺からずっといろいろなところにその竹の筒を置いて、そして光をして皆さん楽しんでこられました。今は紙になりました。コロナでちょっと4年間なかったと思いますけれども、その前までは紙に砂を入れて、そして百均か知りませんが、LEDのランプを入れるようになって、それは風も吹きますので、火事になるということでそういうふうに配慮されたと思いますけれども、いろいろなところで竹を使った、先ほど言われましたように、竹についてはいろいろな和の文化で、いろいろなもので古代から利用されているということをおっしゃったので、古都の光のことで私は言いましたけれども、今後も竹についてはもう少し、竹は害じゃないんです。もう本当に利用すれば、本当にいい竹になってくるんですよ。竹を害と思ったらいけないと思います。それを竹を使ってそれを宝にする、財にする、そういうふうにしてもらいたくて、私、今回質問させていただきました。

やはり北九州のほうでは、小倉城の竹あかりというのがございまして、竹の中に灯をつけて、本当に見事な竹あかりをされておりました。そして、放置竹林も把握されたところで、本当に整備していかないといけないということで、タケノコ、先ほど言われましたようにタケノコを作って、それを竹を使ったものでとにかく売ると。民有地であろうと県有地であろうと市の土地であろうと、竹をタケノコの出るときに切ってしまえば伐採する必要はないわけですね。そういった竹になる前にタケノコを収穫して、どこかで皆さんが喜んでいただけるようなタケノコ料理を作ったら、少しはそれが財になってくる、宝になってくるんじゃないかなということで思います。

それと、先ほどは湯ノ谷西の竹林のことを言いましたけれども、もう本当に梅香苑の公民館の横にあるバイパスとの間にある竹林も、本当にあそこも危ないんじゃないかな、下がもう道路だし、人も通っていますし、あそこも土砂災害、絶対起きますよ。そういうふうなところで、やはり竹林がもう危ない、もう間伐せないかなと思ったところは、県有地であろうと民有地であろうと、やはり対策を考えていただきたいと思っております。

それから、福岡県では、森林づくりの団体を募集をされておりました。やはりそれは団体を募集するというのは、植栽や伐採、森林の整備、保全、里山や山林の保全をするために、そういうふうな団体をして、これは県の森林環境税を使って財源をされ、その団体にお金を渡してあるんですけども、太宰府市でもこういうふうな森林を使った団体というのはありますか。

○議長（門田直樹議員） 原田議員、先ほどどうそというご発言がありましたが、そういった内容は、因果関係が明確で、そこに意図、作為が認められることであればそういうこともあるかもしれませんが、ご留意ください。

○12番（原田久美子議員） 後でまた言います。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 把握している団体は4団体でございます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） その4団体には、そういうふうな森林税を活用してしていただくようになっておりますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 観光経済部長。

○観光経済部長（友添浩一） 現在、森林環境譲与税につきましては、本市の森林整備に主に充当させていただいておりますので、この4団体につきましては補助というところではございません。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員。

○12番（原田久美子議員） 放置竹林も保全も必要だと思いますので、そういうふうな団体さんを使っていただいて、協力していただいて、森林税の活用も県のほうから活用されるようになっていきたいと思いますので、県のほうにまた活用していただいて、竹を害にするのではなくて、先ほどから何回も言いますように、竹を財に変えていくような方法、それからやはり今まで竹にしましてはいろいろなことで、竹は本当にいろいろな、小学生も小さいときから竹を割って、そこに穴を開けて火の明かりをつけるランプみたいなものを作ってあると思いますけれども、そういうふうなことも含めましてしていただきたいと思います。

もう最後になりましたけれども、1件目は子育て支援につきまして市長からのまた考えを、市長の判断だと思いますので、よろしくお願ひしたいと。

2件目につきましても、市の職員さんはいろいろなアイデアを持っている方がほとんどいらっしゃると思いますので、市の職員さんも市長も意見を聞きながら進めていただきますようお願いして、私の一般質問を終了させていただきます。

○議長（門田直樹議員） 12番原田久美子議員の一般質問は終わりました。

ここで11時55分まで休憩します。

休憩 午前11時47分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時55分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔16番 長谷川公成議員 登壇〕

○16番（長谷川公成議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問させていただきます。

まずは1件目、欠席が増えてきている児童・生徒の対応について。

ちょうど1年前にこの質問をさせていただいた時点では、全国の不登校児童・生徒数は24万8,000人でしたが、1年後の現在では約30万人となっております。非常に驚くべき数字です。そこで今回は、不登校児童・生徒と認定される前段階の対応、これこそが最優先課題ではない

かと思い、質問させていただくことにしました。

1項目め、病気やけがではない理由で学校を欠席している児童・生徒にはどのような対応を行っているのか、お伺いいたします。

2項目め、コロナ禍においては、学校に気持ちが向かない児童・生徒に対して、授業へのリモートでの出席が認められておりましたが、現在はどのような対応を行っているのか、お伺いいたします。

3項目め、学校行事が苦手な不登校になる児童・生徒がいますが、その対応をお伺いいたします。

4項目め、欠席が増えてくると学習の遅れが懸念されますが、現在どのような対応を行っているのか、お伺いいたします。

次に、児童相談所と保護者及び関係機関との関わり方についてお伺いいたします。

本市でも、児童相談所に何らかの理由により一時保護される児童・生徒は少なからずいると認識しております。もちろん、保護される児童・生徒の生命の安全の確保が最優先されると思いますが、そのとき児童相談所は、保護者や市役所、教育委員会、学校などどのような関わりを持つことになるのだろうかと考えます。

そこで質問いたしますが、児童相談所が児童・生徒の一時保護を行う場合、保護者及び市役所、教育委員会、学校などの関係機関とはどのように関わり、またどのような経緯で児童・生徒を一時保護することになるのか、お伺いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 1件目の欠席が増えてきている児童・生徒の対応についてご回答いたします。

まず、1項目めの病気やけがではない理由で学校を欠席している児童・生徒にはどのような対応を行っているのかについてですが、市内の公立小・中学校では、福岡県教育委員会が示している不登校が生じないような学校づくり「福岡アクション3」を参考に不登校対策に取り組んでおります。

「福岡アクション3」は、不登校対策の3つの視点である未然防止、早期発見・早期対応、不登校児童・生徒への支援に基づき、3つのステージに分けて学校で重点的に取り組むべきことを整理し、これまで多くの学校で実践されてきた取組を3つのアクションとして示したものです。

議員のご質問にあります不登校と認定される前段階の対応につきましては、早期発見・早期対応のアクションとして示されております。

まず、欠席1日で必ず様子を伺う電話連絡をし、児童・生徒の状況把握に努めるとともに、心配している気持ちを伝えます。翌日の朝、児童・生徒に笑顔で言葉かけを行い、児童・生徒に居場所を感じさせたり、安心感を持たせたりするように努めております。欠席が2日続いた

児童・生徒には、心配している気持ちを伝え、保護者にも児童・生徒の家庭での様子等を尋ね、状況把握に努めます。欠席が3日続いたり、もしくは欠席日数が1か月で3日になったりした児童・生徒には、家庭訪問をしてじっくり話をし、欠席が続き心配している気持ちを伝え、信頼関係づくりに努めます。学級においては、朝の会で当該児童・生徒のことを話題にし、学級の中で当該児童・生徒の存在感を持たせるよう努めます。教職員間で当該児童・生徒の状況を共有し、今後の支援について話し合い、欠席明けは学年教師みんなで見守り、チャンスを見つけて言葉かけを行います。このように、児童・生徒が欠席した場合には、学校として組織的に取り組むようにしております。

また、福岡県教育委員会は、「保護者の福岡アクション3」というものを示しており、家庭での子どもの見守りをお願いしております。

以上のように、児童・生徒が不登校にならないようにするために、学校と家庭が連携して取り組んでいくようにしております。

次に、2項目めのコロナ禍においては学校に気持ちが向かない児童・生徒に対して、授業へのリモートでの出席が認められていたが、現在の対応を伺うについてですが、新型コロナウイルス感染症が第5類に分類されて以降も、太宰府市における不登校児童・生徒への支援のためのガイドラインにのっとり、定められた要件を満たすことによって、自宅においてICT等を活用した学習を行うことを出席として認めることとしております。

次に、3項目めの学校行事が苦手で不登校になる児童・生徒がいるが、その対応を伺うについてですが、運動会や体育会、合唱コンクール等の学校行事に参加することを苦手とする児童・生徒がいることは承知しております。

しかし、学校行事は、自己の向上の意欲を一層高めたり、責任感や連帯感、よりよい人間関係の構築など集団生活の在り方を経験したりすることができるものであり、大切な教育活動であります。そのため、児童・生徒の成長のために、苦手なことを少しでも解消できるよう、児童・生徒の気持ちを考えつつ、教員は支援を行っております。

次に、4項目めの欠席が増えると学習の遅れが懸念されるが、現在どのような対応をされているのか伺うについてですが、先ほど申しました太宰府市における不登校児童・生徒への支援のためのガイドラインを令和3年9月に策定し、児童・生徒の学びを止めないように対応しております。不登校児童・生徒への対応は、児童・生徒の状況によって変わってまいります、一般的に学校においては、家庭と連携して児童・生徒の状況を把握するとともに、学校の授業で使った教材を渡したり、個別に課題を渡したりして対応しております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ご答弁ありがとうございます。まず1項目めですけれども、「福岡アクション3」ということを私も初めて聞いたんですが、ちょっとここ数年、私もこの不登校児に対する質問を多くするようになったのは、別に恥ずかしい話でもないのではっきり申し上げますと、2人子どもがいて、2人不登校になったということで、現時点も不登校は続いてい

るんですけども、そういったことで、ご答弁いただきましたようなことが果たして本当に実際、じゃあそれを親として体験したかということで確認をさせていただこうと思って質問しているわけですが、まず、もちろん1日休めば、学校から夕方電話がかかってくる。朝も電話がかかってくる。元気がよければ本人とも電話で会話をしていますね。ただし、家庭訪問等は、私は正直言ってそんなに毎日毎日来るかということもあまり経験したことはありません、小学校と中学校とももちろん対応は違うと思うんですけども、ちょっと疑問点ですね。これだけでももちろん11小・中学校があつて、たくさんのクラスがあつた中で、じゃあ担任の教師が果たしてそこまで一人の児童・生徒に対して対応しているかという、それは私は100%ではないと思っているので、ちょっとそこは違うんじゃないかと思ひます、正直なところ。

小学校のときは、週に1回学校においでということで、放課後、担任教師と子どもと面談をして、たくさんの宿題なりプリントなりをもらってくるということがありましたけれども、中学校に入るとそういうことは一切ありません。本人も、例えば先生が来るよと言っても、会わないというふうには言っているとは思ひうんですけども、そういうところで家庭訪問がそんなに3日間続いたかという、私は正直言ってそれは経験したことはありませんね。上の子のときは、担任の先生が確かに家にはしょっちゅう来ていたような記憶はありますけれども、子どもに対しての対応の違いですね、教師によつても対応は違うと思ひます。もちろん小学校、中学校で対応が違うのは、中学校は部活動とかありますからね。そういったことでももちろん対応は違ってくるのかとは思ひうんですけども、家庭訪問がしょっちゅう行われていたかと言われると、そういうふうには体験したことはそうありません、正直なところ。

それで、まず不登校児童・生徒となるまで、大体30日欠席が続くとなるというふう聞いております、ずっとこの質問してきましたから、過去にも。その中で、私は不登校児童・生徒、30日になる前の段階のことを聞きたいなということで、今回質問に取り上げさせてもらっているんですけども、ご答弁ございましたけれども、なかなか理事がおっしゃったような理想的なそんな対応をされても、子どもたちは思春期等ございます。理由を聞いても、親には正直なところはっきり言って話してくれません。何で学校へ行かんのと言っても、なかなか正直なことは言ってくれません。

もちろん子どもによつても違いがあるんですけども、何の理由もなく行きたくないという実は子どももいるんですね。別に何が嫌とは言わないんですよ。別に友達も嫌じゃない、学校も嫌じゃない、学校生活にも不満があるわけでもないのに、ただ何か学校に足が向かないという児童・生徒もいます。

それで、我が子なのであれなんですけれども、SNS等で何か見ると、そこには正直なことを言っているんでしょうね、学校の行き方が分からないというふう書いてあるんですよ。親としては、いや、ただ校門をくぐれば教室に入るだけやんって思ひうんですけども、子どもというのはそういうことではないらしくて、学校に行かなくなったら、行き方が分からないということで、多分心に何か深い闇を抱えているのかなという、そこはなかなか親としても聞き出

せないところがあります。

それはもちろん担任の先生にお願いするというわけにもいきませんので、一つの提案があるんですけども、欠席が増えている児童・生徒、確かに理事がおっしゃいました「福岡アクション3」、これはすばらしいことだと思いますが、まずはやはり児童・生徒の気持ちを少しでも聞いて、理解して、原因究明に努めることが私は大事だと思うんですね。ですので、例えばプリントの中に優しい言葉で、なぜ学校に来ないのとか、そういったことで、本当にたくさんの題目は必要ないと思うんですけども、簡単なことでいいんですけども、アンケート調査等を行っていただきたいと、そのように思うんですね、子どもの心の中を知ることです。

過去にはこの調査、要望していたと思うんですけども、こういった調査、アンケート調査を行ったことがあるかどうか、お伺いいたします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 本市独自で行っているアンケート調査等はございません。文部科学省が実施している児童生徒の問題行動・生徒指導上の諸課題に関する調査結果というものはございます。そこにおいて不登校の要因として最も多かったのが、無気力・不安、それから続いて友人関係をめぐる問題、これはいじめを除くものですね。そして、生活リズムの乱れ・遊び・非行というふうな結果が出ております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） やはり今後は、これだけ不登校児童・生徒が増えている中で、やっぱり欠席が特に目立つ児童・生徒さんに対しては、こういった特化したアンケート調査を行っていくように私としては要望します。そうしないと、親もなかなか話してくれないと、心の中が見えないわけですね。でもひょっとしたら、それに子どもなりに一生懸命書いて学校に提出するかもしれない。そこでこういった原因があるんだということを、学校もそうですけれども、保護者も理解した上で、その子が学校に足が向くように対応していただきたいと思っておりますので、これは要望ですけれども、ぜひともお願いいたします。

これで1項目めは終わります。

2項目めなんですけれども、ICTが導入されて、見ていると、何回も繰り返します、不登校児童・生徒扱いになると、学校からリモート授業を受けますかという希望書みたいなのが送られてくるんですね。そこにはもちろん親子の氏名と、印鑑を押して学校に提出して、そこから初めてリモート授業が開始するような、現段階で私が見る限り、仕組みになっていると思います。

しかしながら、30日前までは、こういう言い方はちょっと乱暴かもしれないですけども、リモートも何もないし、ただ休んでいるだけなんですよ。もちろん出欠確認もありません。ですから、その前段階で、もっとそういったICTを活用した、出欠の確認だけでもいいと思うんですよ。朝起きた、元気とか、学校の教室の様子を見るとか、そういったことをぜひとも対

応していただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 議員おっしゃるように、リモートでの対応というのは、基本30日超えてからの対応が主となっておりますが、議員おっしゃるように、その前段階でも対応はリモートになって可能ですので、そういったことも今後検討していく必要があるかなとは考えておるところです。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） それは積極的にやっていただきたいと思います。電話は分かるんですけども、電話だと親も何を話しているか分かりません。子どもは隠れて電話します、聞かれないから。なので、内容は何を話しているかも分からないので、できたらリモートで教室の風景を見る、担任の教師と話す、ああ、こんな雰囲気なんだというふうなものをぜひとも進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

リモートの件に関しては、もう一件ちょっとお尋ねしたいことがありまして、コロナ禍のときはもちろん長期の休養が、例えば3日なり5日なりということでリモート授業の対応はあったと思うんですけども、最近インフルエンザが非常にはやってきていて、学級閉鎖になっているところも多々あると思います。そういったとき、現時点でリモート授業を行っているのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 実際に学級閉鎖になっているところは現在市内にもございます。そこがリモート授業をやっているかどうかというのは、申し訳ありませんが、今現在把握はできておりません。ただ、ある学校での取組として、学校行事を控えた前に、これ以上感染が広がらないようにということで、学校行事前にリモート授業を、午後から子どもたちを帰してリモートで授業を行った、そういう例はございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 私が知る限りでは、例えば受験前とかそういったときは、やはり活用しているというふうには聞き及んでおります。ですので、できたらやはり学級閉鎖時でも対応できるように、リモート授業が受けれるような環境づくりをこれからも進めていっていただきたいと思います。これも要望にしておきます。

2項目めは終わりました、3項目めですね。この3項目めは、私も実際に地域の子が苦手なものがあるということで経験したことがあって、おとなしい子だったんですけども、あまり声が出ないということで、ただ合唱コンクールのときに、元気のいい子から大きな声を出せと言われたのがやっぱりショックだったみたいで、それからその子をずっと見かけなくなったんですね。だから、なかなか学校に足が向かなくなったんでしょうね。そういうことも実際あっています。

もちろん合唱コンクール等だけではなく、運動会も、正直言って運動が苦手な子はあまり行

きたくないというところを見せます。これ、なぜ分かるかという、聞くんですね。この間運動会やったけれども、どうやった、楽しかったって。たら、昔は楽しかったと言う子が結構いたんですけども、最近あまり、半々ぐらいしかいないんですよ。私は体育しか楽しくなかったから、そんなに楽しくなかったということがあるのかなと思うぐらい、ちょっとやっぱり最近、運動が苦手な子が正直言って増えていると思います。ですので、ここら辺の、教師になるのか保護者になるのか分かりませんが、非常に対応が難しくなってくるというのはあります。

来年から年明けから、一般質問等でもありますけれども、中学校給食が始まります。もちろん完食を目指すとなると、やっぱり嫌いなものがどうしても食べれないという生徒も、中学校なんて出てくると思いますね。その日のメニューを見て、中学生ぐらいになると何が出るって分かりますから、したら学校に行きたくないというひょっとしたら生徒も出てくるかもしれません。やはりそのときの対応を早めに考えておく必要があると思うんですね。言い方は悪いけれども、無理やり完食させるのか、それともちょっと苦手なものは省いて盛ってやるとか、今後そういった対応も必要になってくると思うんですが、こういった学校行事等で不登校に陥る児童・生徒が現時点でいるかもしれません。そういった対応は現在学校としてはどのように行っているのか、教えてください。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 給食のことも出ましたけれども、まず学校行事からお答えしたいと思います。

実際、学校行事が苦手な子がいることも承知しております。逆に、学校行事が好きで登校する児童・生徒がいることも存じ上げております。実際、なかなか学校に来ないけれども、学校行事だけは来たとか、あるいは学校行事がきっかけで登校できるようになったという児童・生徒もいます。

先ほど議員がおっしゃった学校行事が苦手ななかなか学校に来れない、そういった子どもに対しては、学校全体として無理に取組をさせることはしておりません。なお、友達から何かを言われる、そういった環境もなくしていこうということで取り組んでおります。

それと、給食のことも出ましたので、給食については、昔のように無理やり食べさせたりとかそういったことはございません。苦手なものがあつたり、量が多ければ減らしたり、そのように学校では対応するようにしております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 文科省が出す不登校児童・生徒の何が一番原因なのかというのは様々出てくるんですけども、民間が調査した理由は、実は意外に教師の対応で不登校になるということも多いんですね。ですから、これは要望になるんですけども、学校行事等が苦手な生徒の今後心のケアを十分にさせていただいて、理事がおっしゃったように来やすい学校環境づくりをぜひとも整備していただきたいと、これも要望にしておきますので、よろしくお願

いたします。

それでは、4項目めに入ります。

いろいろ不登校児童・生徒のことを調べていると、様々な自治体が新たな取組を行っています。福岡市ももちろん不登校対応の教室ができたとか、人数制限はあるにして、大分県玖珠町では、不登校児童・生徒のための廃校になったところを整備して学校づくりをするとか、あと京都府の城陽市では、やはり自分の教室に入りづらい不登校などの生徒のために専用教室の設置を進めているとか、そういったことで各自治体いろいろ進めてあるんですけども、本市におけるそれは、適応指導教室ということで認識しておいてよろしいんですかね。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 現在、不登校特例校と呼ばれている、名称が変わって学びの多様化学校というふうに名前が変わっていているんですが、それは一つの学校。本市ではそういう学校は実際設置しておりませんで、議員がおっしゃる校内における適応指導教室、それと教育支援センターにあるつばさ学級、その対応ということになるかと思えます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 不登校児童・生徒対応の適応指導教室、こういうのがありますよと保護者のほうは言われても、じゃあ一体その教室で何があるのかというのが、正直言って分からない部分がたくさんあるんですね。そこらをもうちょっと周知していただきたいのと、このネーミングをもうちょっと変えたらどうかなと思うんですね。適応指導教室ってありますから、これ通ってくださいと言われても、保護者としてはなかなか行かせづらいというか、何やろうね、この教室はというふうにやっぱり疑問を持ちます。

ですから、例えばもう思い切って不登校児童・生徒対応等、例えばですよ、適応指導教室にネーミングを変えるとか、不登校児童・生徒を受け入れる教室ですよ、例えば教室に足が向かない子どもたちがいたら、こちらにおいてみたいな感じで、何か優しく誘導してあげるようなネーミングにしたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 保護者のほうには、小学校に入学する際、あるいは中学校に入学する際に、校内適応指導教室の案内をしております。また、本年6月には、不登校や不登校兆候に悩まれている保護者に呼びかけをしまして、そのような対応する教室があることもお伝えしたところです。

あと、ネーミングにつきましては、現在見直しを検討しているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 見直し大歓迎です。もうちょっと分かりやすく、学校に足が向かない児童・生徒たちが来やすくなるような教室になるようなネーミングでお願いしたいと思います。これも要望しておきます。

最後になりますけれども、やはり学校と保護者、児童・生徒が信頼を持てるような関係性を

築き上げておかないと、例えば確かに教育委員会ではそういったご答弁があったけれども、保護者にはそれが伝わってない、子どもにもそれが伝わらないために、どんどん欠席日数が増えていって、不登校児童・生徒扱いになっていく、これがやっぱり一番だと思うんですね。

全てを何かここで、暴露という言い方はあれですけれども、言ってしまうと、いかにも何か中学校が対応してないような言い方になるかもしれません。そこはちょっと控えさせていただきますが、確かに長女と次女、2人子どもがいて、正直言うと、中学校になって対応が全く違うというのは、親としてよく感じているところです。ですので、同じにしろとか、もっとやれとか、そういうことを言っているわけではなくて、不登校児童・生徒になる前の対応をお願いしますということですので、ぜひとも何かそこら辺の心のケア、子どもたちの心の声が聞けるような対応をお願いしたいと思います。

1件目最後になるんですけれども、市長にこの不登校児童・生徒の見解をちょっとお伺いしたいと思います。どこかのある自治体の市長は、不登校児童・生徒について、フリースクールなんですけれども、こういった見解を示しています。フリースクールについては国家の根幹を崩しかねないとか、不登校の大半は親の責任。ショックですね。親の責任なのかと。やっぱり反省すべき点多々あったのかなというふうに思いますが、ただ親としては、正直、一生懸命子育てをしてきたつもりであります。ですから、親の責任と一言でぼんと言われるのは物すごく心外なんです。

市長に何が聞きたいかといいますと、市長は太宰府小学校の先日行われた150周年の記念式典でも挨拶で述べられていましたとおり、居場所と出番、そういった言葉をお使いになられてありましたので、そこで、じゃあ不登校児童・生徒にならないような児童・生徒を、ぜひともこの太宰府市の地で育てていただきたいと思います。不登校児童・生徒に対するその見解をぜひともご答弁お願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。もうおっしゃるように、私自身が親になったことがありませんので、そこを親の責任なり子どもの責任なり、何らかの原因を1つに誰かのせいにしたいといいますか、そういうことがやはり社会的にあって、そうした政治家の発言もあったということは、やはりよくないことであるなということ、改めて他山の石として認識をしたところであります。

ただ、私自身も子どものときがあったわけでありまして、私が振り返りますと、決して私は周りが見ておられるほど学校が好きでもなかったですし、決して優等生でもなかったわけでありまして、小学校もミニバスケットを3年生からやらされたわけですが、はっきり言って嫌で嫌で、当時のコーチの先生に非常にしごかれましたので、行くのが嫌で、朝練に上級生が迎えに来るんです。でも、僕は本当に朝も苦手だし、朝練行きたくないということで、居留守を使ってもらって、親に、わざと遅刻をして行くようなこともありました。中高は男子校なんで全然楽しくもなかったもので、遠いし、行くのは本当に嫌なときはよくありましたけれど

も、ただサボる勇気もなかったということで、一応学校には行っていたということでありました。親にも迷惑かけたくないというのもありましたしですね。

そういう中で、学校でも勉強があまり手につかず、2年浪人するはめになったわけでありませけれども、そういうことも自分自身置き換えますと、ただ時代的に、行かないといけない、周りに迷惑かける、自分自身も責任取れないという強迫観念から、仕方なく行っていたということだったことを考えると、やっぱりそれが子どもたちにとって決していい状況ではないと。

ですから、子どもたちにとってやっぱり何か様々悩みがある、問題を抱えている中で、違うアプローチであれば学ぼうと思える、遊ぼうと思える、通おうと思える、家にいたとしても何らかの成長の仕方がある、こういうことに寄り添っていくことが、今の時代の在り方かなと思っていますので。

もう一点申しますと、ちょっと今政治家の話として、持論があるのは僕はいいことだと思うんです。でも、持論を最初言っておきながら、責められると持論を引っ込めてしまうという今の政治家の在り方、私も含めてですけれども、持論があるんだったら堂々と最後まで貫き通してもらいたかったなという、そういう意味での政治家の在り方ということも、最近はまだ物事に答えられないということも出てきています。ですので、私に対する批判にもなるかもしれませんが、でき得る限り政治家はやっぱり思うところを堂々と述べて、そして批判にもしっかりと答えていくという姿勢を貫くべきだなということは、改めて思ったところです。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 市長、ありがとうございます。この4項目めは、学習の遅れが非常に懸念されるという質疑で、ちょっとずれてしまったところはあるんですけれども、やはり中学校になると、その先受験が控えています。保護者としては物すごく不安です、正直なところ。この子が将来どうなるんだろうかということですね。

やはりそこら辺も、例えばプリントだけをもらうというだけではなく、勉強の仕方も恐らく分かってないと思うんですね、プリントだけもらっても。ですから、そこら辺が、2項目めにも言いましたように、リモート授業でそれを追いながら勉強するとか、復習的なことでいいと思うんで、ぜひともお願いしたいと思います。

1件目はこれで終わります。ありがとうございます。

2件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 2件目の児童相談所と保護者及び関係機関との関わり方についてご回答いたします。

児童虐待の防止等に関する法律第5条第1項児童虐待の早期発見等では、学校その他児童の福祉に職務上関係ある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならないこととされております。さらに、同法第6条第1項児童虐待に係る通告では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかにこれを市町村、都

道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所または児童委員を介して、市町村、都道府県の設置する福祉事務所もしくは児童相談所に通告しなければならないこととされております。

児童相談所は、これらの機関からの通告を受けた場合は、同法第8条第2項に基づき、必要に応じて学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会、安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ一時保護等の措置を取る必要がございます。

また、児童相談所が一時保護を行う経緯といたしましては、子どもが虐待を理由に保護を求めている場合、性的虐待が疑われる場合、生命の危険がある緊急的な場合など、緊急対応が求められるものが挙げられます。

児童相談所が一時保護を行う際もしくは一時保護を行った後は、市、教育委員会、学校などの関係機関と情報共有を行います。また、保護者に対しては、一時保護の後に連絡を行うとともに、子どもの状況の把握や具体的な支援の検討を行い、子どもを保護者の元に帰してよい状況か、また子どもが帰りたいと思っているかなどについて慎重に判断することとなっております。

市といたしましても、引き続き関係機関と緊密に連携し、子どもの生命を守り、安全な生活ができるよう適切に対応してまいります。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） ありがとうございます。1件だけちょっと再質問させていただきたいんですけども、保護者に対して一時保護の後に連絡を行うというふうにご答弁されたんですけども、それは保護者にはどなたから連絡があるのか。例えば学校なのか児童相談所なのか、それとも市職員の方からなのか、ちょっとお願いします。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 児童相談所が子どもを保護した場合には、児童相談所から保護者に対しまして連絡をするようになっております。そのため、原則として学校や市役所から保護者に連絡をするようなことはございません。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 私がちょっとやはり不思議に思ったのが、まず何かあった場合、もちろん学校からその保護者に連絡があつてというふうな流れでいくと思っていたんですね。児童相談所からいきなりその保護者のほうに連絡があるというふうに思っていなかったものから、ちょっと疑問に思って、今回このような質問をさせていただいております。

やはり一番大事なのは、いつも密にある学校と保護者、もちろん子どもなんですけれども、ですからできたら、もちろん制度があるのは理解しております、やはり学校と保護者の連携を密に取ってないと、保護者もいきなり電話がかかってきたときびっくりする、驚く。なぜ児童相談所からというふうに思うこともあると思いますので、こういった学校と、学校から例えば

警告的な形で、手後れが一番危ないのはもちろん分かっているつもりですけれども、子どもからももちろんそういったことがあれば、その制度として保護をしなければならないというのも分かります。重々分かっております。ただ、保護者のほうに一方やはり学校なり、近くの、児童相談所といったら保護者もあまり理解してないと思いますので、例えば近くの学校から電話があると、担任の先生からあるとかということがあれば、保護者も、ああそうか、こういう事情があった、またその後、保護者と学校と会って、どういった経緯だったのかというのを話してやるとか、そういうこともぜひとも何か行っていただきたいと思うんですけれども、制度は理解しているつもりです。

ですので、ぜひともそこら辺の保護者の対応もお願いしたいと思っておりますけれども、理事、お願いしたいと思っております。よろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 実際、学校の中で身体的虐待があった場合は、もう即座に通報となります。多分議員がおっしゃっているのは心理的虐待のことかなと思うんですが、現在学校が苦慮している点は、子ども自身が教員に相談はするんですけれども、お父さん、お母さんに言わないでというパターンがかなり多くなってきています。こういった場合に、保護者に連絡を取れる状況なのかどうかというのはその時々で変わってきますけれども、そういうケースが多くなってきているということで学校も苦慮している。ただ、しっかり保護者と話し合いができるような場合には、そのような対応はちゃんとしていきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員。

○16番（長谷川公成議員） 分かりました。ありがとうございます。本当に、1件目もそうだったんですけれども、子どもの心の中は親も本当に分からないものですから、やはり今後誰か相談役的な聞き出し役が必要になってくると思いますので、子どもの心のケアを十分に大切に、今後とも子育てよろしく願いいたします。

私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（門田直樹議員） 16番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで13時10分まで休憩します。

休憩 午後0時34分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時10分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔13番 神武綾議員 登壇〕

○13番（神武綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告しておりました3件について一般質問いたします。

1件目、持続可能な介護保険制度の構築についてです。

太宰府市においては、来年度から始まる第9期介護保険事業計画、2024年度から2026年度分が準備中です。介護保険制度について、介護保険制度崩壊の懸念を持っている全国自治体市長が大半を占めていることから、1年前の一般質問において、介護保険料の引下げ、介護サービスの充実等、取り上げたところ、令和4年度に各種調査を行い、令和5年度には介護保険運営協議会に諮りながら第9期事業計画を策定していくとの回答がありました。現在の進捗も踏まえ、2項目について市の見解を伺います。

1項目め、介護保険給付費支払準備基金についてです。

令和4年度決算において、介護保険給付費支払準備基金が約3億5,660万円になっています。第9期はこの基金の取崩しによって介護保険料の引下げをすべきと考えますが、見解を伺います。

2項目め、支援事業の現状についてです。

令和4年度末時点で、太宰府市には介護保険第1号被保険者の65歳以上の方が2万72人、要介護・支援認定者が3,468人となっており、差し引きますと、認定を受けていない方、介護サービスを受けていない方が約1万6,500人ほどおられます。介護サービスを受けずとも十分暮らせているのか、不明な点は多々あるかと思いますが、認定者以外の方が受けられるサービスの活用状況の見解と、第9期における重点事業について伺います。

2件目、公共施設の指定管理者制度の運用についてです。

指定管理者制度運用ガイドラインに沿った監督及び評価の方法について、以前書式の統一を指摘したところ、改善がなされ、現在指定管理事業者からの報告等が実施されているところです。市民から指摘のある2つの施設について伺います。

1項目め、歴史スポーツ公園についてです。

多くの市民利用を進めるため、予約内容を取り消す場合において、利用日直前に予約を取り消す場合のキャンセル待ち団体への連絡、公園利用者への告知方法についての現状を伺います。

2項目め、太宰府市総合体育館についてです。

指定管理者指定申請に添付されている関係書類に、年度ごとの収支計画書があります。これで決裁が取られ、指定管理者の指定となりますが、事業開始後の年度ごとの運営評価シートにおいて収支決算書が見当たりませんが、チェック体制について伺います。

3件目、思春期の子どもたちの豊かな成長を保障するためにについて伺います。

コロナの影響で私たちの生活は変化し、多感な中学生、高校生世代にも影響が起きています。先日、精神科医の先生のお話を聞く機会がありました。生きづらさを抱えている子どもたちが不快な感情や気分を切り替えるために、市販薬の過量服用が増えているそうです。このような行為に陥らないための対策として、3項目について検討すべきと考え、見解を伺います。

1項目め、4中学校の生徒数の調整について。

学院院中学校の生徒1人当たりの施設の広さが極端に狭いことから、ゆとりある学校生活を

送るために、改築を進める際、再三、校区編成の検討をお願いしてきましたが、その進捗と、そのほか対策について見解を伺います。

2項目め、子どもたちの心のケアについてです。

ある精神科医療施設での通院、入院治療実態調査において、乱用、過量につながると懸念される市販薬の使用が、10代で68%を占めています。この実態を踏まえ、子どもたち、保護者、また販売店に危険性を伝えるべきと考えますが、現状の取組について伺います。

3項目め、経済的支援として2点伺います。

1点目、学校給食費の無償化についてです。

来年1月から3か月間、無償化を決断されました。子育て世代は大変喜ばれていますが、来年度以降の継続について見解を伺います。

2点目、子ども医療費助成の18歳までの拡充についてです。

これについても、学校給食費の無償化と同様、子どもへの直接支援として大変喜ばれる施策です。筑紫地区内では、春日市が先頭を切って18歳までの通院、入院の助成拡充に踏み切りました。太宰府市として取り組む見通しがあるのか伺います。

以上、再質問については議員発言席で行います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 1件目の持続可能な介護保険制度の構築についてご回答いたします。

まず、1項目めの介護保険給付費支払準備基金についてですが、第9期計画の進捗状況につきましては、計画の内容を審議する介護保険運営協議会を予定どおり開催し、高齢者保健福祉事業の内容について審議が進んでいるところでございます。

その第9期計画における本市の人口の将来予測では、生産年齢人口の減少と75歳以上の人口の増加が続く見込みであり、支援が必要な高齢者と保険給付費は今後も増加していくことが予想されております。

現時点で国が示しております第1号保険料に関する見直しの方向性では、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、1号被保険者間での所得再分配機能を強化し、低所得者の保険料上昇を抑制する必要があるとされております。まだ国の議論が確定に至っていない状況であります。これらの国の方針案を踏まえ、本市におきましても基金の活用も念頭に置きつつ、保険料の見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、2項目めの支援事業の現状についてですが、少子・高齢化が進む中、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向かい、高齢独居世帯、認知症高齢者が増加するなど、地域社会において高齢者を取り巻く環境が大きく変容すると見込まれております。

このような中、65歳以上の被保険者が要介護状態等となることを予防し、要介護状態等となった場合でも、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する地域支援事業を展開いたしております。この事業は、介護認定を受けていない方もサービスを利

用できるものも多くございます。主な事業としましては、一般介護予防事業、地域包括支援センター運営事業、認知症総合支援事業などであります。

本市では、令和2年度に地域の実情に応じたきめ細やかな体制強化の一環として、担当圏域を市域の西地域とする地域包括支援センターのサブセンターを開設したところです。このことにより、相談件数も増加し、多くの高齢者やそのご家族に対して支援を行っているところであります。

また、コロナ禍を経験し、介護予防の重要性も改めて認識され、令和3年度には、コロナ禍でも自宅で気軽に取り組める太宰府市オリジナルのまほろば令和体操DVDを作成し、65歳以上の希望者に配布をしたところです。

今後、独居高齢者や支援を要する高齢者が増加していく中で、第9期計画におきましても、さきに述べました一般介護予防事業、地域包括支援センター運営事業、認知症総合支援事業を非常に重要な事業として位置づけ、健康寿命の延伸、介護サービスの向上につながるよう、引き続き高齢者に寄り添った地域支援事業を実施してまいります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。1項目めの介護保険支払準備基金を使っでの介護保険料の引下げなんですけれども、この介護保険事業特別会計の中で、サービス料の負担だったりとかというところで会計自体が厳しくなっているということは、もう全国的に言われていることなんですけれども、この介護保険料、65歳以上の方、40歳以上の方は第2号ですけれども、負担されている方々の今の経済的な状況、それと申しあげました介護サービスを使われてない方もいらっしゃるというところを勘案して、8期になるときに基準額で100円上がったと思うんですけれども、これは上げている自治体もあれば、上げてない、また下げているところもあるというところなんです、そういうところを今度9期に関しては引き下げるところで要望したいというふうに思います。

低年金の方ほど逆進的な重い負担になっているということは、この制度上、致し方ないことではあるんですけれども、この介護保険制度、スタートが平成12年ですが、このときの保険料が2,770円、太宰府市の場合、基準額が2,770円だったのが、今8期になって5,460円まで上がっています。約倍になっています。ですので、そういうところも含めて検討していただきたい。

先ほど回答ありました、9期に向けての国の方針が決まっていないというところで、なかなか決断できないところではあると思うんですけれども、低所得者の方の負担軽減について拡充を求めたいと思います。1年前もこのことについては取り上げていたんですけれども、前回は予定がないということでしたけれども、この点については検討はされていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 高齢化のさらなる進展に伴う要介護者の増加、それに比例した保険給付費の増大が高齢者の負担に影響することは、本市においても例外ではないというふうに捉

えております。介護保険制度を持続可能なものにするために、国では支払い能力に応じた負担の仕組みについて議論をされている段階であります。今後とも国の介護保険報酬改定等の議論の結果など情報収集に努めまして、適正な保険料の設定に努めてまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この介護保険料の金額の設定、このことについては前向きに検討していただきたいと思っております。

1項目めは終わります。

2項目めですけれども、支援事業についてです。

介護保険認定を受けずに暮らしている方が1万6,500人ほどいるという数字が出ているんですけども、ぎりぎり、介護認定を受ければ介護サービス料も支払わないといけなから、利用を控えている、認定を受けないという方も一部いらっしゃいます。

そういう中で、先ほど回答にもありましたけれども、充実させていくサービスとして2つあるんじゃないかなというふうに私は思っているんですけども、1つは、一般介護予防事業といわれるものですね。高齢者の方、高齢者支援のパンフレットが窓口にありますけれども、この中にその事業内容が載っていました。相談事業、それから運動、健康教室などが行われているんですけども、とびうめアリーナやいきいき情報センターを使って実施しているというふうなことなんですが、この事業が8期の間、この3年間に目標数値に対して実施数が増えているというような状況だと思います。

事業報告の中では、例えばすこやか運動教室、これが開催回数が、目標値としては令和4年度が192回というふうにしてあるんですけども、144回と、コロナ禍を超えてですけれども、目標数に近いところで実施をされています。参加人数も3,389人というところ。それから、男性のためのすこやか運動教室というのがあるんですけども、これは目標値は年間で24回開催しますというところで、24回開催、目標を達成されています。参加人数が目標1,200人に対して571人。ちょっと利用者数が少ないところではあるんですけども、できるだけこういう公共施設で行う教室に皆さんに参加していただいて、介護予防につなげていこうというような計画がされていると思うんですけども、今後、いきいき情報センターやとびうめアリーナだけに限らず、公民館とか小さい単位での場所での開催を増やしていってはどうかなというふうに思うんですけども、その点については計画はありますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） ご指摘の一般介護予防事業についてでございますが、9期計画におきましても、活動的な元気な高齢者の方々を対象に運動教室、出前講座、相談などを実施していってまいりたいというふうに思っております。また、市が積極的に地域に出向きまして、そうしたアウトリーチ型の教室、これも取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） そうですね、ぜひ積極的に職員の方が出ていって、専門職の方ですね、出ていって、地域の方と触れ合って元気になっていただく。集まるということは、そこでコミュニティが生まれますので、地域の方と顔を合わせて元気になるということにもつながると思いますので、そこはぜひお願いしたいと思います。

このような事業があっているということの告知なんですけれども、こんな事業があっているということをお知らせするのに、例えば介護保険料のお知らせをするときに、こういう事業があっています、ご利用くださいというようなお知らせを入れたりとか、あとそういう介護に関することを決めるキーマンがいると思うんですね、高齢者の方に対して。例えばお子さん、息子さんだったりお嫁さんだったりとかというようなことだと思うんですけれども、そういう方に対してのお知らせも増やすことによって、利用者も増えていくと思うんですけれども、この点についてはいかがでしょうか。今現状と、これからのことをお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 介護認定を受けている方以外のご家族ですとか周りの方に対する啓発というのは、非常に重要なものと捉えております。9期計画期間中におきましても、これに力を入れていってまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ぜひお願いします。

それから、2つ目なんですけれども、サービスとしての2つ目ですね。包括支援センター事業です。令和2年度から2か所になって、利用者が増えているというような実績が見られます。これは包括支援センターで専門職の方が社会福祉士さんや保健師さんがいらっしゃって、ケアマネジャーさんがいらっしゃるんですけれども、日々の生活の困り事の解決の窓口にもなっているということで、介護認定だけの話じゃなくて、ということにもなっています。2か所に増やすときに、2か所じゃなくて中学校校区に1か所ずつというところで進められないかというような話が結構出ていたと思うんですけれども、これ2か所から3か所に増やしていく必要があると思いますけれども、検討はされていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 令和2年度に包括支援センターのサブセンターを開設し、担当圏域を市域の東西に分けたことにより、その利便性から相談件数も増加している状況でございます。増設から3年が経過したところでございますが、今後、市の高齢者を取り巻く環境、運営財源や専門職の人材の確保など多角的に状況を把握していきたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 相談窓口を増やしていくということも併せて検討をしていただきたいというふうに思います。

決算審査の監査意見書の中で、これから介護保険料が上昇していくだろうという下で、この介護予防ですね、一般介護予防事業などを充実させていく必要があると、介護保険サービスを受けずに元気に暮らせる人たちをやっぱり増やしていこうと、地域で増やしていこうというようなコメントがあったと思うんですけども、そういう意味でもこの部分をしっかりと人を投入して充実させていく必要があると思いますので、要望させていただきたいと思います。

2件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 2件目の公共施設の指定管理者制度の運用についてご回答いたします。

まず、1項目めの歴史スポーツ公園についてですが、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、歴史スポーツ公園の有料公園施設において指定管理者制度を導入しており、利用の手続に関しては、指定管理者である太宰府市文化スポーツ振興財団が指定管理業務として受付業務を行っております。

利用日直前の利用取消しにつきましては、キャンセル待ちの団体の把握が困難であるため、予約システムにて周知することとしております。また、予約システムをご利用されていない方に対しましては、現地管理人またはいきいき情報センターへ問合せいただき、当日の空き情報をお知らせするようにしております。

次に、2項目めの太宰府市総合体育館についてですが、議員ご指摘の指定管理者指定申請書に記載の金額につきましては、令和2年度に総合体育館の公募を行った際に、応募者が申請書類として提出した指定期間5年間に係る収支計画になります。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力やノウハウを活用しながら、市民サービスの向上と効率的な運営を図ることを目的としており、独自の工夫により提供されるサービス等を前提に応募者から提案を受けたものです。事業開始後の年度ごとの収支のチェックにつきましては、指定管理者制度運用ガイドラインに沿って、年度終了後に事業報告書を提出させ、収支の実績額を確認しております。また、管理運営状況の確認につきましては、指定管理者から毎月実施状況を報告させ、適正に管理されていることを確認しております。

今後につきましても、市民サービスの向上及び効率的な施設運営を行うことを念頭に、指定管理者制度の適切な運用に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 歴史スポーツ公園についてですけども、利用日直前に予約を取消しをするという事例が実際にあります。利用日の前日にキャンセルして、多目的広場を使わないというようなことになったんですけども、地域に住まわれている方が多目的広場で遊びたいと。だけれども予約されているので使えないなというふうに思っていたんですけども、実際前の日にキャンセルが入って、行ってみたら使っていない、それ知らないからですね。キャンセルされたことを知らないの、その日はだから使えないから行っていないんですけども、後日聞くとところによると、使えることになっていたというようなことが実際起こっているんで

すけれども、これについては、今は前日キャンセルオーケーなんですけれども、そうなった場合の告知はどのようにされていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） キャンセルが出た場合の告知ということでよろしいですか。先ほど回答でも言いましたように、非常にキャンセル待ちの団体の把握が、そういう出た場合もすぐの対応できませんものですから、予約システムにて周知するようにまずしているということ、当日はできれば現地管理人またはいきいき情報センターに問合せいただいて確認をしていただくような形で、今のところそういうシステムになっています。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この多目的広場が、やはり市民の方が自由に遊べる、ボールを使ったりとか走り回ったりとかというようにできる場所として、空いていれば利用したのにとというような声がやはり出てきています。この予約キャンセルのタイミング、前日でもオーケーであるというところですね。ここはちょっともう一回検討ができないのか。

結局この利用料が、今歴史スポーツ公園が、太宰府市の公園条例によると、この公園条例に2つ施設があります。歴史スポーツ公園と梅林アスレチックスポーツ公園なんですけれども、この2つの施設が、同じ多目的広場を占有した場合の金額が、全然額が違うんですね。歴史スポーツ公園の場合、多目的広場、市内者の方が、一般の方で市内者の方で1時間利用した場合が220円、1時間220円ですね。梅林アスレチックスポーツ公園の場合が、多目的広場を1時間使った場合は2,200円、10倍なんですね。

これについて、市民の方からのお話で、これは利用料が安いから、たくさん予約を入れてキャンセルしているんじゃないかというふうに思っている方もいらっしゃるんですね。ですので、これ料金設定をもうちょっと考える必要があるのではないかということなんですけれども、これについて市民の方が市民の意見箱に投書をされています。これの回答があるんですけども、この広場の料金の算定基準について、これは市からの市長名で来ている回答ですけども、昭和56年3月に制定した太宰府市公園条例を根拠としています。かなりの年数が経過しているために、算定基準に関する資料がありません。使用料金を定めた条例については、当時の議会の審議を経て承認されていますというふうな回答がされています。

昭和56年って、もう40年も前の話なんですね。そのときどういう状況だったかというのは、私はちょっと分かりませんが、40年もたっているということ、そしてこの10倍金額が違うことの根拠が説明できないということで、この点は改正する必要があるのかなと、改正すべきではないかなというふうに思うんですけども、これは歴史スポーツ公園の利用料を上げるのか、梅林スポーツ公園を下げるのか、そこは全体的に考えないといけないと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 今議員さんがおっしゃいますように、料金につきましては、施設の中で

そういうふうな差はあることは私どもも分かっておりまして、現時点におきましては利用料金の見直しの予定はございませんけれども、他市の状況等を参考にしながら調査研究はしてまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この金額については、やっぱり明らかに差があり過ぎですよね。ですので、公共施設の使用料については、全体的に見直す時期に来ているというような答弁も以前ありました。これは今の公園条例だけに限らずですね。ですので、そこは一度、ほかの施設も含めて精査をしていただきたいというふうに思います。要望しておきます。

それから、2項目めの総合体育館についてですけれども、総合体育館というか、指定管理の流れになるんですけれども、指定管理者が指定管理の申請をしたときに、事業計画書、それから収支予算書というのを指定期間の分、例えば体育館であれば5年間なんですけれども、5年間の分を提出をします。その後、契約締結した後に、協定を結んだ後に、年度ごとの協定を結んで、それから1年ごとの事業計画書、収支予算書を提出するというふうになっています。それを基に、その1年過ぎた後に、その報告ということで翌年の5月21日までに事業報告書と収支決算書を提出するというふうになっていると思います。

この年度末に出される収支決算書についてですけれども、これは担当課のほうには届いている、もちろん提出されていると思うんですけれども、どのようなチェックをされているのかというのを伺いたしたいと思います。

まず、申請時の収支予算書については、細かく言いますと、例えば1つの点検業務に対して5年間同じ金額が並んでいるわけですね。市民の方が指摘されています音響施設についてですけれども、これ音響設備保守点検業務というのが244万2,000円で5年間同じ金額が入っています。これは指定管理を判断する際に、これくらいの指定管理料が必要だというような根拠になっている数字ですので、ざっくりした金額で同じ金額が入っているということは理解しますが、これに対して1年ごとの基本協定を結んで、そしてそれから事業計画書、それから収支計画書を作って、それに対しての事業報告書、収支報告書が提出されているということになると思うんですけれども、この点についてのチェックはどのようにされているかということをお伺いたしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 公募の際、提出された収支計画書は、先ほど言われましたように、あくまで指定管理期間5年間の概算の数字となりますので、実際の事業計画書の数字とは違うということになります。

チェックにつきましてなんですが、指定管理料は、指定管理業務の実施に必要と見込まれる経費の総額から、利用料金等見込まれる収入の金額を差し引いて算定しておりまして、指定管理料のうち幾らかをこの事業に充てるといった内訳を有するものではないので、チェックの方法ですよね、すみません、チェックの方法につきましては、そこへ実際出てきた資料を基に、

そういう部分を含めてしておりまして、例えば5万円以上の修繕を行う場合なんですけれども、事前に市の承認を受けるように修繕に関してはしております。その際、複数から見積書を取るなどして金額の精査を行っておるところで、今後につきましても、経費削減の視点を持ちながら、事業報告書を基に金額の確認を行ってまいりたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 収支決算書のチェックについては、以前の議会でも、体育館のドアの修理のことで舩越議員が取り上げられて、どうなっているんだというようなお話があったんですけれども、細々どのような対応をしたか、見積書、それから請求書、領収書というような、もちろんそれを見ながらチェックはされると思うんですけれども、もともとの申請時の収支計画書から年度計画書になったときに、収支計画書と同じように項目がずらっと並ぶと思うんですよね。ちょっとすみません、数を数えていませんでしたけれども、多分50項目ぐらいあると思います。同じような形で出されているのかということ、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

すみません、今50項目と言ったんですけれども、この項目、同じフォーマットで収支計画書があつて決算額が入っているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 予算につきましても同じ金額で入っているということになります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 分かりました。収支決算書、年度ごとの決算書について、まだ私、見たことがありませんので、一度確認させていただきたいと思うんですけれども、指定管理事業そのものが、先ほど回答でいただきましたけれども、民間の能力やノウハウを使って市民サービスを充実させていく、経費も落とすというところでの事業なので、そこら辺は市民の方が納得するようなチェック体制、そしてさらにはそれを公開するという必要だと思っておりますので、この点については、今回は体育館と歴史スポーツ公園のことを取り上げましたけれども、指定管理全体の問題としてこの点については要望したいところなんですけれども、ご回答いただけますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） それでは、指定管理全体ということでございますので、私のほうから回答させていただきたいと思います。

こちら指定管理業務の内容につきましては、ガイドラインに定めております内容にて、しっかりと今チェック等を行っておるところではございますが、そのあたりは各所管担当課のほうで、さらにチェック機能の強化を図っていくというようなところで努めてまいりたいと思っております。

また、チェックした内容の公開というところにつきましては、今たしか各施設ごとに事業報告書等をホームページのほうにアップしているような施設もたしかあったのではなかろうかな

と思いますので、そういったところもちょっと勘案しつつ、そのあたりも今後検討してまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 指定管理、公募、非公募いろいろありまして、ずっと取り上げてきたんですけども、やはり市民の方にきちんと説明のつくようにオープンにしていきたいなということを要望しておきたいと思います。

3件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 3件目の思春期の子どもたちの豊かな成長を保障するためについてご回答いたします。

まず、1項目めの4中学校の生徒数の調整についてですが、学業院中学校におきましては、直近では生徒数の増加傾向にあることから、教育委員会でも様々な対応策を検討してまいりました。

例えば校区再編をするということになれば、学校に通う児童・生徒、保護者だけではなく、密接な関わりがある自治会なども大きく影響を受けることから、多くの関係者のご理解とご協力を得るために、情報の提供、説明、協議などしっかりと時間をかけて行う必要があります。また、転入等で、子育て世代のご家庭は学校区を考慮して家を購入したり転居したりしてくることも多いことから、そのような方々に不利益が生じないような措置を講ずる必要もあると考えております。

そのほか、将来的には児童・生徒数は減少傾向にあることから、そうした状況も踏まえて、現時点では、実際に導入までに要する日数、その効果と多方面に与える影響等を鑑み、校区の再編は難しいと考えております。

次に、2項目めの子どもたちの心のケアについてですが、若者の市販薬の過量服用、いわゆるオーバードーズが全国的な社会問題となっておことは承知しております。そのため、校長会で取り上げ、注意喚起及び指導を行っているところです。学校では薬物乱用防止教育を行っており、その中でオーバードーズの恐ろしさも併せて教えております。

また、指導の効果を高めるためには、保護者による見守りが必要になります。議員ご指摘のとおり、家庭の協力を得るためにも、保護者への注意喚起を行うよう、学校と連携して対応してまいります。

次に、3項目めの経済的支援策についての1点目、学校給食費の無償化についてですが、本市では小・中学校の給食費について、子どもたちや子育て世代の物価高の影響などを考慮するとともに、来年1月からの中学校完全給食をよりスムーズにスタートさせるため、令和6年1月から3月までの間、無償化することとしており、9月議会においてその予算を補正予算としてお認めいただいたところであります。

来年度以降につきましても検討を重ねておりますが、かねて申し上げておりますように、基

本的には国、県が方針を決定し、全国一律に対応が取られるべきものであり、今後もそうした要望を強めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 2点目の子ども医療費助成の18歳までの拡充についてですが、子ども医療費助成は、県の補助制度を活用し、各市において条例を定め、独自助成分も含め助成しております。3歳未満までの入院及び通院に係る医療費につきましては、平成19年1月から県基準に従い、他市町村と並び無料としております。3歳以上の子ども医療費助成につきましては、入院に係る医療費の自己負担は、3歳から中学生まで1医療機関当たり日額500円、月額で7日上限の3,500円としております。また、通院に係る医療費の自己負担は、3歳から就学前までは1医療機関当たり月額600円、小学生は月額1,200円、中学生は月額1,600円としております。なお、調剤費につきましては自己負担はございません。

福岡県の基準では、このうち3歳から就学前までの通院に係る医療費の自己負担額が月額800円となっており、本市と200円の差がございますが、この差額は市が独自に助成しているものであります。また、県基準では所得制限を設けておりますが、これについても制限を設けずに独自助成としており、子ども医療費助成全体としては、隣接する筑紫野市と足並みをそろえているところでございます。

子ども医療費につきましては、全国的に様々な動きがあることは報道等で承知しておりますが、かねて申し上げておりますように、本的には国、県が方針を決定し、全国一律に対応が取られるべきものであり、今後もそうした要望を強めつつ、国、県、近隣も含めた他の自治体の状況を見ながら、本市として判断してまいります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） ありがとうございます。最初に、4中学校の生徒数の調整についてですけれども、これについては何度か取り上げてきました。お願いをしていたところですが、回答にありました地域の方との協議だったりとか、保護者、それから生徒たちの意見を聞いたりとかということが必要ではないかというふうに思っていましたけれども、それが進んでいるようには見えませんでしたので、今どういう状況なのかということを質問したところで

今の回答では、校区の再編は難しいという結論に落ち着いたということでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 落ち着いたといえますか、現在のところは難しいと考えているというところですか。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 今もう学業院中学校の施設整備基本計画策定について動き始めていますので、学業院中学校が今子どもの数が多く、また駅前の開発も進んでいるというところでは、やはりここが問題なのではないかというところを指摘しているわけですね。

2年前、市長が回答されているんですけども、市長選の前でした。令和3年11月、2期目を与えられたなら尽力したいと、これは敷地の確保のことをおっしゃっています。この中学校の学校施設の敷地を広げるのであれば、何かしら動かないと難しいというようなお話があった中で、この回答なんですけれども、学校用地としてその史跡地が活用できるかどうかの可能性について、これまでも可能性を探ってきましたし、今後もそのことについて、文化庁なり財務省なり、そうした関係省庁とも様々な折衝を重ねていきたいと思うというふうにおっしゃっています。その当時の部長も、この学業院中学校の課題を具体的に検討する時期が来たら、協議が必要ではないかと考えているというような回答がされています。

もう実際にその基本計画策定に動いていますので、今理事の回答では、校区再編はちょっと今難しいというような回答があった。人数を減らすことが難しければ、敷地を広げるなりしないと、学業院中学校の子どもたちの1人当たりの敷地面積、東中学校と比べて4分の1です。敷地面積全体もそうですし、運動場、部活なんかをやる運動場も4分の1という状況の中で、どうかしないといけないというふうに思うんですけども、この回答以後、どのような進捗があったのかをお伺いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ありがとうございます。私なりに教育委員会、教育長をはじめ様々担当とも話を進めてきましたし、今なお話をしているところでありますけれども、私自身、率直に申しますと、非常に狭い市域、太宰府市の中の4つの中学校の中で、あまりにも生徒数なりそうした偏りがあるのは、基本的には望ましくないのではないかと、そうした考え方を持っていました。そうした中で、じゃあ具体的にどのような校区再編が可能なのか、そうしたことも率直に担当とも話したこともあります。

しかし一方で、先ほども答弁があったかもしれませんが、やはりその学校に入りたい、入りたいという中で引っ越してこられたのに、その後こちらの事情で前触れもなく行く学校が変わってしまうとか、そうした自治会の中での歴史的なものがありながら、通う学校が変わってしまうとか、そういうところもなかなかリスクもあるなど。そうしたことも改めて認識をいたしました。

あと、また別の面から申しますと、学業院中学校は非常に人数が多い、一方で東中学校は非常に比較的少ない。しかし、学業院中学校は学業院中学校で、狭いながら、体育館も老朽化しながら、バレー部は全国大会に出場するレベルに達していたり、やっぱり人数が多い分、競争が激しくなって、また狭いところでもやっぱり工夫を重ねながらレベルが上がっていくとか、学力についてもそうかもしれません。一方で、東中学校は東中学校でいろいろなICT教育とかそういうものを、人数が少ないからこそ積極的に取り入れて、そうしたことが学校の特徴になっていくということもあろうかと思えます。

です。一概に人数が偏りがあるので、どちらがよくてどちらが悪いということも言えませんし、校区も変更するということが全てプラスばかり、メリットばかりではないなという

こともありまして、現時点では少なくともまだそうした決断には至っておりませんし、全体としてはやはり基本的にはこのままの中でどのような学校設計をしていくかということ、そうした中で学校の少しでも広く使える、少しでも教室を確保する、こうした観点を可能性を探っているところであります。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 質問しました中で文化庁とか財務省とかというようなお話が出ていたんですけども、この点についてはいかがですか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 学業院中においては、やはり史跡地が学校のグラウンドなり校舎全体の中で重なってくるところがどうしてもあります。そうした中で、やはり史跡地とはいえ、もともと学校としての非常に長い伝統もありますし、史跡地があるので子どもたちが犠牲になるということも私は本末転倒だと思いますので、やはり子どもたちの、まずは本市の子どもたちの育ちなり、そうした成長なり、そうしたことを最優先で、文化庁なりそうした関係機関ともしっかりと交渉したいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） そうですね、ぜひ伝えていただきたいと思います。

この間、見てきましたら、やっぱり駅前の宅地開発、それからマンションの建設が進んできて、もう景色が変わってきています。学業院中学校も子どもが増えているということと、それによって教員も増えていますので、先生方の駐車場を政庁側の敷地に設けたりとか、もともと学校敷地内にあったバレーコート駐車場にしたりとか、アスファルトを敷いたりとかというようなことで、子どもたちが使える場所が違うものに変えていかれているというような現状もあります。ですので、そういうところもきちんと見て判断していただきたい。市長として何ができるのかということを考えていただきたい、行動に移していただきたいなというふうに思います。

2項目めの子どもたちの心のケアについてなんですけれども、市販薬の服用について今回取り上げていますが、10代の子どもたちが今都市圏で救急搬送されている。この多量服用で都市圏の3つの救急センターへ搬送されている中で、2018年は1年間で32件だったのが、2020年になると2倍以上になった、75件になったというような調査結果があります。

オーバードーズという言葉聞いたことはありましたけれども、本当に子どもたちの中で、見えないところで服用している子どもたちが増えているということが、この頃ニュース、それからテレビでも取り上げられるようになってきました。市販薬の乱用は、今大麻使用率の約10倍というふうに言われています。これは子どもたちの中でですね。

なぜそれを服用しようとするのか、手に取るのかというと、コロナ禍での孤独感、それから居場所が学校と家との2択になって、そこで居場所がなくなると、もうどうしてもいられなくなる、自粛によるストレス、さらには楽しく遊べる友人や相談できる友達がないという社会

的孤立、生きづらさというのがあるというふうに言われています。やはり子どもたちに、周りに相談する人、安心して相談できる大人が要るのではないかなというふうに思います。

先ほどの回答で、校長会で取り上げて注意喚起を行っている、それから防止教育も行っているというようなお話でしたけれども、ぜひ保健だより等でも発信していただいて、私もまだ子どもが大学生ですけれども、そういう状況があるということをあまりびんときてなかったんですよね。ですので、そういうことをやっぱり親に教える。この過剰服用については、SNSの中でやっぱり広がっているんですよね。きついか、逃げたいとか。たら、こういう薬があるよ、それも風邪薬だったりとかというようなことで、本当にドラッグストアで売っているようなものが出てきて、これをもう、1箱飲んだらいいよとか、瓶1本一気飲みとか、何かそういうのがやっぱりあるんですよね。それに走ってしまう子どもたちがいるというところでは、親、保護者、それから地域の大人も知っていくことが必要だと思いますので、そういう現状があるということも含めてお願いしたいと思います。

それから、販売店、ドラッグストアについても、何回も買いに来ている、定期的に来ている子どもたちがいるというようなこと。これは国のほうでも、薬剤師や登録販売者の方のゲートキーパー化については今検討されているということですが、そういうところで市としても、太宰府市が今つくっていますこの自殺対策計画、今改正中だと思うんですけれども、この中で10代の子どもたち、若者の自殺リスクを減らす支援ということで、社会教育団体と連携、協働していくとか、居場所づくりを進めるとかというようなことも書いてあります。こういうことも含めて進めていっていただきたいと思います。

実際に太宰府市の子どもたち、20代未満の子どもたちの、これは自殺ですけれども、命を絶っているという子どもたちの割合が全国に比べても多いというようなことが、これ掲載されているんですけれども、そこに行かないために何をするかということをご検討していただきたいですし、そういう対策を取っていただきたいというふうに思いますけれども、その点については今どのような話がされていますでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 先ほどご回答しましたけれども、学校でも保護者のほうに啓発はしているところです。自殺対策につきましても、学校のほうは子どもたちにやはり命の大切さ、そういうのを教えて、自殺のほうに走らないようなそういう教育はしております。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） 自殺対策計画の中には、居場所をつくるというようなことが書いてあります。教育部の範疇ではないかもしれませんが、社会教育的にはそういうことも考えて、重なり合って子どもたちの環境を改善していくということが必要ではないかなというふうに思います。

今、子どもたちが不安定な状況にあるというところで、児童相談所への相談件数が1年間で2万件というふうに言われているんですけれども、そのうちの2%の子どもたちは社会養護施

設だったりとか児相でケアを受けることができるんですけども、98%の子どもたちはそういうカウンセリングなどが受けれずに、やはり家にいるというような調査結果が出ています。ですので、太宰府市においても、家でどうしていいか分からない、先が見えないとか、誰に相談していいのか分からないというふうに思っている子どもたちがやっぱりいるんだなということ認識したところです。

先ほど長谷川議員のお話にもありましたけれども、子どもたちの心の健康チェックをICT、タブレットを使ってしてみるとかというふうなことも必要でしょうし、文科省が作っているチェック表みたいなものがあるというふうなお話でしたけれども、太宰府市で今学校でのスクールソーシャルワーカーさんいらっしゃいますので、そういう方たちと連携して、このアンケート内容、本当に子どもたちの心の状態が浮き出すような質問事項を考えていただいて、そこから実施をしていただきたいなというふうに思います。やっぱり子どもたちが安心してここに相談したらいいとか、この人に相談できるとか、気にしてくれている人がいるというような発信、関係をつくっていただきたいなというふうに思いますので、この点について、この心の健康チェック、どうでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 現在でも学校のほうでは毎月アンケート、子どもたちの生活状況のアンケートは取っておるところです。ただ、議員おっしゃるように、このオーバードーズも含めてやっぱり社会状況も変わってきておりますことから、そういう項目も随時見直しながら、これまでどおり子どもたちの心のケアに努めてまいりたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員。

○13番（神武 綾議員） この多量服用については、飲むなど言ったら、じゃあ飲まないんだっただら切るとか、命を絶つとかというようなことにもなりかねないということで、慎重に扱うものだというふうな専門家の方のお話もありますので、そのところはよろしくお願ひしたいと思います。

3項目めに、経済的支援として学校給食費の無償化と子ども医療費の助成について取り上げました。子ども医療費助成については原田議員のほうから提案がありましたので、この点については同じ思いで要望したいと思います。

学校給食費については、この3か月間は全員ということでしたけれども、その後4月から、半額だったりとか少しでも経済的な負担を減らして、保護者さんの不安を取り除く、それが続いては子どもたちの安心感につながっていくというふうなところでの観点での判断をお願いしたいと思います。このことを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 13番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで14時20分まで休憩します。

休憩 午後2時09分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 2 時 20 分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8 番 徳永洋介議員 登壇〕

○8 番（徳永洋介議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って 2 件について伺います。

1 件目は、部落差別の解消に向けた取組についてです。

部落差別の解消の推進に関する法律が2016年、平成28年12月16日に公布施行されました。部落差別解消法が成立した背景の第1は、日本の人権運動史にも特筆すべき幅広い国民的運動の成果があったということです。第2の背景には、ネット上での差別横行、挑発的な全国部落調査復刻版出版事件など、部落差別の増大と悪質化がありました。第3の背景には、日本も世界人権宣言をはじめとした人権の世界基準に追いついていくべきという国際的な潮流です。

この部落差別解消法の意義は、部落問題に関する法的空白が解消されたことです。特措法失効後は、法的根拠がないかのごとく、同和行政の後退の口実にされてきました。しかし、この法律では、部落差別の存在を認知し、被差別部落はあると公式に認知しました。

太宰府市は、同和問題をはじめとした様々な人権問題解決に向けて取り組んできました。さらに、部落差別を決して許さないという太宰府市の確固たる信念と姿勢から、2020年、令和2年、太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例を制定しました。

条例では、現在もなお部落差別が存在するとともに、部落差別は許されないものであるとの認識の下に、これを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し基本的理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とすると記載されています。

そこで、条例制定後の本市の部落差別の解消の現状はどうなっているのでしょうか、次の3点について伺います。

1 項目め、相談体制の充実に向けた具体的取組について、2 項目め、教育及び啓発の充実に向けた施策について、3 項目め、部落差別の実態調査で分かった課題と取組状況について伺います。

2 件目は、上下水道事業の課題解消に向けた取組についてです。

まず、上下水道事業における課題として、老朽化した設備とインフラの更新が挙げられます。上下水道のインフラが老朽化している場合、水道管や下水道管の破損や漏水が発生しやすくなります。これにより、水漏れや浄化処理の効率低下が生じ、維持管理コストが上昇することにより、自治体は適切な時期に整備の更新と改修を行う必要が生じます。

次に、人口増加に伴う需要増加の問題が挙げられます。人口が増加すると、上下水道の需要

も増加します。これに対応するためには、新しい施設や設備を追加する必要があります。需要の急激な増加に対処することができないと、水不足や下水処理の不備が生じ、環境への悪影響が広がる可能性があります。

また、重要な課題として、防災対策の必要性が挙げられます。地震や洪水などの自然災害が発生すると、上下水道インフラにも影響が出ます。これに備えるためには、災害に強い設備や対策が必要です。災害発生時において、水の供給や下水処理機能の維持が急務となります。

さらに、市民生活の面から見た重要な課題は、適切な料金体系の確立です。適切な料金設定が行われていないと、上下水道のサービス提供に係るコストを賄えなくなります。料金収入が不足すると、設備の維持管理は困難になり、逆に料金が高過ぎると、住民に負担をかけることとなります。適切な料金体系を確立することが求められます。

これらの課題に対処するためには、計画的な施設の更新や拡張、災害対策の強化、継続的な水質管理、適正な料金設定などが必要です。自治体は、これらの課題に対して総合的で持続可能な対策を講じる必要があると考えます。

そこで、本市の抱える上下水道事業の課題解消に向けた取組について3点伺います。

1項目め、水道施設の耐震化、老朽化について、2項目め、専門職員の高齢化、職員減少について、3項目め、今後の上下水道料金について伺います。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 1項目の部落差別の解消に向けた取組についてご回答いたします。

部落差別の解消に向けた取組については、令和2年12月に施行した太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例に基づき、現在もなお部落差別が存在し、部落差別は許されないものであるとの認識の下、取組を行っております。

まず、1項目めの相談体制の充実に向けた具体的取組についてですが、隣保館におきまして毎月2回の生活の困りごと相談として就労や健康等に関する相談事業を実施し、相談内容によっては市の担当課やハローワーク等の関係機関と連携をしております。

また、隣保館での健康診査の時期には、市保健師による健康相談会などを実施する際には、福祉なんでも相談会として健康福祉部門の職員による相談会を実施し、地域住民の皆様が気軽に相談できるよう体制づくりを図っております。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 次に、2項目めの教育及び啓発の充実に向けた施策についてですが、教育につきましては、市内の公立小・中学校で、児童・生徒が一人一人の違いを尊重しつつ、自ら学び自ら考える力や豊かな心などの生きる力を育む中で、命を大切にすることや、自分の大切さとともに他者の大切さを認めることができるようになるよう、人権・同和教育を積極的に推進しております。

その際、全ての学校において同じ狙い、内容で教育活動を実践できるよう、太宰府市9か年

カリキュラム及び人権に視点を当てた社会科カリキュラムを策定し、各学校の教育課程に位置づけて授業を行っております。

また、授業を行う教員に対する研修を計画的に行っております。本市の学校に初めて赴任した教職員に対して、人権教育新任・転任者研修会を実施し、本市における人権教育の基本的な考え方や本市の実態等について共通理解を図るよう努めております。学校における研修としては、全ての学校で全教員が人権教育レポートを作成し、校内で交流しております。この人権教育レポートについては、校内で代表者を選出し、夏季休業中に全教員が参加し人権教育実践交流会を実施しております。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 次に、啓発につきましては、全市民の皆様を対象とした取組として、毎年、福岡県で定めている同和問題啓発強調月間である7月に、同和問題啓発強調月間講演会として、同和問題に関する内容を中心とした講演会を開催しております。

また、毎年8月から12月にかけて、市民の皆様により身近に人権問題について考えていただきたく、市内の公共施設等において、同和問題をはじめとした様々な人権問題に関する内容で、テーマを変えながら人権講座ひまわりを開催しているところです。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 次に、3項目めの部落差別の実態調査で分かった課題と取組状況についてですが、平成24年に実施した太宰府市同和問題実態調査において、例えば就労形態については、正規職員の割合が全国に比較して低い等の課題が見え、現在に至るまで、先ほどご説明いたしました各相談事業の実施や関係機関との連携などにより、課題解決に取り組んできたところです。

なお、福岡県が令和2年度に実施した隣保館人権課題把握調査、令和4年度に実施した隣保館の利用に関するアンケート調査、人権侵害についてのアンケート調査の結果によって、さらなる施策の必要性を検討してまいります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ありがとうございます。条例の中で、条例の目的であるとか基本理念、市の責務とか書かれているんですけども、責任者である市長として、部落問題についての市長の見解があればお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これまで担当からもお答えしましたように、やはり現実問題として部落差別の解消に至っていないという認識を、当然市としても、私自身としてもいたしております、そうした前提に基づいて、様々なそうした差別事象、特に今は陰湿化といいますか、ネット上など様々な非常に目に見えない形で起こっている事象も増えていると認識をしておりますので、そうしたものに対してしっかりとやはり我々としても寄り添いながら、そうした解消に努めていかなければいけないということを改めて認識しているところであります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 壇上で読み上げたり、今の回答でも、かなりの人々が絶対駄目だということを取り組んできて、なかなか解消できない。これは日本の課題であって、非常に難しい問題だけれども、それを解決するように、諦めないで取り組むことが大事じゃないかなと。そのための条例制定で、条例をつくって終わりじゃなくて、この条例が生かせるようになっていけばと思っています。

それで、条例の中の文章で、国とか県との分担というんですかね、連携というんですかね、そういうのは大体具体的にどういったことが考えられますか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 太宰府市役所で実施する人権擁護委員による人権相談では、常時法務局との連携を行っているほか、市が実施しております就労相談においては、ハローワークとの連携を行っております。

市の役割といたしましては、生活困りごと相談、福祉なんでも相談会、人権相談などの取組でございます。確実な実施と、それに係る周知啓発を行っているところです。

部落差別に関する相談は、生活全般に関わる問題であるため、関係部署や法務局などの外郭機関と綿密に連携を取りながら進めておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ご回答では相談体制についていろいろお答えいただいたんですけども、特に一番重要な課題として捉えているのは、市としては何を捉えていますか。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 福祉関係の相談支援の担当でございますので、私からご回答させていただきます。

最近、お一人で複数の悩みを重層的に抱えておられる方も増えてきておりますし、引き籠もりがちの方や障がいをお持ちの方もおられますので、今後につきましては、アウトリーチによる訪問により力を入れてまいりたいと考えております。

あわせて、市の複数の担当部署が関わるケースにつきましては、連携を密にしまして、課題解決に向けた支援を行っていくことが必要であると考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 部落差別だけではなくて、障がい者差別であったり、いろいろな人権の差別があると思うんですけれども、太宰府市においてはどの程度の相談件数が行われていますか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 隣保館で実施しております生活困りごと相談、福祉なんでも相談の件数でございますけれども、令和4年度は9件、令和5年度は現在5件、市役所における人権擁護委員による相談は、令和4年度に7件、令和5年度は現在1件でございます。

- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 隣保館でののですか。そうじゃなくて、太宰府市全体での差別的な人権問題、そういった相談窓口はないんですか。
- 議長（門田直樹議員） 市民生活部長。
- 市民生活部長（高原寿子） 人権政策課のほうが相談窓口としては担っておるところです。相談件数としては、申し訳ございません、積算しておりません。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） では次、教育啓発についてお伺いしようと思うんですけれども、やはり人権学習というものを教育委員会としてはどういうふうに捉えてあるのか、簡単にお答え願えますか。
- 議長（門田直樹議員） 教育部理事。
- 教育部理事（八尋純次） 学校全体で人権教育は当然しておるんですが、人権学習となりますと、人権に特化した内容で授業をしたりとか、そういったふうなことを執り行っております。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 部落差別ではなくて、様々な差別についての人権問題として捉えて、部落差別については9か年があって、その中で特に子どもたちに必要だなと思うような学習についてはやっているということですか。
- 議長（門田直樹議員） 教育部理事。
- 教育部理事（八尋純次） 議員のおっしゃるとおりで、様々な人権課題がありますので、それについて、学校の状況を見ながら、必要なものを取り扱って人権学習を行っている状況であります。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 回答の中にもあったんですけれども、社会科は特に歴史的な部分で押さえていかなければならないことがあると思うんですけれども、教科担任任せなんですかね。教育委員会から何らかの指導があっているんですか。
- 議長（門田直樹議員） 教育部理事。
- 教育部理事（八尋純次） 先ほど言いました社会科のカリキュラムを作成する際に、教育委員会の職員も入って一緒に作成をして、授業づくりを行っております。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 特に部落差別についての学習、人権学習については、学校間格差というものがあるんじゃないかなと僕は思うんですけれども、市としてはどういうふうにとらえられていますか。
- 議長（門田直樹議員） 教育部理事。
- 教育部理事（八尋純次） 学校がある地域、それからそこに所属する児童・生徒の実態に応じて格差はあると考えております。市として共通として取り組んでいる人権教育として、先ほどご

説明しましたけれども、学校独自で行われている取組もあると考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 各学校から差別事象が上がってきていると思うんですけども、どういった差別事象が多いのか、また学校での差別事象の件数は違いがあるのか、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 現在の差別事象は、学校関係でいいますと差別発言が非常に、ほとんど差別発言というふうになっております。現在の状況ですが、令和3年度が小学校で7件、中学校で8件、令和4年度は小学校で10件、中学校で6件、令和5年度は11月までで小学校が1件、中学校が7件です。差別事象の報告数は、学校によって差があります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 教育委員会としては、差別事象の多いケースが、もうちょっと人権学習せないかんという考えなのか、もしくは見抜く力というか、教師も生徒もそのことについて見抜く力がついているんだと捉えているのか、どちらのお考えですか。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 実際差別事象が起きたときには、やはりその対策と申しますか、その事象がなぜ起きたのかというのを教師も子どもも一緒に考えていく必要があると思いますので、カリキュラムとは別に授業を組むことがあります。

実際、その事象が数が上がってくることも、もちろんゼロになるのが一番いいんですけども、その事象が上がってきたことについて、最近は児童・生徒間での発見が多くなっています。教師が見つめるのではなくて、友達がこんなことを言っていた、そういうケースが非常に増えてきています。そういった意味でも、児童・生徒の人権感覚が育ってきたのではないかと考えておるところです。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり差別を見抜く力ですかね、それが大事だと思うんですけども。考え方によっては、差別事象の少ない学校がいい学校だというか、人権が進んでいるみたいな考えもあるのかもしれませんが、ちょっとそういった考えを持っている方もいらっしゃるみたいなので、ぜひお願いしたいと思います。

やはり人権学習は非常に大事ですね、行事でも何でも。やっぱり塾と違って、学校のすばらしいところだと思うんですよ。先ほど長谷川議員の言葉の中にあった信頼ですね。今学校現場は多忙化で、やはりなかなか教師が生徒に向く時間が、何か見たくとも見れないような状況があるので、ぜひ教育委員会としてもそこを一番に、今度中学校で給食指導が始まりますけれども、えらい協力が必要なんですよ、子どもたちの役割。それがもう集団づくり、日本の教育のすばらしいところはこの集団づくりなんで、ぜひ一番に子どもに向く時間。ちょっと話を聞きおくと、何か多忙化になるような書類提出とかもまだあるみたいなので、できるだけそこを一番に基本に持ってきて、ぜひ子ども、やはり不登校問題でも、集団が育つと子どもの力という

のは物すごい力だと思うんで、太宰府市は先陣を切って集団づくりをしていただければと思っています。

続きまして、市民に対する啓発なんですけれども、一番重きを置いている啓発運動はどれになりますかね。

○議長（門田直樹議員） 教育部長。

○教育部長（中山和彦） 一番重きを置いていることは、やはり市民に対していかに啓発するかというのがありますので、7月の強調月間の講演会もですし、先ほど言いましたひまわり講座については年8回しております、やはりそこにも市民の方は来ていただいておりますので、そういう形でやらせていただいております。

それと、2月に人権まつりがありますから、その分につきましても市民に周知啓発していくというところで、私どもはどれというよりも、市民に対して発信していくということを重点的に考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 自分も参加しようと思ってなかなか参加できず、参加した講座はどれも自分のプラスになるとは思っているんですけれども、ぜひ広報活動というかな、やっぱり少なくなっていくような気もするんで、参加の方が増えるような取組をしていただけたらと思っています。

次に、部落差別の実態調査についてですけれども、実態調査は何回ほど行われたんですか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 近年では、平成13年と平成24年の2回実施いたしております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） その中で分かった課題というか、一番市として重きを置いていることは何になりますか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 市全体に先行して高齢化が進行し、また収入や年金などの困難を抱えておられる住民の方が見られますことから、生活の困りごと相談や健康相談など福祉関係の施策、併せて収入面において生活基盤の確立を図るよう、就労相談などの施策も取り組んでおるところです。

また、法制定の端緒ともなりましたインターネット上の差別的な書き込みを監視するモニタリング事業ですね、これを平成5年2月から実施しておるところです。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはりサポート体制が重要だと思うんですけれども、最後お答えいただいたのは、インターネット等、SNS等での差別事象が多くなっていると思うんですけれども、市としてはそういう差別事象を見破るというか、見つけられるような体制ができていますか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 先ほど私、平成5年と申し上げましたが、令和5年2月でございます。申し訳ございません、訂正させていただきます。

市が行っておる取組でございますけれども、モニタリング事業で太宰府市に関する差別的な書き込みを発見した場合は、福岡県及び法務省に報告して削除要請を行っておるところです。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 近隣自治体の話なんですけれども、住居を探すときに、部落についての質問が行政のほうにあったというふうに聞いているんですけれども、太宰府市ではありますか。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 太宰府市においては、近年の住宅購入に係る同和地区に対する問合せ事象は発生いたしておりません。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 市長のほうにお願いなんですけれども、昔というか、ちょっと違ってきていると思うんですよ、差別なんかも。落書きであったのが、今はネットであったりとか、そういう。SNSでの犯罪に近いものかな、何か自殺であったり何かといえばペナルティーがあるんですけども、部落差別についてはなかなか、よほど大きなものがあれば個人で裁判で闘うとかそういった形になっているんですけれども、条例の中にちょっとペナルティー的な、ちょっと強く、やっぱり推進なんで、なかなか弱いところがあるんで、条例の中に、市内でSNS等で分かった場合、これは逆に分かればその人だって分かると思うんですよ。今までの落書きは誰だか分かんなかったけれども、今はもし極端にひどいのがあれば分かると思うんで、条例の中にちょっとペナルティー的な分を付け加えることは可能でしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 法律、制度的なもので、ちょっと私もつぶさに全て分かり切れてないところもあるんですけれども、ただ一方で、差別というものがいまだに続いていて、そうしたものを解消するためにつくっている条例でありますので、何かさらに実効的な方策を取ること自体は、可能性としてはあると思っています。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ないにこしたことはないんですけれども、もしあれば、何らかもうちょっと強い何かが必要じゃないかなと思います。

では、2件目お願いします。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 2件目の上下水道事業の課題解消に向けた取組についてご回答いたします。

まず、1項目めの水道施設の耐震化、老朽化についてですが、水道施設の整備、更新につい

では計画的に実施しており、水道管は、管路の新設及び布設替え時に耐震管を使用することで耐震化を進めております。また、水道管以外の施設においても施設の更新及び耐震化に取り組んでおり、現在、松川浄水場の耐震補強工事を行っているところであります。

水道施設の老朽化が進む中、水道施設の耐震化及び老朽化対策は重要な課題と捉えており、今後も施設の耐震化に努めてまいりたいと考えております。

次に、2項目めの専門職の高齢化、職員減少についてですが、全国的にも、水道分野に関わらず様々な分野において、専門的知識を持つ経験豊かな職員の退職による若手職員への技術、ノウハウの継承が課題となっております。本市では、これらの状況に対応するため、在職時に浄水業務、配水業務、水道管布設工事などを担っていた職員の退職後、再任用職員として、これまで培ってきた知識、技術力、経験を生かしながら、後輩職員に指導や助言を行うなど、技術、ノウハウの継承を行っているところです。

市民生活や社会経済にとって欠くことができない水道を、将来にわたり安全でおいしい水を安定して市民の皆様へ供給できるよう、今後とも職員の育成に努めてまいりたいと考えております。

次に、3項目めの今後の上下水道料金についてですが、本市の水道料金、下水道使用料の見直しを行う場合は、おおむね4年ごとに水道料金等審議会に諮問し、審議いただいております。直近では、令和3年度に開催した水道料金等審議会において、令和4年度から令和7年度までの4年間について審議いただき、水道料金は据置き、下水道使用料は引下げの答申がなされております。この答申を受け、令和4年度から下水道使用料の平均改定率マイナス7.58%の改定を行っております。

水道料金につきましては、消費税関連の改定を除き、平成22年度に引下げを行って以降、据え置いている状況であり、給水収益は、コロナ禍における手洗いの回数増などにより一時的に水需要が増加したものの、そのような特殊事情を除けば、平成28年度以降、ほぼ横ばいの状況となっております。

今後の水道料金及び下水道使用料につきましては、水道料金等審議会にて審議いただく令和7年度に向け、情報収集に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ありがとうございます。ご回答であったように、やっぱり水道管、非常に大事な問題だと思うんですけども、市内で今一番古い水道管というのは何年になるんですか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 一部ではございますが、布設後約50年を経過した管路がございます。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 大体何年が目安なんですかね、水道管の。

- 議長（門田直樹議員） 都市整備部長。
- 都市整備部長（柴田義則） 耐用年数は40年となっておりますが、一応これは減価償却というこ
とで、一つの目安というふうに考えております。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） そしたら、漏水とか破損とか、そういう件数は何件ぐらい起きています
か。
- 議長（門田直樹議員） 都市整備部長。
- 都市整備部長（柴田義則） 令和4年度の道路部分での漏水は48件ございます。そのうち市管理
の送配水管の漏水は13件、あと配水管から分岐しました個人宅の給水管での漏水は35件となっ
ております。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 水道管の耐震化で、これは本当かうそか分からないんですけども、そ
ういう水道関係の人の話を聞いたときに、太宰府市が水道管の耐震化が遅れている、近隣自治
体の中ではというようなお話を伺ったんですけども、更新率というんですかね、それは太宰
府市の場合は何%ぐらいなんですかね。
- 議長（門田直樹議員） 都市整備部長。
- 都市整備部長（柴田義則） 令和3年度末現在でございますが、導水管、送水管等の基幹管路の
本市の耐震適合率は約55%、耐震化率は約50%となっております。福岡県の平均では耐震適
合率は約42%、耐震化率約20%となっておりますので、特に低いという状況ではないというふ
うに考えております。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 信頼してないわけじゃないんですけども、それを具体的に、例えば太
宰府市の予算というのがあるやないですか。それで水道管の耐震化、なかなか難しいかもしれ
ないですけども、近隣自治体と比べてそういう予算の分はどうなんですかね。
- 議長（門田直樹議員） 都市整備部長。
- 都市整備部長（柴田義則） 令和5年度の水道管建設工事に係る予算でございますが、太宰府市
が約3億6,500万円、筑紫野市約3億7,600万円、春日那珂川水道企業団約5億8,500万円とい
うところで、それぞれちょっと状況が違うかもしれませんが、以上のような状況になっており
ます。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） すみません、疑ったりして。大体その水道代も含めたところで、やっぱ
り総合的に計画を立てて進めているということですかね。
- 議長（門田直樹議員） 都市整備部長。
- 都市整備部長（柴田義則） 議員おっしゃるとおりでございます。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

- 8番（徳永洋介議員） もう一つ、専門職の高齢化、職員、ご回答の中でも若手にノウハウを教えながらというふうにおっしゃっているんですけれども、技術的な専門職の人数というのは、太宰府市の分は、水道だけに絞ったほうがいいですかね。上下水道、何人ぐらいいらっしゃるんですか。
- 議長（門田直樹議員） 都市整備部長。
- 都市整備部長（柴田義則） 上下水道部門におけます令和5年度の専門職、土木技師の人数ですが、一応10名となっております。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 水道の場合、どうしても水道技術管理者という人が必ず1名は絶対いると思うんですけれども、その方の経歴というか、大学を卒業してすぐそういう免許を持たれてあるのか、もしくは現場で何年とかというような条件があるのか、分かれば教えていただければ。
- 議長（門田直樹議員） 都市整備部長。
- 都市整備部長（柴田義則） 大学のほうの専門の学部を専攻されて、技術職として採用されて、今、今回につきましては、ちゃんと入庁されてからそういう研修を受講されたという形になります。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） 僕の資料が合っているかどうか分かりませんが、やっぱり実務経験とか5年以上とか、かなり長い時間がかかる。また、先ほどの回答のように、結構再任用の方、会計年度の方、何年前やったかな、太宰府がえらい寒くて水道管が破裂したり、雷で停電であったり、非常に対応が早いと思うんですよ。ただ、これが10年後、20年後となったとき、やはり技術職、専門職の人の計画的な採用というのが必要だと思うんですけれども、市長の考えはいかがですか。
- 議長（門田直樹議員） 市長。
- 市長（楠田大蔵） まず、先ほどのやり取りの中で、私自身も耐震化なり漏水対策、そうしたもののについて本市が後れているのではないかという指摘は常々いただけてきましたので、やはりそうしたことが起きないように、予算の配分なども重点的に行ってきたところであります。
- その上で、やはり専門的な知見を持つ職員も、このことに限らず全体として非常に必要な時代になってきていますので、そうした意味では採用の在り方、また外部的な人材との交流なり、そうしたことも様々な方策を取ってこういう専門性を確保していくと、また人員を確保していくということの重要性を認識しております。
- 議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。
- 8番（徳永洋介議員） やはり人の体内に入る水なんで、専門職は大事だと思うんで、ぜひ前向きに検討していただきたいんですけれども、関連して、また市長にお伺いしたいんですけれども、この前の議会の意見交換会のときに、市民の方から、春日市の正規職員に比べて太宰府市

は多いというようなことを言われたんですよ。それで私、調べました。1万人当たりの公務員ですけれども、春日市は31.46人、1万人で。太宰府市は46.91人、やはり多いんですよ。やっぱり行財政改革で正規職員を減らして、民間委託なり会計年度採用で、それがここ何十年の歴史だったと思うんですね。ただ、春日市は全国トップなんですよ、これ。日本一。太宰府が全国5位。

この前、市長のほうも男女共同のほうの講演に行かれましたけれども、会計年度、どこの自治体も一緒と思うんですけれども、太宰府市が会計年度フルタイムの人が194人、それで女性が153人なんですよ。今までの日本の歴史というかな、何かやっぱり少しでも人件費をとという考え、民間にしても公務員にしても、これは僕はいろいろな原因があろうけれども、一番は少子化だと思うんですよ、僕は。女性の管理職問題にしても、やっぱり会計年度任用職員の方が多いと。前まではちょっと旦那さんを支えてみたいいなそのイメージがあったんだけど、実際こういうふうな問題が生じていると思うし、多賀城市は59.06人で39位なんですよ。太宰府市とか春日市と同じような正規職員数であの災害を乗り切れたかなと、素人考えですけれども、やはり災害に強いのは正規職員が多いほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、今後の市の職員採用に対する市長の考えがあればお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 結論から申しますと、確かに非常に5位という数字、また春日市が1位ということでしたけれども、いずれにしても筑紫地区ですね。概して人口比から、人口が増えてきたということがまず大きいと思いますが、人口比からしますと職員が少ないというのは、私も構造的な問題として認識しておりまして、私も就任直後は、退職をした職員分補うということで、基本的には慣習、慣例的に行っていましたけれども、最近はおかげさまで採用の方策も多様になってきました。キャリア採用、氷河期採用なども行って、結果として面接する人数も増えてきましたので、そうした中で優秀な人材がいれば積極的に採っていかうということで、枠にとらわれずに優秀な人材、やる気のある人材を発掘し、採用するという方向性で今やっているとあります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ちなみに全国平均は64.94人なんですよ、やはり。水道の先ほどの技術の専門職やないけれども、全ての職種、行政がやっぱり専門職だと思うんですよ、子育てにしても介護にしても。やはり会計年度よりも正規職員のほうがプラスの面、ある意味、行政サービスがちゃんといけるんじゃないかなと。ただ、どうしても今の状況、教師のほうも定数欠が出てくるように、非常に多忙化が増していたり、そういうことで近隣の自治体では、もう5年ぐらいかけて具体的に職員数を増やすというようなことをしていますので、ぜひ、それが僕は市民サービスにつながるんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

次に、水道料金の件なんですけれども、今後の水道料金の太宰府の見通しというのが分かれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 先ほど申しましたように、水道料金等審議会では前回据置きとなっております。令和4年度におけます決算におけます給水原価で申しますと201円38銭、供給単価でも209円81銭と、原価割れの状況とはなっていない状況でございます。なお、今後水道料金を据え置くか見直すかの検討につきましては、おおむね4年ごとに行っております次回、令和7年度に向けまして情報収集を行うとともに、今後とも健全経営に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 人口減少がすごい自治体とかは、想像するに大変だと思うんですが、太宰府市の場合は、どうなるか今は言えないけれども、変更はあまり考えなくてもいいということではよろしいんですか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 長期的な水需要につきましても、今当面は今のような状態が続くというふうに見込んでおります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 水道料金をクレジットで払うというようなことはできないんですかね。それをやっている自治体があれば教えていただきたいんですけども。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 現在、県内では福岡市、篠栗町、宗像地区事務組合のほうで、クレジットカードによる継続的な支払いが可能となっております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） できればクレジット払いがいいかなと僕は思っているんですけども、総務部長にお聞きしたいんですけども、P a y P a y でやるとか何でやるとか、公共料金をそういうクレジットで支払うことができているのか、今後の方向性というかな、そういうのがあれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 総務部長ということですが、私のほうからご回答させていただきます。

市税等におけるクレジットカードの納付方法は、納付書のほうに印字されましたバーコードやQRコードを利用者が読み取って支払う方式でございます。本市におきましては、全国的な取組として地方税共同機構が運営する地方税お支払いサイトというのがございまして、そちらでQRコードを読み取って納付していただく場合は、クレジット決済が可能ということになっております。現在のところ、固定資産税、都市計画税と軽自動車税については利用可能でございます。令和6年度からは市県民税の普通徴収と国民健康保険税についても開始することといたしております。他の公金収入につきましては、近隣市の動向を確認しながら、費用対効果

等も意識して検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） いや、できればクレジット払いがいいなと思っているんですけども。

今回の条例改正で、私は期末手当差額支給が5万3,280円いただくんですけども、増額して。今年の漢字は税ということで、ちょっと調べてみました。所得税が30.63%、結局手取りが3万6,696円。私が使うのは決まっていて、たばことビールと車のガソリン代です。それをもし1万円ずつ使ったとするじゃないですか。ガソリンは石油製品税、石油石炭税、ガソリン税、地方温暖化対策のための環境税、その本体とプラスしたところに消費税がかかって42.6%。ビールは、僕はビールは高いけん第三のビールに変えたんですけども、また2026年10月には一本化されるという話なんですけれども、やっぱり酒税と消費税で二重課税で42.5%。たばこについては、国たばこ税、地方たばこ税、たばこ特別税、消費税が加わって61.7%。ということはですよ、所得税で1万6,580円、ガソリンで4,260円、ビールで4,250円、たばこで6,170円、残りも多分消費税10%するんで696円ぐらいが税金。結局5万3,280円のうちに約3万1,960円が税金で飛んでいくと。私だけじゃないとは思うんですけどもね。

いや、何が言いたいかという、非常に苦しい。まだネット等でしか確認してないんですけども、そういう払うべき公的な料金をクレジット払いができるようになると、コンビニみたいに現金でもいいし、auでもソフトバンクでもどこでもそういうクレジット払いができる、物価高騰対策で寄附金は何万円とかやっているけれども、それ以上のポイントが還元されると思うんですよ。ぜひ前向きに検討していただいて、ちょっと支払い方法が変わってきているし、自分が今ポイント還元でやっぱり助かっている部分もあるんで、できればそういう支払い方法が一本化されて払えるようになると、市民の方も大変いいと思うんで、ぜひ前向きに検討していただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで15時20分まで休憩します。

休憩 午後3時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時20分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番堺剛議員の一般質問を許可します。

〔10番 堺剛議員 登壇〕

○10番（堺 剛議員） ただいま議長から許可をいただきましたので、通告していました2件について質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

1件目、持続可能な本市のさらなる地域共生社会を目指してというテーマの下で質問させていただきます。

日本経済は、長く苦しいコロナ禍を乗り越え、本格的な経済再生に向けた歩みを始めようとしています。一方、長期に及ぶ物価高騰は、家計や事業活動に深刻な負担を与えており、今こそ市域全体での重要課題に対する具体的な施策や行政サービスの拡充を図るべきと考えます。

市民の皆様も、先行きが見通せない社会にあつて、誰もが何らかの不安やリスクを抱えています。市民の皆様が将来に希望を持ち、安心して生活できるよう、社会の持続性を高め、市民一人一人を支える生活の基盤を強化することが今こそ必要であると考えます。

そして、我が国では、世界に先駆けて超高齢社会に突入し、2030年代には3人に1人が65歳以上となる社会が到来すると言われていています。国民一人一人が人生100年時代を健康で生き生きと豊かに暮らすことのできる幸齢社会、年を重ねることに幸せを感じられる社会ということですが、の実現が求められています。

また、少子・高齢化、人口減少、単身世帯の増加など本市の全体構造が変化中、社会のあらゆる機能や制度を持続可能なものとし、全ての世代が安心して暮らせる環境を創出するためには、市民一人一人が地域で世代を超えてつながり、互いに支え合い、共に生き行く地域共生社会の構築が不可欠であります。

そこで、重要なテーマの一つが、地域共生社会を支える高齢者の活躍であります。フレイルや軽度認知症などの方を含め、高齢者一人一人が地域で必要とされる役割を担い、自分らしく活躍していくことが、地域共生社会を支える大きな力となります。

以上のことを市民サービスの観点から施策等に反映するために、具体的な行政改革の検討が不可欠であると考えます。つきましては、本市の役割と責務の観点から、以下の3点について伺います。

1項目め、本市の地域課題の一つにコミュニティバスの運営的課題があります。現状では、社会情勢の影響や世帯構造の変遷等により、利用者数の低迷、人材不足による運行企業経営の衰退、多額の運行経費による財政負担、交通弱者対策としての市民ニーズの高まりなどの実情を考慮すると、市民、民間企業、市それぞれの課題を踏まえての観点から、持続可能な地域形成における公共交通改革は待ったなしの現状であり、市民の切なる思いと認識いたします。そこで、本市の現状認識と行政的役割の観点から、市長の見解をお伺いします。

2項目め、地域共生社会の役割において重要なテーマの一つに、先ほど述べましたように高齢者の活躍が求められていると思います。本市の地域コミュニティ機能や自治会機能等、時限的観点で捉えると、高度成長期まで生産現役世代が多く活躍していました。今は少子・高齢化の影響等で地域力が低下している現状であり、そのことを市民の皆様も実感されていると思います。

そこで、これからの本市の地域の活力の醸成を図るため、高齢者の活力を地域に必要な人材として活躍できる仕組みづくりが、地域共生社会を支える大きな力となります。ゆえに、これからの本市における地域共生社会の在り方について、市の課題認識と方向性について見解をお伺いします。

3項目め、地域共生社会の構築の観点から、現役世代へのアプローチも重要であると考えます。例えば、企業などに勤め、市内に居住されている40代、50代の現役世代の方々が、定年後に地域で自身のキャリアを生かすようなシニアライフを見据えて、地域とのつながりを確保できる主体的な地域活動、例えば地域防災、多様なボランティア活動、各種イベント、協働のまちづくり、PTA、地域見守り、青少年育成など、これら様々な地域主体とのつながりを応援し、定着させるための企業、団体等との連携を考えられないかと思えます。

また、その前提として、男女問わず、地域へ一歩踏み出せば長く付き合える仲間もできるし、異世代との交流は人としての幅を広げ、仕事にも好的影響を及ぼすという意識改革が必要であると思えます。そこで、定年後を待たずに、地域に足場を築く行政支援の取組が必要ではないかと考えています。特に、定年退職後に地域で何らかの活動をしたいと考えている市民の皆様は少なくないと思えます。

そこで、本市在住の中老年へのアプローチとして、地域活躍のできる情報や、希望すれば、働いてこられた本人のスキルや経験を生かせるなどの情報を提供できる場を設けるため、包括支援センターなどの機能の拡充を進め、地域共生社会を支える人材育成の醸成を図るべきと考えますが、市の見解を伺います。

続いて、2項目です。市民生活に直結する公共施設の整備についてお伺いします。

各種の公共施設管理整備については、全国的においても市町村自治体単位での共通する大きな課題の一つであります。本市も例外ではないと思えます。インフラ資源である市内の各公共施設では、太宰府市公共施設等総合管理計画の中で、市長も述べてあるように、高度成長期における急激な人口増加を背景に、様々な公共施設等が集中して建設された時代背景が要因の一つであると思えます。近隣市や他自治体を調査しても、公共施設をはじめとする施設整備に関しては、維持更新管理計画にどの自治体も苦慮されている現状であると認識いたします。

本市の現状として、公共施設の維持更新は待ったなしの状況であります。市制41周年を迎えた本年度において、公共施設等の老朽化に伴う整備は、今まで対処的な事後保全が実施されているのが現状でありました。これからは、9月に策定、発表されました太宰府市公共施設等総合管理計画を基本として、各施設の予防保全に向けた取組にご期待申し上げます。

一方、国では、これからの社会インフラ整備については、持続可能なまちづくりの視点で、デジタルトランスフォーメーション、グリーントランスフォーメーションなどのデジタル化やグリーン化の変容等も取り入れ、スマートシティ構想を概念としたコンパクトシティ・プラス・ネットワークの実現を推進している状況であると認識いたします。

そこで、本市の持続可能なまちづくりの観点から、以下の3点についてお伺いします。

1項目め、本市における大きなインフラ整備計画の中でも、今後は市民利用の観点から、各対象施設の中・長期を視野に個別計画策定に着手すべきと考えます。また、現在の組織機制的に考えると事務負担が大きいことから、計画策定においては、民間企業を活用して委託などの対応になるかと思えます。市のビジョン会議でもご指摘いただいたように、計画策定の段階か

ら民意の反映を基軸に計画していただきたい点と、バリアフリーの観点からユニバーサルデザインも考慮していただきたいと要望させていただきますが、市の見解をお伺いします。

2項目め、本市の公共施設再編については、立地適正化計画の観点から申し上げますと、太宰府市都市計画マスタープランを基調とすることから、まず太宰府市都市計画マスタープランの改定から着手し、醸成すべきと考えますが、市の見解をお伺いします。

3項目め、民間企業開発による坂本地区の宅地造成については、市も交通調査などを通じて認識していただいておりますが、日に日に近隣住人の皆様から不安な声を聞く機会が多くなってきています。市民の安心・安全を確保する生活道路などの拡充について、改めて進捗状況と、併せて今後の取組について市長の見解をお伺いします。

以上2件6項目についてご回答をよろしく願いいたします。再質問は発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 1件目の持続可能な本市のさらなる地域共生社会を目指してについて、まず私からご回答いたします。

まず、1項目めの地域公共交通の改革について、市の現状認識と市長の見解を伺うについてですが、地域公共交通は、地域の暮らしと産業を支え、豊かで暮らしやすい地域づくりや、個性、活力のある地域の振興を図り、さらには観光分野においても欠かせない移動手段であります。

本市では、今後予想される人口減少の本格化や高齢者の運転免許の返納増加、運転手不足の深刻化など、公共交通の維持、確保は容易ではないものと認識し、早期に地域公共交通計画や総合交通計画の策定に着手しておりましたが、予期せぬコロナ禍により中断を余儀なくされ、昨年度、課題解決に向け議論を再開したところであります。

市といたしましても、公共交通の維持、存続は重要な課題であると認識しており、広報による周知など公共交通の利用促進に努めているところです。

現在、国、県、公安委員会、交通事業者、自治会の代表者、観光関係者、識見を有する方々などで構成しております太宰府市地域公共交通活性化協議会におきましても、地域公共交通計画策定に向け議論、検討を重ねていただいております。今後は、さらなる公共交通の利便性向上や最適化、誰もが使いやすい公共交通の在り方や構築について議論を進めてまいります。まずは既存の交通手段を活用する方法を模索し、既存の枠組みでは対応できない部分につきましては、デマンド交通などの導入の可能性や、さらには地域コミュニティや諸団体などと協働した新しい公共交通も視野に入れた連携や議論も必要であると考えております。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 私への問いでもありましたので、議員おっしゃるように、市民、民間企業、市それぞれの課題を踏まえての観点から持続可能な地域形成を目指すことは、大変重要なことであると考えております。今後も新しい公共という視点、観点も持ちながら、地域公共交通施

策を進めてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 次に、2項目めの地域共生社会の醸成を図るため、高齢者の活力を推進できる仕組みづくりが重要と考えるが、市の見解を伺うについてですが、少子・高齢化が進む中、団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年に向かい、高齢独居世帯、認知症高齢者が増加するなど、地域社会において高齢者を取り巻く環境が大きく変容すると見込まれております。

また、少子・高齢化や核家族化による地域とのつながりの希薄化も進んでおり、8050問題、ひきこもり、虐待など複合化、複雑化した課題が増加してきております。

このような中、制度、分野ごとの縦割りや、支え手、受け手という関係を超えて、地域住民、地域団体、行政などの様々な主体が地域の課題を我が事として捉え、住民一人一人の暮らしと生きがいを共につくっていく地域共生社会の実現は、非常に重要なものであると認識しております。

現在、本市では、太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の一つである太宰府型全世代居場所と出番構想におきまして、子どもから高齢者までの全世代が居場所と出番を持てる心温まるまちづくりを目指しているところであります。その施策の一つとして、いきいき情報センター1階に、誰でも気軽に学習や交流のできる場所として全世代交流フリースペースを昨年12月にオープンし、今年9月には大学生の指導の下、高齢者向けのeスポーツ体験会を開催し、地域における世代を超えたつながり、交流が実現し、高齢者、大学生共に大変好評でありました。

本市では、高齢者の方が様々な分野でご活躍されておりますが、議員がご指摘のとおり、これからの本市の地域活力の醸成を図るため、高齢者の活力は欠かせないものだと認識しております。今後、地域共生社会の実現に向けて、多くの高齢者の方が培った能力や経験を生かし、地域で活躍できる仕組みづくりを構築し、情報発信してまいりたいと考えております。

次に、3項目めの現役世代への定年後を見据えたアプローチも人材育成の観点から重要と考えるが、市の見解を伺うについてですが、先ほど述べましたような課題がある中、人生100年時代を迎え、現役世代がこれからの長い高齢者生活を自分らしく生き生きと生活するため、現役の時期から地域とのつながりを持つことは、地域共生社会構築の観点から重要であると認識いたしております。

現役世代への定年後を見据えたアプローチの仕組みづくりや、高齢者が地域で活躍できる仕組みづくりなどにつきましては、自治会や校区自治協議会、各分野の団体などと市で様々なニーズや課題を持ち寄り、対話を重ね、役割分担し課題解決が図られるよう、新しい公共という観点からも調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。全般的に皆さん重要課題という認識の下で進

めていただけるということで、ありがとうございます。

再質問に入る前に、なぜこういう質問に至ったかという背景を少し述べさせていただきます。

太宰府市の現状であります。65歳以上の人口が過去30年間で約3倍に増加。核家族世帯は5年毎に約1,000世帯ベースで増加しています。単独世帯も増加傾向であり、高齢者世帯に限って申し上げますと、高齢者夫婦のみの世帯は5年毎に約500世帯が増加し、高齢者単身世帯は5年毎に約300世帯増加している現状です。要介護認定者数も、先ほどありましたが、毎年100人以上の増加傾向でありまして、今年9月末現在3,505人です。

このような市の人口動態変遷の中で、幅広い地域市民の皆様から様々なご意見、ご要望をいただく機会が今増えてきています。地域では、今述べさせていただいたように、3世代同居家族世帯の減少と併せて核家族化が増加する傾向のある中で、単独世帯や高齢者のみの世帯など、今まで当たり前在世帯として賄っていた家族機能が、時代とともにますます失われてきている現状であると認識いたします。

問題なのは、成年後見、民生委員、児童委員、保護司など既に人材不足が著しい分野に加えて、今後さらに単身世帯が増え続ける中で、生活支援、身元保証、死後事務など、従来家族が担ってきた機能が低下していることが大きな課題であります。

そこで、今後の本市の地域社会を展望する上で、地域課題解決へ向けた取組が必要であるとの認識から、再質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、1件目のインフラの地域コミュニティバスにつきましてでございますが、本市の公共交通、インフラに対し、高齢者の方々から市民相談をいただく内容の中でニーズが多くあるのが、交通弱者への支援に対する相談の切実な声が多くあります。そこには、免許証返納したくてもできない生活実態や、コミュニティバス運行路線の増便、拡充を求める声など、高齢者世帯を含む交通弱者対策は喫緊の重要課題であると認識いたします。

一方で、運行事業を担っていただいている旅客事業者の管理責任者へお尋ねしたところ、サービスを提供できる乗務員が不足しているという経営実態があるとお聞きしております。国も課題解決に向けた取組や検討がなされていると認識しておりますが、自治体単位での交通環境の格差が生じており、解決に向けた具体的な通知等ができない状況であると思います。また、市の財政状況の観点から、これ以上の負担増額は困難であることは言うまでもないと思います。

このように市民ニーズの高まりから必要不可欠な地域課題であり、速やかなる市の対応が大きく求められています。つきましては、近郊都市をはじめとする幾つかの事例をここで少しご紹介させていただきます。

初めに、古賀市でございます。古賀市のほうは、今試行実験をされているんですけども、市長、テーマとしては「いつもの街に、いつでものる一と」というこういうのがありまして、これをキャッチフレーズとして、実は昨年10月から導入をされてあります。市内の各種イベン

ト等でも、のる一とアクセスにするアプリを利用されて、これは使われてありますが、その利用の相談会も随時開催を行われている現状です。

続きまして、小郡市でございます。小郡市の大きな特徴は、私がびっくりしたのは、エリアマップってございまして、限定された運行経路の範囲、地域において、これはバスのサインがあるところから乗るんじゃないかって、どこからでも呼べるという、このエリア内であれば。そして、移動困難者対策には非常に有効じゃないかなというふうに思いました。これは一つの小郡の代表的な特徴でございました。

それと、宗像市でございます。宗像市のほうは、もう2年前から導入されてありまして、これは日の里団地という大きな団地の対策として取り入れられたと聞き及んでおりますが、2年間の運行実績を、これは所管のほうにも資料をお渡ししております。2年間の実証運行の実績として、予約回数、利用者数でちょっとお尋ねしたところ、予約回数としては7万29回、利用者数7万6,403人。これは令和3年3月から令和5年2月末までのデータでございますが、令和5年度の予算額が4,494万4,000円ということでございました。

そして、最近では、また今度は宇美町でものる一とを運行開始されてありまして、町内全域を対象として、利用予約では、宇美町ですごいなと思ったのは、LINEアプリ、高齢者の方ってスマホでLINEをお使いになってある方が非常に多いということで、LINEアプリを初めてこののる一とで導入されまして、高齢者から大変に喜ばれている状況です。町長のお話では、高齢化が進んでいる丘陵地にお住まいの移動困難者対策としての大きな期待をされていますというコメントが載っておりました。

こういうことを勘案しますと、どの自治体もオンデマンドバスは、一定以上の市民の利便性の向上、また運転手不足の解消、経費削減の面から、利用者、運行事業者、地方自治体の3者にメリットがある乗合バスサービスだと考えての導入であると思います。

このように各地特性を持ってオンデマンドバスを取り入れられていますが、本市においても有効と考えてありまして、先ほど公共と言われていましたが、私は新たな公共交通がこういう形で複数実績が残されている中で、このオンデマンド方式による支線、要するにフィーダー線ですね、フィーダー線拡充対策は、本市においても有効な対策であると認識いたします。本格的な導入に向けた取組を強く要望させていただきたい。

そして、財源確保につきましては、初期導入費に当たり、各自治体の事例から数千万円程度かかると思われます。つきましては、社会試行的実証実験事業として実施するため、初期導入費につきましては市長肝煎りのふるさと納税ですね、10億円以上に売上げが上がったというふうにちゃんと広報も聞いておりますので、考えていただければと思いますので、そのあたり市長の見解を求めたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） まず、県内におけるオンデマンド方式による公共交通の試行検討の実績についてのご紹介、また財源につきましても、ふるさと納税の活用などについてご提言をいただき

ました。

現在、地域公共交通計画の策定に向けた検討を進めておりますが、既存の交通手段や地域の輸送資源を活用した利便性の向上、最適化、デマンド交通導入の可能性など、またご指摘いただいた財源確保につきましてもしっかりと議論、検討を重ねて、新しい公共交通の視点に立った地域公共交通施策を進めてまいりたいと考えております。

ふるさと納税も、とはいえ、増えてきたとはいえ、先ほど来のご指摘、各議員のを全部応えていましたら到底足りませんので、そうした中でも優先順位をつけて考えていきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。市のほうに、これ、あれなんですけれども、国交省も地域公共交通の活性化及び再生の促進に関する基本方針というのを出してあります。これによりますと、住民、来訪者の移動手段の確保の観点から、地域公共交通のあるべき姿を検討するには、まず住民の基本的な生活と社会参加の機会を確保するという観点に立つことが重要である、これが第一義です。

その上で、その活性化及び再生を図るためには、利用者の目線に立ってその在り方を検討する必要がありますが、自家用自動車による移動に比べて遜色のないシームレスな運送サービスを確保するとの観点から、またハードとソフトの両面から必要な施策を総合的かつ一体的に展開する必要があります。地域によっては、公共交通事業者の不採算路線からの撤退などにより、交通空白地帯が出現するなどの問題も生じており、これ太宰府もそうです、運転のできない学生、生徒、高齢者、障がい者、妊産婦等の移動手段の確保が重要であるとあります。

また、地域公共交通の活性化及び再生は、交通分野の課題の解決にとどまらず、将来の都市構造の構築に向けたまちづくりにおいても重要であります。さらには、観光資源や健康、医療、福祉、介護、教育、環境など様々な分野で大きな効果をもたらすものであると思います。地域公共交通を地域社会全体の価値向上のための手段として捉え、その活性化及び再生を通じて、地域社会全体の価値向上を実現することが重要であります。

そこで、本市のコンパクトなまちづくりの実現、まちのにぎわいの創出、健康増進、観光振興施策との連携による人の交流の活性化、地球温暖化対策をはじめとする環境問題への対応にも資する地域の共生社会実現の基盤となることから、官民学等の連携の下、新モビリティ協議会、これは仮称でございますが、などを設置し、まずは市全域の中で必要とする地域自治協議会の皆様と情報共有できる仕組みの醸成が急務であり、具体的なファクトとデータに基づき議論を進めるため、庁内組織の体制整備の見直しを図るべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 現在策定中でございます地域公共交通計画につきましては、議員ご指摘の観点も踏まえ、既存公共交通の現状と課題を正しく把握し、本市にとって持続可能で最

適な公共交通の実現に向け検討を進めてまいります。

また、新しいモビリティサービスにつきましても調査研究を重ね、庁内組織や新しい協議会などの体制整備につきましても検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。前向きに速やかなるご対応をよろしくお願いたします。

市長のほうにお願いしたいのは、最後に、のるーとの件につきましては、本当に有効だと私は認識しております。それが第1点です。今回、私もこの太宰府市と似たような課題を持っている自治体はないかと探しましたら、実は塩尻市が今度ののるーとのA I活用型のオンデマンドバス塩尻ののるーとというのを導入されて、今試行実験が行われております。どうぞ、動画等もございますので見ていただいて、ご検討いただければと思います。市長、前向きな検討をよろしくどうぞお願いいたします。

では次に、高齢者の活力について再質問させていただきます。

先月、総務文教常任委員会で、実は香川県丸亀市の川西地区自主防災会について行政視察に行かせていただきました。ありがとうございます。そこでは川西地区地域づくり推進協議会の岩崎会長より、本市においても興味深い活動内容のご教示がございましたので、少し感想等を含めて述べたいと思います。

そこで私が一番に心に残ったことは、男女問わず役員スタッフとして従事しておられた方が、何と人生の先輩の70代、80代の高齢者の方が生き生きと活躍されているお姿でありました。詳しい内容についてはここでは言及しませんが、応対いただいたお一人お一人が役割と責任の自覚を持ち、統率が取れている協議会体制、役員スタッフの皆様の生き生きとした成果重視の活動状況でありました。そこでは、まちの防災への取組を地域づくりの基盤として、人づくり、物づくり、絆づくりをキーワードに明確な活動計画と活動実績を積み上げられ、着実な地域おこしと活性化を図られていました。

また、川西地区地域づくり推進協議会におかれましては、市役所との連携団体として高齢者の移動サービスについても大きく関わっており、成果をもたらせてありました。改めて高齢者の活力に本当に感銘を受けた視察でございました。

そこで、視察を参考に、本市の高齢者活躍の視点で申し上げますと、本市の現状としては、高齢者の多くの方が様々な活躍できる市内の形態要素をご存じでないケースが多々見受けられます。市内在住の高齢者の方々が、ボランティアを含む社会参加活動や社会貢献などへのアプローチの方法が分からない、何をしたらいいの分からないといった声があります。

そこで、地域のニーズと高齢者のマッチングを視野に、その実現、定着が必要であると考えます。つきましては、市の機能、役割の観点から、これも仮称でございますが、高齢者活躍地域相談センターを設置し、これからの本市の地域共生社会における新たな役割を担う高齢者を多様な場につなげるため、ワンストップでフォローアップすべきと考えます。この点について

提案させていただきたいと思いますが、市の見解を求めたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（川谷 豊） 丸亀市の川西地区の地域づくり推進協議会のお話でしたが、役割があれば、そこに責任と自覚が芽生え、その結果、高齢者の方々の生きがいにつながっていくことは、まさにそのとおりであると考えております。

本市におきましても、民生委員・児童委員、自治会をはじめ地域でご活躍されておられる高齢者の方は多くいらっしゃいますが、これからの時代、市民一人一人が生活における楽しみや生きがいを見だし、様々な困難を抱えた場合でも地域社会から孤立せず、安心してその人らしい生活を送ることができる社会を実現していくためには、高齢者の方々の経験値は必要不可欠であります。

今後、より多くの高齢者の方が地域で活躍できる仕組みづくりを構築できるよう、新しい公共という観点からも、自治会や各分野の団体の皆様方と市で対話を重ねながら、調査研究を重ねてまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。これは具体的に提案申し上げましたが、要は高齢者の力をどうやって引き出すか、そういった場所が必要だということと、そういう仕組みが必要だと。そういう所管課も必要になってきます。体制も必要でございます。そういったことをちょっと要望させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

時間の関係上、再質問はちょっとはしよります。

最後に1点だけ、高齢者活躍の中で、実は民生委員の方から相談が以前ございまして、市民相談を受ける中で、ある民生委員の方から買物困難者への対応に支援拡充を求められておりました。内容は、地域ごとの公園に、生活用品の移動販売車の施設利用を許可していただきたいというご要望でございました。当初は、私も所管課と調査を行ったんですけれども、ちょっと条例上、そしてまた民間の介入となると非常に難しい課題がたくさんあることから、今現段階では難しいというご回答でしたので、そのままお伝えをしたところ、そういった要望は承知しておりますが、市のほうは承知しておりますけれども、ちょっと難しいというご回答をせざるを得ませんでした。

相談者の方からは、要するに何が民生委員の方がおっしゃっていたかということ、改めてお聞きしますと、今の現状の公民館や共同利用施設まで歩いて移動することが、今実際移動販売車で、市長、公民館とか共同利用施設へ入っていただいているんですけれども、そこまで行くのが大変だという高齢者が増えてきていますということなので、できたらその地域の近隣公園といわれるところを少しそういう場所に許可いただければ、できる話ではなかろうかと。施設利用について、拡充についても何かお考えがあるのであれば、見解を求めたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） やはり先ほど来の新しい公共という観点からも、公園なり公民館なり、公共施設なんかもそうだと思いますけれども、こうしたところの役割をもっと我々としても考えなければいけませんし、地域の要望も聞いていかなければいけないと。いろいろな全国的にもあるようですけども、やっぱり公園というとボール遊び駄目とか、車止めちゃ駄目とか、とにかく駄目、駄目、駄目、駄目に今なっていて、市一律で決めなきゃいけないと。そういうふうに凝り固まっていたけれども、やっぱり地域の方が使いやすいように、公園なり公民館なり使い方を地域で決めていただくというようなことも、今後さらに必要になってこようかと思っておりますので、そうした中でこうしたことも可能になってくると思っておりますので、前向きに検討したいと思いました。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 市長、どうぞよろしく願いいたします。

ちょっと時間の関係上、はしよります。一応1件目はこれで終わりたいと思います。

2件目お願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 2件目の市民生活に直結する公共施設の整備についてご回答いたします。

まず、1項目めの太宰府市公共施設等総合管理計画を受けて、個別計画策定に着手すべきと考える。また、計画策定に当たっては、民意の反映とバリアフリーを要望するが、市の見解を伺うについてですが、本市の公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本的な計画として策定しております太宰府市公共施設等総合管理計画につきましては、当初平成29年3月に計画を策定し、その後、本年9月に改定を行ったところでございます。

今後は各施設の個別施設計画の策定を適宜進めていく必要があると考えており、議員ご指摘のとおり、計画の策定に当たっては、施設利用者等のご意見も参考にしながら、バリアフリーを含めたユニバーサルデザインについても考慮しながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 次に、2項目めの今後検討される公共施設再編においては、まず太宰府市都市計画マスタープランから改定すべきと考えるが、市の見解を伺うについてですが、第2次太宰府市都市計画マスタープランは、平成29年7月に策定され、都市計画法上の上位計画である福岡都市圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、都市計画区域マスタープランに即すとともに、本市の都市計画における基本方針を示すものです。

計画の目標年次を令和19年度までの20年間と定めており、10年目、令和8年度をめどに見直しを行い、また社会経済状況の変化などが生じた場合は、適宜見直しを検討することとしております。

本市におきましては、現在の都市計画マスタープランが策定された平成29年度は、未曾有の市政混乱期を挟んだ時期でもありました。また、その後は、楠田市長への交代、元号令和発祥の地としての取組、さらに予期せぬコロナ禍への対応など、本市を取り巻く状況や社会情勢は、計画策定当時から大きく変わりました。

現在は、計画策定時点では予想し得なかった社会状況変化などへの対応のほか、今後の人口減少や少子・高齢化社会を迎えるにおいても、安心・安全で持続可能な都市構造への転換を図るコンパクト・プラス・ネットワークの都市づくりを進める必要があると考えており、立地適正化計画や地域公共交通計画などの策定に向けた取組を進めているところです。

先ほど申し上げましたように、これまでの経過やその後の社会情勢の変化を踏まえた上で、令和の都だざいふにふさわしい都市の将来像を描いてまいりたいと考えており、都市計画マスタープランにつきましては、計画の折り返しとなる令和8年度の見直しの時期にとらわれず、公共施設の在り方などとの整合なども含め、適切に対応してまいりたいと考えております。

次に、3項目めの坂本地区の民間開発に対し、市民の多くから不安の声があるため、改めて今後の取組と市長の見解を伺うについてですが、坂本地区の開発につきましては、3月末に開発許可を受けて工事に着手されており、135戸の住宅地が予定されております。

開発地に接する市道関屋・国分寺線につきましては、県道112号線の坂本二丁目交差点の通勤や通学時をはじめとする渋滞対策が課題となっていることを認識しております。今後の住宅供給に伴う人口増加も見据え、令和4年度から本路線と水城小学校裏の交差点エリアについて測量に着手し、今年度は水城小西側交差点改良と関屋・国分寺線の道路や交差点改良などの対策案の設計検討や警察との事前協議を行っており、今後、対策案の絞り込みを行った上で、さらに警察、県道を管理する県の関係機関との協議、調整を経て、関係する自治会や権利者との協議、説明に着手してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 開発行為による人口増は、都市の活性化といった視点などでは好ましいことと言えますけれども、やはり一方、交通環境の悪化なども懸念されますし、また一方で、道路改良や新設は、そこに居住されている市民の皆様のご協力なしには実現できませんので、関係者のご協力を得ながら鋭意進めてまいりたいと考えております。

なお、人口増と言いながら、ちょっと私なりにまた改めて考えて、聞き取りなどもしているんですけども、都府楼の駅の近くに大きいマンションが建ちましたですね。あれで新住民が入っていただくことを考えがちで、先ほどの学業院中学校なり水城小の定員もどんどん増えると思いがちだったんですが、実はやっぱり学校が替わるのはちょっと嫌なので、同じ小学校校区、中学校校区の人が、ちょっといいマンションに入ろうとかということであっちに入る。だから、市内の方が結局市内に移っておられる傾向がやっぱりあるようなんです。

今回も坂本地区も、もしかすると結局市内の方があそこに新しい一戸建てが欲しいということが入られて、結局市内間移動でしかなかったということもあり得ますので、そういうことも

含めて、いずれにしてもあそこの人口が増えることは間違いありませんから、交通なり環境整備に努めたいと思っています。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。市長、よろしく願いいたします。都市整備部におかれましても、坂本地区は後で最後に要望を申し上げますので、よろしく願いいたします。

2件目については、本市の現状としてちょっと述べさせていただきたいのは、既存施設、公共施設は82の建物系といわれる公共施設がございますが、その中で39施設が主要施設。築年数で見ると、40年以上の施設が大体19施設ありました。そのうち50年以上が4施設、これは教育施設であります。施設機能の低下を伴うおそれのある施設の老朽化、施設機能的役割の観点から見て保全対策を必要とする施設、そしてもともと民間の既存施設であった建物を買って利用している施設など、本市の老朽化対策は重要課題であるということは言うまでもないと思います。

また、これから厳しい財政状況が続く中で、今後少子・高齢化等の影響による、先ほど市長からもご指摘ありましたが、人口減少により、公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されます。

そのことを踏まえ、早急に公共施設等の状況をきっちり把握していただいて、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化を計画的に行い、財政負担を軽減するとともに、改めて公共施設等の最適配置を実現することが大きく求められていくと思います。

公共施設等総合管理計画は、単に投資を抑制するための計画ではなく、厳しい財政状況の中、必要な投資を確実に実施するための対応方針を定める計画。したがって、単に削減方式だけを掲げるわけではなく、何が必要な投資なのかという観点も含めて検討していただいた上で、その必要な投資の財源確保のため、重点化や優先順位をつけて行っていくことが重要と認識しています。

つきましては、今後この動きですね、市長、大きな動きとしてこの公共再編に取り組む経営会議とか策定委員会等で協議されていると思いますが、どのような再編に向けて複合化施設の計画醸成、協議を進められていくのか、市の状況をお知らせいただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 今お尋ねの経営会議等の議論の内容ということなんでございますが、今回改定をさせていただきました公共施設等総合管理計画につきましては、実は令和3年4月からこの改定作業を行っております。これまでの間、2年少々でございますが、その間でございますが、副市長を委員長といたしまして策定委員会を6回開催させていただきました。その中で、複合化を含む公共施設再編の方針、それから方向性等、計画の内容についてそちらで協議を進めさせていただきまして、その内容をまた経営会議に改めて諮って、そして改定に至ったというような状況でございます。

また併せまして、その間でございますが、各部会、公共建築部会、それからインフラ施設部会等がございますが、そういった部会におきましても協議を重ねまして、改定作業に至ったというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） 市長、これご認識をいただきたいのは、この規模の計画実行になりますと、全庁を挙げてやらないと間に合わないですね。単に事業レベルで終わる話じゃございません。計画から醸成していかないといけないので。これ、その中で要するにご検討いただきたいのは、レベルアップをしてもらうために、太宰府市都市再生協議会的なものを立ち上げていただいて、そこには国と県と、そして関係市町、近隣市も含めないとこれできませんから、の構成で協議会を設置を図っていただいて、具体的な都市計画マスタープランに即した実行計画の策定に取り組まないと、本市の計画的な進捗が本当に遅れるのではないかと私は懸念しております。そのあたり、市のほうがどういうふうに捉えていらっしゃるのか、ご回答できればお願いしたいと思います。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 先ほどご回答申し上げましたとおり、現在の都市計画マスタープランが策定された当時とは、本市を取り巻く状況や社会情勢が大きく変わっておりますことから、時期にとらわれない見直しなどについて適切に対応する考えでございます。その上で、都市再生整備の実際の検討が必要となった際には、都市再生協議会などの設置も検討してまいりたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。よろしく申し上げます。要するに時限的な対応なので、もう間に合わなかったじゃ許されない課題でございますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

それで、この公共施設等総合管理計画に関しましては、ユニバーサルデザインもしっかり視点に入れていますよという内容になっていますので、安心したんですけども、基本的な考え方だけここでご紹介しておきたいと思います。

公共施設のユニバーサルデザイン化に対する基本的な考え方としては、ニーズを踏まえた改修の実施と、長寿命化改修や、これに向けた取組方針、取組を行っていく、より高齢者、障がい者、子育て世代の利用者が多い施設、要するに施設の種類ごとの整備目標、この設定をきちっとしないと、今後ちょっとまた課題が残っていく形になるかと思っております。そういった個別計画を醸成いただけますようよろしくお願いします。

それと、利用困難者からの視点から策定に関して申し上げますと、これから先、多分PPP、PFIも視野の中に入って推進事業を進めていかれると思うんですが、施設の面積や施設機能の集約的な市長の考え方や将来の負担割合の視点も大事であります。要するに民間企業

を取り入れるに当たっても、国と県と連携いただき、1つは、市長、お願いしたいのは、専門家を呼んでいただいて、具体的に客観的な視点から助言いただけるような仕組みをこれつくっていただけないか、この点についてご回答いただければと思います。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 専門的識者の方のお知恵も参考にといいいますか、そちらのほうもご教授をいただきながらということですが、これまでにもビジョン会議等におきましても、専門的な知見を有する方々からのご意見等もいただいております。先ほども言いました個別施設計画策定等に当たりましては、そういった計画を作成する際には、施設ごとの状況等に応じて、その必要性についても、その専門的知見を有する方々のご意見等も検討もさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。1点だけ申し上げておきますが、ビジョン会議の方がどうのこうのと私は申し上げたくはないんですが、このレベルになると、本当に専門家が必要になってきます。どうぞよろしく願いいたします。

それと、そもそも都市計画とは、都市の将来のあるべき姿、人口、土地利用、主要施設等を想定して設定されていくと思えますけれども、それに必要なのはこの場合立地適正化計画、先ほど部長のほうからご紹介いただきました。規制、誘導、整備を行い、都市を適正に発展させようとする方法や手段ですよね、ということは認識いたします。

そういった中で、今後国のほうが求めているのは、地域資源の中ではDXとGXもちゃんと社会整備インフラの中に取り入れて、その改革も併せてやってくださいということで、じゃあ国のほうとしてはどういうことをやっているのかというと、財政支援策として、国では地方公共団体に対する地域社会の維持、再生に向けた幅広い施策に自主的、主体的に取り組むため、自主的、主体的ですよね、に取り組むため、地域社会再生事業費については、令和5年度においても引き続き4,200億円が計上されております。また、今年度4,800億円計上されている公共施設等適正管理推進事業債については、令和8年まで延長となっております。

以上のことから、自主財源に課題を抱える本市においては、国の支援策に応じた速やかな計画策定が肝要であると思っておりますが、この点についての市の回答を求めたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 総務部長。

○総務部長（高原 清） 議員ご指摘のとおり、デジタルトランスフォーメーション、それからグリーントランスフォーメーション、こういった視点を考慮しながら、公共施設の整備、今後とも図っていききたいというふうに考えております。

この財源の関係でございますが、施設整備の際には補助金や交付金、それから公共施設等の適正管理推進事業債、先ほど議員からもご指摘いただきましたこういった財源も活用しながら今後進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） お願いしたいのは、速やかに対応していただいて、国の財政資金も活用しながらというところで取り組んでいただければと思います。

最後に、坂本地域においては、先ほど、これ部長、すみません、要望という形になると思いますが、民間企業の宅地開発地域については、道路環境の変化に伴う一番大きな声は、地域住民の方が要するに不安なんです。渋滞するんじゃないかと。この間の7月の大雨のときには、土砂がかなり流れ込んで非常に大変だったというお声も聞いておりますし、また今後、市長、渋滞も本当に考えないといけないと思います。住民との協議の場を必ず設定していただいて、通学路や生活道路の安全整備の拡充を図っていただいて、市と地域住民との協働できる体制と、市の役割をどういうふうに、責任をどういうふうに明確に示すか、このあたりもしっかり周知いただけるように取り組んでいただきたいと思います。この点、市長のほうにお願いしたほうがいいですかね。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） 今議員おっしゃるとおり、今のところ計画をお示しできるような法線なり効果なりをお示しできるように、今ちょっと検討を進めているところでございます。あと、実際県道との接続についても、いろいろ警察の協議をしたり、信号等もございまして、そこら辺も加味しながら最適な方法、それから右折左折いろいろございまして、福岡方面に行くのか、それとも太宰府のほうに行くか、筑紫野のほうに行くのかというそこら辺をきちんと調べまして、きちんとたたき台をつくりながら、必ず住民の皆さんと膝を交えて協議させていただく、そういうふうな場を設定いたしたいと思っておりますので、どうぞその点よろしくご理解お願い申し上げます。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員。

○10番（堺 剛議員） ありがとうございます。本当に坂本地域の方は非常に市民相談の件数が増えてきてまして、民間会社のほうの情勢を聞いてみますと、できたところからもう分譲していくみたいなので、もう本当に時間がないなというところでの要望でございますので、どうぞよろしくお願いたします。

以上をもちまして私の一般質問終了いたします。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 10番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで16時25分まで休憩します。

休憩 午後4時13分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後4時25分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

会議規則第8条第1項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(門田直樹議員) 異議なしと認め、終了まで延長します。

17番橋本健議員の一般質問を許可します。

[17番 橋本健議員 登壇]

○17番(橋本 健議員) ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書記載の本市の新たな行政の取組について質問させていただきます。

すぐやる課の元祖であります千葉県松戸市の話させていただきます。

大手ドラッグストアの創業者でありました元市長は、昭和44年10月に、住民の困り事を速やかに解決するすぐやる課を発足させました。発足前は、スズメバチの巣の駆除、U字溝などの破損や詰まり、道路上の動物の死体処理など市民の身近な問題についてすぐに対応できず、いわゆるお役所仕事というイメージが根づいていたそうです。そこで、住民の依頼は、たらい回しにせず、迅速な解決を図ることを目的として、当日もしくは翌日中に現地を確認し対応すること、また職員は速やかに行動できるように、各自必要な技術を磨いていること、そして専門的な道具を準備万端整えておくことを心がけ、対応が困難な依頼であっても、話を聞いた上で担当課につなげるワンストップ窓口としての役割も果たしているとのこととあります。

そのユニークな名前と積極的な姿勢が注目を集め、画期的な課として全国にその名がとどりました。昭和50年には315の自治体で同じような部署や課が設置され、国内外の多くの視察を受け入れたり、ドラマや舞台などの題材にもなったそうです。

現在、松戸市では、組織変更など多少の変化はあったものの、すぐやる課は継続されており、業務そのものは当初からほとんど同じだそうです。その中で私が非常に印象に残ったことは、住民との対話を大切に、どんな小さな困り事であっても、できるだけ現地に赴き、相手の身になって考えることが自治体の価値であるということ、また対応の速さと安心感を持ち味に、住民にとって頼れる存在であり続けたいという精神です。

それでは、本市はどうか。職員の皆さんは、市のために誠心誠意仕事に励んでおられることは言うまでもありませんが、部署によっては対応が遅かったり、市民の不満事になってしまうこともあるでしょう。

そこで、3項目について質問いたします。

1項目めは、市民がどんなことに困り、何を望んでいるか、多様化する相談内容の現状についてお伺いします。

2項目めは、電話やホームページや直接来庁しての相談の中で、緊急性の高いものや予算を伴う案件を各部署がどのような姿勢で対応し処理されているのか、伺います。

3項目めは、市役所は市や市民のために役に立つところであるということ言うまでもありません。市民の不安や不満の解消にスピード感を持って対処する、すぐやる課の新設を提案し

たいと考えますが、市長の見解をお聞かせください。

再質問は発言席でさせていただきます。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 本市の新たな行政の取組についてご回答いたします。

まず、1項目めの市民の困り事相談の現状についてですが、市民の皆様の暮らしの中では、ごみや動物などの生活環境の相談や、道路の陥没やカーブミラーのずれなどのインフラ関係の相談など、様々な内容の相談が電話や窓口、市ホームページからの問合せフォーム、市長への直接の相談などを通じてそれぞれの所管部署へ寄せられます。このようなご相談を受けた場合には、それぞれの所管部署でスピード感を持って適宜対応しているところです。また、広報「だざいふ」において行政による各相談窓口の案内や、なんでも情報コーナーでは、弁護士、司法書士、行政書士など各種専門家による相談窓口も紹介しております。このように、多様化するお困り事に対応するために、官民共に力を合わせながら対応しているところです。

次に、2項目めの相談の対応とその処理についてですが、市が対応できることは所管部署において、すぐに対応できるものや予算措置が必要なものを見極めながら、可能な限り寄り添い、スピード感を持って適宜対応しております。また、市の所管では対応が困難なものにつきましても、関係機関へ連絡するなど丁寧に対応しているところです。

次に、3項目めのすぐやる課の新設についてですが、今までにおいても市民の皆様の不安や不満の解消にスピード感を持って対処してきたところです。市民意識調査や市民の意見箱、ホームページのご意見だけでなく、SNSでの双方向でのコミュニケーションや、日頃から市長室やイベント現場などにおいて様々な方と意見を交わすなど、市長をはじめ職員共々、日常活動を通じて常々広聴機能を意識しながら取り組んでまいりました。また、それらの情報につきましては、毎週開催しております副市長・部長会議などにおいて共有を図り、即時対応の強化を図ってきたところです。

限られた財源、人員の中でも様々な工夫を重ねて対応してまいりましたが、そのことが令和4年度市民意識調査において、市政への信頼度が令和3年度からさらに上昇し74.2%に、市職員の対応、市政に対する満足度が平成29年度の57.4%から82.7%へ大幅に上昇するなどの高評価をいただいていることの一因にもなっているのではないかと捉えております。

今後につきましても、広聴機能のさらなる強化を図り、市民の皆様の不安や不満の解消に可能な限り寄り添い、スピード感を持って対処してまいる所存であります。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。重なった質問になるかも分かりませんが、これはクレームではなくて、市民の方からの相談や要望についてお尋ねをしていきたいと思っております。

一口に市民相談と申しましても、非常に範囲が広くて、今ご説明があったように法律相談あるいは税務相談、人権に関すること、行政相談、非常に多岐にわたっておりますけれども、ま

ず全般的な本市の相談体制について再度お伺いしたいと存じます。よろしくお願ひします。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 相談体制についてですが、先ほど繰り返しになりますけれども、市民の困り事相談の現状につきましては、ごみや動物などの生活環境の相談や、道路陥没やカーブミラーなどのインフラ関係の相談など、本当に様々な内容の相談が電話や窓口、市ホームページからの問合せフォーム、市長への直接の相談などを通じて、それぞれ所管部署へ寄せられているところがございます。

このような相談を受けた場合なんですけれども、それぞれの所管部署でスピード感を持って適宜対応しているところがございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ご回答にもありました、市報にも一覧表が毎月、なんでも情報コーナーですか、こういった欄がありまして、行政相談、法律相談という、あるいは交通事故相談、高齢者の終活相談など一覧表が毎回掲載されております。これらは数の把握というのは非常に厳しいと思うんですが、どんなふうにつまえていらっしゃるか、こういったところが一番相談が多いのか、分かればお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） まずは弁護士、司法書士、行政書士など各種専門家による相談窓口も紹介させていただいておりますけれども、お困り事が非常に多様化しておりますので、そういう多様化しているお困り事に対応するために、官民共に力を合わせながら対応するというところで紹介のほうをさせていただいております。

また、こういったカテゴリーが一番相談が多いかといったところですが、申し訳ありません、今ちょっと手元にその分の資料は持ち合わせておりませんが、多々多様化しているというところでは捉えているところがございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 今回は困り事相談の中でも、市民生活の中で直結したもの、例えば主に市民生活部の環境課と都市整備部の建設課に特化した質問をこれからさせていただきたいというふうに思っています。

まず、環境課ではごみの問題や動物の死体処理、これはもう迅速にスピード感を持って処理されているというご回答がありましたけれども、ほかにこれ以外に相談状況や内容、ほかにどのような相談があるか、これ以外にあるかお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 環境課に対する相談は、毎日様々なたくさんの数が寄せられております。件数で申し上げますと、昨年度市民から寄せられました相談は70件程度で、電話でのみの対応なども合わせますと年間300件前後あっております。ご質問の中にありましたような動物の死体処理などは、迅速に対応させていただいているところです。ほかにも動物全般でした

りとか、悪臭だったりとか、そのような相談が寄せられているところがございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ありがとうございます。猫の相談なんかも多いと思うんですが、じゃあ建設課、同じ質問になりますけれども、どのような相談があるか、また市民からの要望等ありましたらお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 市民から様々な要望が大体1日当たり5件から10件は平均して入っておりますが、特に言うなら、やっぱり道路の損傷等もございますし、あとやっぱり時期的に多うございますのは除草、雑草が繁茂しているということ。それと、あとやはり、例えば電子機器といいますか、公園道路等のそういうのが故障しているとか、様々な要望等、意見等、通報等も寄せられておるところでございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） そしたら、ちょっと2項目めに移らせていただきますが、今ご回答いただきました件で、その対応と処理についてお聞かせください。

まず、環境課のほうでは800件と言いましたかね、電話相談まで入れて、年間、300件。ちょっと800って聞こえた。300件。その中でどういった対応と処理をされているのか、具体的にお教えください。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 繰り返しになりますけれども、動物の処理とか、死亡動物の処理ですね、に関しましては、現地のほうにすぐ参りまして適切に処理をいたしております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） そのほか何かございません。動物の処理だけじゃなくて。

○議長（門田直樹議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（高原寿子） 先ほど申し上げました悪臭等の苦情がございました場合には、現地にそれも即時伺って、お電話いただいた方とお話をさせていただいたりして対応をいたしております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 先ほどの建設課のほうでは、私もよく市民相談を受けまして、カーブミラーですね、曲がったり、トラックがぶつかってちょっとおかしくなったり、それから道路の陥没が非常に多いんですね、住宅地は。こういったものは確かに早いです。これはもう見事だと私も感心しております。スピード感を持って本当に対処されておりますが、そのほかに何か自負できるような、スピード感、スピード感というふうなご回答をいただきましたけれども、その辺は徐々にまた突っ込んで質問させていただきたいと思うんですが、そのほかに何か。先ほどご回答いただきました処理の仕方について、その対応をお聞かせいただければと思いますが。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） まず、今いろいろな通報が寄せられる中で、基本的には維持管理係という係が中心に対応しておりますが、もちろん現場に出ていきますともう対応できなくなりますので、課全体で動いて対応しているところでもあります。まずは場所をお聞きして、現地確認を速やかにまず行うようにしております。その中で、例えば議員さんがおっしゃられましたカーブミラーですとかでありましたら、同じエリア内にまちぐるみ整備班と一緒に協力して、カーブミラーの修正等はもう既に随時できる体制となっております、また舗装の補修につきましても、専門業者のほうと場所をすぐ例えばファクスで送りまして、すぐ対応できる、小規模のものに限りますが、体制にはなっております。

ただしかしながら、どうしてもやはり、また別の専門業者、それぞれ例えば電気ですとかそういう業者さんの手配が必要な場合につきましては、やっぱりどうしてもお時間をいただいているような状況もあるような状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） それで、いろいろ相談の中でもすぐできるものとできないものというふうにあると思うんですが、すぐに解決できないような意見あるいは要望等があったときに、どのように受け止めて、その後の扱いをどういうふうにされているのか。何か手続等あれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 基本的にすぐできるものにつきましてはその場で対応するということとなりますが、どうしてもやっぱり時間がかかるもの、ただその内容につきましても、現場の緊急性とかいろいろな全体的な優先度合いからいいまして、どのくらいじゃあ時間がかかるのか、長短というのがありますので、そこは状況に応じて、例えば通報者の方が連絡してほしいと言われてあれば、もちろん連絡はしておるところでございますが、そこはちょっとケース・バイ・ケースというふうな、どこまで連絡しているかというところについては、現場、状況に応じて変わっているような状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） これは提案みたいになるんですけども、いろいろな相談がある中で、やはり日誌形式といいますか、相談者、日時、相談内容、そして誰が担当してどういう答えをしたかといった内容などを、誰が見ても分かるようにパソコン等にそういう同じフォーマットで記録したらどうだろうかということで、これは後々の後任者、人事異動があったときなんかにも非常に役立つんじゃないかというふうに思いますけれども、全課共通の形式で取り組んではいかかなというふうに思っておりますが。特に建設課なんかは相談も多いと思いますので、その辺しっかり整理されて取り組んでいただければというふうに思いますけれども、いかがでしょう。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 現在建設課におきましては、独自に記録といたしますか、集計をしておりますので、今後の全課、市内全体といたしますか、全庁的なところにつきましては、また今後課題というふうに考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） ご回答で、スピード感を持ってやっているところもあれば、ちょっとやっぱり私どもから見た場合、あるいは市民の方から見た場合に、非常に手ぬるい、遅い、こういう感覚を持っている場合があるんですね。やっぱりちょっとずれがあるかなという感じがします。

そこで、先ほども申しましたようにスピード感がなく仕事が遅いなどと市民の方から指摘されたこと、あるいはそのような声を聞いたことはございますか。

○議長（門田直樹議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（柴田義則） 案件になりますと、やはり今までお伺いしたところでは、除草関係ですね。除草がどうしても年1回とか2回とか、公園、道路、場所によりまして回数が限られておるものですから、一定のスパンで切るようにしておったのが、時期によって早く伸び過ぎて、あまり早く切ると、それが後、年間で2回のところが3回切らなければならなくなるんですとか、そういうところでどうしても年間の調整の中でお待たせする時間が長くなった結果、そういうふうにおっしゃられたこともございます。

あと、照明とか時計とか電気関係につきましては、部品の納入等に時間がかかる場合もございますので、そういうときに、まだちょっとついてないがというふうなご指摘をいただいたこともございます。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 市長が回答しなかったようですので、お願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） この後のタコスキッド議員の質問にも出てくるかもしれないんですけども、要は、結論からいいますと、当然お叱りをいただくことはもう日常茶飯事です。先ほどもちょっと職員ともやり取りしていましたが、私自身はこういうふうに言ったつもりですけども、職員はこういうふうにとっ取っていかないとか、いや、今日中にと僕は思っていたけれども、1日後に指示が出て、実行するのは2日後だったりすることもよくありまして、私自身も非常にいりいりすることもありますし、職員はもううるさいと思っていることも多々ありまして、あと一方、市民の方も、ちょっと気が長い方は1週間ぐらい待ってもいいよという方もおれば、言ったからには、もうその日にやってほしいという方もやっぱりおられまして、接触していかないと分からないんですけども、文章で来ますと文章で返すと、またちょっと取り方も違うとか、どうしてもそこら辺の温度差がある中でお叱りをいただくということは、今なおあるのかなと思っています。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 正直に答えていただきましてありがとうございます。

それでは、これは資料提出させていただきましたけれども、全国のユニークな課の取組一覧ということで、これは2014年現在の都市ですよ、取り組んでいる。今取り組む課が課名が変わったところもありますので、ちょっとその辺はご了承いただきたいというふうに思います。

北海道札幌市と北見市、同じ市民全般の意見聴取や相談事のほか、パブリック・コメントの募集、検討を行ったりしているという、市民の声を聞く課というのがどちらも取り組んでいらっしゃるようですね。

それから、見せる課ですか、福島県。非常に話題、いまだにまだ福島県はいろいろ風評被害等騒がれておりますけれども、僕はこのいわき市は非常に見せる課というのをつくって、積極的にこういう風評被害から自分たちのまちを守るんだという意気込みが非常に感じられて、すばらしいと思うんです。そこに原発の「原」がちょっと、すみません、抜けておまして、追加しておいてください。原発事故の風評被害対策として2011年10月に発足。3月でしたから、すぐ10月に発足。いわき農産物見える化プロジェクトを発展させ、農地や農産物の検査体制を整備。データを全て開示して、消費者の不安払拭に努める。見る対象は水産物や観光にも広がり、自ら企画した農場バスツアーの様子をドキュメンタリー風に公開するなど、全方位から復興の様子を伝えていると。もうすばらしいと思います。

それから、東京都の葛飾区、これは松戸市の隣になりますけれども、2010年、お役所仕事のイメージを払拭するため、課の職員は現場に急行。応急処置や対応部署への取次ぎを行うという、こういう取組をやっているらしい。

それから、同じく東京都の世田谷区、そしてこの埼玉県の寄居町が、今現在すぐやる課がもう廃止されているとのことでございます。

それから、千葉県の船橋市、市民の声を聞く課。市政全般の意見聴取や相談事のほか、1997年に、すぐやる前によく聞くことが大切の精神ですぐきく係を設け、要望などの窓口を一元化したと。

それから、習志野市、ここもちょっと課名が変わって、広報すぐきく課じゃなくて、市民広聴課になっております。担当部署不明の相談事、電話やメールの相談と併せてホームページを通じた情報発信を担当すると。

それから、兵庫県芦屋市、お困りです課と。これはもう1969年から発足をされておまして、市民とのパイプ役として、離婚相談、こういった法律相談ですね、債務整理など専門家による相談も受け付けていると。ただし、調停中の案件は不可というふうなことになっております。本市でも法律相談はやっていたらいいと思うんですけれどもね。

それから、広島県安芸高田市、すぐやる課。これも建設課と統合されたそうです。すぐやる係、こういったものが、すぐやる課だけでなく、現地性の高いサービスを努めているということ。

最後ですけれども、沖縄県石垣市、ここも施設管理・すぐやる課が施設管理課に統合されて

いるそうです。2010年、すぐやる課設置。ハブの駆除、やはりその土地らしいハブですね。月200件ほどの処理に当たり、昨年から施設管理・すぐやる課としてスタートと。

あとユニークなのは、福岡県の福津市も、うみがめ課でしたかね、うみがめ課というのが設置されておりまして、要するにウミガメの生態を守るために、ごみから何から収集して環境を整えてあげると。それから、佐賀県の武雄市ではいのしし課と。これは全国的な問題にもなっておりますけれども、うちもどうでしょうか、いのしし課、つくってみては。珍しいですよ。特化してこうやって対策を練っていらっしゃるということでございます。

それでは、すぐやる課の新設についての質問をさせていただきますけれども、私、平成15年に当選させていただきまして、早いもので議員生活20年を迎えさせていただきました。率直に申しまして、これまで仕事の速い部署、遅い部署、先ほども申しましたがそれぞれありますけれども、全般的に見ますとスピード感が僕はないというふうに思っております。

そういうことがありまして、今回この質問に取り組んだわけですが、依頼したことに対しての報告がまずない。要するに市民の方から頼まれ、依頼されて、担当課にお願いします。やったかやってないのか、やっているのか、こういった途中経過の報告がないんですよ。この辺はちょっと改善していただければなというふうに思いますが。さあどうでしょう、この辺、この問題。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） また私の率直な思いでありますけれども、やっぱり私、また怒られますし、パワハラと言われるかもしれないんですけども、私も依頼したことに対してなかなか返事がないんですね、結構。多分、議員もそうでしょうし、政治家をやっていたり秘書をやっていたりしますと、やっぱり報告しないと、どうなったんだといってすごく怒られてきましたので、報告までが仕事だとすごく言われてきた記憶がありますので、そういう意味じゃあ報告してほしいなと思うんですけども、もうやったんで、もううまくいったんで、もうそれで終わりという認識の人はかなりやっぱりいるなと思っています。

でも、私からしますと、あらゆる分野がありますので、ちょっと最後言ってもらわないと終わったことにならないけれども、終わりましたかというところまではちょっと至らないんですね、あらゆることが多過ぎて。ですから、最後終わったということまで言ってよって、ずっと口酸っぱくこの6年近く言ってきたんですけども、なかなかやっぱり癖といいますか、認識の違いがちょっとどうしてもあるなと思っています。

そうした中で、市民の方にもですから同じように、もう終わったんで、もう分かっているでしょうと、これは非常に公務員的かもしれませぬけれども、もう地道に結果が出たんで、もう分かってくれるはずだと、広報しなくても、報告しなくても結構思っているところがあって、でも意外と市民の皆さんは、僕もそうですけれども、やっぱり伝えてもらわないと分からないということが結構あるんですね。ですから、そういう意味ではやっぱりやった上で、美德としてはいいんですけども、静かにやって自慢しないという美德はいいんですけども、

ども、私は自慢し過ぎるって怒られるんですけども、ですからそういうことまでやるという癖をつけていかないと、今の時代はなかなかお叱りのほうが出てくるのかなというふうにも思っています。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） やはり依頼されたほうは答えを待っているわけですよね。それで、やはりこの辺は徹底していただきたいなと思っています。全所的に途中経過、あるいはこうなっています、終わりましたと。そうすると非常にどちらも気持ちがいいわけですから、ぜひこれ徹底していただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

私がサラリーマン時代の経験ですけども、課内の現場で起きている問題を洗い出して改善対策を立案し、実行するという取組をしておりましたけれども、それぞれの課が業務の効率向上をさせるために業務の見直しをして、その中で問題点を見つけて、仕事がよりしやすい、よい環境に変えてほしいというふうに願っております。この辺、再度お伺いしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） いずれにしましても、ちょっとずれるかもしれませんが、いろいろな課を新たにつくるというのも一つの方法ですし、それを1つのろしとして、アドバルーンとして上げて、そういう姿勢を示していくという行政のやり方、政治のやり方ももちろんあると思いますし、否定はしません。

ただ一方で、私自身は、何々課とかいろいろな係なり、そういう名前を変えたり組織改編をするというのは、むしろ好きなんですけれども、やるのをちょっとやめておこうと。過去もありましたのでですね。そうした中で、運用でといいますか、人でといいますか、そういう中で何とか担保できないものかということやってきました。

そうしたことからしますと、ご指摘ごもっともでありますので、様々な、要は、例えばすぐやる課をつくったとしても、そのすぐやる課課長があまりやらない人だったら、多分進まないと思うんですね。すぐやる課課長が僕に報告も相談もしない人だったら、結局はここで頼まれているけれども、ここで止まっていて、私にお叱りが来て、この課長に言ってとか部長に言ってって、こういうまた同じような繰り返しになる可能性もありますので、課があればいいということでもないでしょうし、課がなくても、その担当なり私ごもっともと気をつけていれば、進捗もちゃんと報告も。

特にできてないことをしっかり報告するというのが、早めに、できないことを早めにお伝えするというのは非常に重要だと私は思っていますので、そういう意味でも、やはりまずは心がけでその担当というのものもある程度意識を持ってもらいながら、やはり常々行政、政治というものが、依頼があったことに対してまずはしっかりとやっていくということも非常に重要だと。計画に基づいて地道にやっていくことも重要ですけども、スピーディーに今のニーズの、しかもいろいろなSNSなどでやり取りができる時代は、そういう直接に来た、1人来たら10人

思っている、2人来たらまず20人、10人来たら100人思っているというふうな意識の中で、何かご意見が来れば、それは市全体の問題かもしれないというそういうアンテナも高くする中で、まずは意識づけをもう一度徹底していきたいと思ったところです。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 市長のお考えは分かりましたけれども、これ市民意識調査で74.2%でしたかね、市政への信頼度については74.2%となっております。しかし、効果的な行政運営に対する評価は、肯定派が67.1%となっております。これをもっともっと90から95に上げていただけませんか。やはりすぐやる課を創設することによって、もっともっと市民の信頼度というのは高まっていくと思うんですね。ぜひ評価を勝ち取るためにも、すぐやる課の設置を提案したいというふうに思っています。ちょっと市長お願いします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） これも以前から、以前やり取りしたこともあったと思うんですけども、ちょっと分かったら教えてもらいたいんですが、効率的な行政運営が今何%でした。67.1%なんですけれども、もともとの数字が平成29年は26.1%ですから、ですから行政運営が効果的かというのは、今の時代、なかなか皆さん厳しい中で、一番混乱期は26.1%まで落ち込んでいたと、4分の1しかいなかった。そこが67%、40%以上増えていますから、伸び率としてはほかのやつよりもかなり大きいということは、前提としての数字の変遷もぜひ見ていただきたいところですが、もちろん100%を目指してやっていくというのは当然だと思っております。市職員の対応についても、もともとは57%が82%までということですので、そうした意味ではトレンドもしっかりと見ながら、これが下がってくるようであれば、もう一回私自身、責任を持ってしっかりと改善に努めるということになろうかと思えます。

お答えになりませんが、すぐやる課という形で、それをすぐやるのかどうかということはありませんけれども、すぐやることはちょっと今は考えていないんですが、全体で組織改編をいずれ、当然時間もたってくればする必要があるでしょうから、そうした中で、例えば危機管理課とかそういうものも今後必要になってくるでしょうし、ふるさと納税も非常に大きな割合になってきましたので、そういうのを担当する部署も必要かもしれませんし、そういうことも含めて新たな部なり課なり、そうしたものをしかるべき時期に立ち上げていきたいと考えております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 市長のお考えはよく分かりましたけれども、私、最後のお願いとしましては、私たちも任期が2年ぐらいしかないんですよ。来年度はまた機構改革がございますので、その辺を見据えて、すぐやる課ができると、やはり市民の方は拍手喝采だと思うんですよ。もっともっと人気度が上がり、市のほうの信頼も高まりますので、ぜひ機構改革に併せて検討していただきたいというふうに最後のお願いですけれども、お考えをお聞かせください。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） ですから、機構改革、これは来年度とはまだ言ってないんですけども、機構改革のチームが当然、内部のチームがまずありまして、そこでいろいろな窓口も充実したりとか、そういうことを意見はいろいろまとめてくれていますので、適切な時期にと今言うと、国政のようになってしまいますので、しかるべきときにしかるべき改正、改編というものをやっていきたいと、そのうちの一つとしてしっかりと頭にとどめておきたいと思っております。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員。

○17番（橋本 健議員） 長い質問が多かったんで、この辺でやめたいと思うんですが、最後に、庁舎内の緊張感、それから市民サービスの徹底、こういったものをやはり私はやってほしいという気持ちで質問させていただきました。いろいろな相乗効果ができるんじゃないかなと、すぐやる課を新設することによってですね。これは新設をお願いしまして終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（門田直樹議員） 17番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで17時15分まで休憩します。

休憩 午後5時03分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後5時15分

○議長（門田直樹議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番タコスキッド議員の一般質問を許可します。

〔1番 タコスキッド議員 登壇〕

○1番（タコスキッド議員） 通告に従い、3件質問させていただきます。

1件目、市長は市民の声に誠実に対応できているかについて5点お伺いします。

先日、11月19日に議会と市民の意見交換会、11月24日に有志の議員により議員と市民の意見交換会を開催し、多くの市民の方々にお話を伺うことができました。加えて、私の元には、市内でのお声かけはもちろん、直接のお電話やSNSのダイレクトメッセージなどで、日々市民の方々より多くのご相談、ご意見をいただいています。

市長と語る会については、令和2年11月13日が最後となっており、丸々3年間行われておりません。

ところで、先日発表されました第18回マニフェスト大賞エリア選抜九州・沖縄エリアにおきまして、楠田市長のコメントがマニフェスト大賞のホームページに掲載されておりました。大変太宰府市議としてお恥ずかしい限りですが、市民の方からのご指摘をいただき気づいた次第です。

初めて聞くような言葉が並んでおりまして、私はびっくりしております。読み上げますね。有権者の声を市政にじかに反映させるため、2期目の選挙公約に掲げた4つの構想と戦略及び16のマニフェストに基づき、市の施策を体系立て、総合戦略と一体化するとともに、マニフェストを市の重点事業に位置づけ行政運営を行っている。K P Iにより達成状況を把握するとと

もに、四半期ごとに市長マニフェストの進捗確認及び評価を行っている。職員とのコミュニケーションを密に取ることで、目標は順調に推移しているとあります。

楠田市長のマニフェストが市の重点事業に位置づけられていたことも、16のマニフェストと呼ばれる言葉も初耳ですし、KPIによる達成状況も、四半期ごとの市長マニフェストの進捗確認及び評価も僕は見たことがありませんけれども、そこは今回置いておきまして、冒頭の1文ですけれども、有権者の声を市政にじかに反映させるためとあります。この有権者とは、選挙権をお持ちの方ということでしょうか。個人的には、選挙権を持たない子どもたちの声も、ぜひ市政に反映させていただきたいと思うところなのですが、少なくとも丸々3年間、オープンな場で広く市民の方々の声を聞く機会を持っていらっしゃる楠田市長に対して、市民の方々は相当な不信感を抱いていらっしゃると思います。それらをぜひ払拭させていただきたいと思いますので、市民の方々の声にじかに答えるつもりでお答えいただければと思います。

時間も限られております。再質問以降で補足説明などがあれば伺いますので、1答目は、「はい」か「いいえ」のみでお答えください。

1項目め、市政日より広報「だざいふ」が、あまりにも市長の写真掲載数が他の自治体の広報紙に比べて多く、市民の間では市長日よりとやゆされていることをご存じですか、「はい」か「いいえ」のみでお答えください。

2項目め、広報「だざいふ」では、ふるさと納税額、実質収支の黒字、市税収支過去最高、市債残高減少、基金残高増加など景気のよい話題ばかりが目立ちますが、市民への還元があまりできていないように市民の方々は感じられているようです。様々予算の都合上、答えづらいかと思いますが、あくまで市長の肌感覚を教えてください。本市は経済的に余裕がある、「はい」か「いいえ」のみでお答えください。

3項目め、本市はコンサルタント会社への業務委託等外部委託が過剰ではないかとの声を多く聞きます。適切である、「はい」か「いいえ」のみでお答えください。

4項目め、市長の考えとして、旧統一教会との関わりは問題ないと思う、「はい」か「いいえ」のみでお答えください。

5項目め、楠田市長は、何かあったときには全て自分の責任や私の責任という言葉が度々使われますが、通常責任とは、取るものではなく、取らされるものですので、確認のためお伺いいたします。市長の考える責任とは、法に触れるような事態に起きる責任とは別に、市民に対して大きな損失が起きた場合に、市長の判断により何かしらの行動を取るという意味である、「はい」か「いいえ」のみでお答えください。

以上5点、市民の方からの疑問にお答えいただき、現状生まれている市民との溝のようなものを埋めていただければと思います。

次に2件目、小・中学校で医師の診断書提出が必要な場合の家庭の負担を軽減したいについてです。

医師の診断書が必要な場合、保護者が仕事を休み、児童・生徒を連れて病院へ行く必要があ

ります。児童・生徒によっては、病院に行くことでストレスを感じることもあるでしょうし、その状況が保護者のストレスでもあります。さらに、診察料や診断書を発行するなどの経済的負担もあります。

そこで、2点お伺いします。

1項目め、給食において食物アレルギーや疾患を持つ児童・生徒は、成長に伴って体質や症状の改善が考えられるため、毎年度診断書の提出が必要とのことですが、次年度以降は自己申告をもって面談等を行い、検査や診断書の提出は任意とすることは可能か。

2項目め、疾患を理由とする指定学校の変更は、次年度以降は面談等を行い、本人からの申出がない限りは卒業まで継続が望ましいと思うが、それを認めてない理由は何か。

最後に3件目、指定管理施設における本市の責任はについてお伺いします。

指定管理者制度とは、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的としていると言われております。つまり、公共団体が管理するよりも、より市民に対してのサービスの向上を期待して民間に管理業務を任せているものです。

きちんとした民間事業者を選び、きちんと業務を遂行していただくようにする責任が本市にはあるのではないかと私は考えます。どのような内容の作業を、どれぐらいの規模、範囲で、何を使い、どのように行うか、それを明確にお互いが確認するために重要な役割を果たすのが、業務の要領であります。それがなければ、何をもって、どんな部分を期待して任せていたのかが不明です。そして、お互いが合意した内容がきちんと履行されているのか、それを精査するのも、任せた側の責任だと思います。

そこで、2点お伺いします。

1項目め、指定管理者との協定書において、第6条もしくは第7条により、業務上必要となる〇〇——ここは施設の名称ですね——の具体的な業務の要領については〇〇——施設の名称——に関して、委任者が定める条例規則及び指定管理業務仕様書に従い、受任者が作成し委任者の承認を受けなければならないと明記されています。正確に言うと、明記されておりましたが、そこについては2項目めでお伺いしますので、ここでは触れません。

この業務の要領の提出が必要とされているにもかかわらず、作成されていない施設があるようですが、この業務の要領が作成されていない施設は全体の何%に当たりますか。そして、その作成されていない施設は、何に基づいて正しく業務が遂行されているかチェックされていますか。そのチェック項目や頻度についても教えてください。

2項目め、総合体育館と史跡水辺公園の協定書には、2016年に作成されたものには、第7条として業務の要領の作成と承認についての記載があるのですが、5年後の更新となる2021年に作成された協定書にはこの情報が含まれておりません。これは記載漏れであるのか、何らかの理由があって記載していないのかを伺います。

以上3件、よろしくお願ひいたします。再質問は発言席にて行います。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 1件目についてご回答いたします。

「はい」か「いいえ」のみで答えるとのことでありましたが、そもそも導入や問いの設定が一方的でありますし、市民の皆様の声や物事の捉え方などは二者択一になじまないものが多く存在します。政治や行政の重要かつ複雑な問題を画一化、矮小化することにもつながることであり、そうした手法にくみすることは私はいたしません。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 可能な限り、「はい」か「いいえ」のみで答えられるように設定したつもりですが、答えられない理由を再度お願いいたします。

○議長（門田直樹議員） 市長。

○市長（楠田大蔵） 重ねてになりますけれども、市民の皆様の声や物事の捉え方などは二者択一になじまないものが多く存在しますので、また政治や行政の重要かつ複雑な問題を画一化、矮小化することにもつながると考えますので、そうした土俵にはのらないようにいたしております。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 市民の方が常々、楠田市長の回りくどい答弁に対して不信感を持っていらっしゃるのので、この機会に簡潔にお答えいただきたいと思いましたが、非常に残念です。

1件終わります。

○議長（門田直樹議員） 教育部理事。

○教育部理事（八尋純次） 2件目の小・中学校で医師の診断書提出が必要な場合の家庭の負担を軽減したいについてご回答いたします。

まず、1項目めの食物アレルギーや疾患を持つ児童・生徒は、成長に伴って体質や症状の改善が考えられるため、毎年度診断書の提出が必要とのことであるが、自己申告では許可できないのか伺うについてですが、現在、アレルギーについては、文部科学省から学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドラインにおいて、症状に変化がない場合においても、少なくとも毎年提出を求めると指針が示されていることから、そちらに基づき手続を行っているところです。

次に、2項目めの疾患を理由とする指定学校の変更は、一度認めたら卒業までそのままよいと思うが、それを認めていない理由を伺うについてですが、まず、学校教育法施行令の中で、市教育委員会は、就学すべき小学校、中学校を指定しなければならないとあることから、本市でも学校の校区を定め、児童・生徒は指定された学校へ登校することとなっております。その中で、事情により相当と認めるときは指定学校の変更ができることとあることから、本市においても許可基準を設け、指定変更を認めているところです。

卒業まで指定学校の変更を認めたらよいのではないかとのことですが、その許可事由により、学期末、学年末などと指定期間を定めており、継続的に年度の更新が必要なケースについ



て事業実施前に事業計画書を提出させ、あらかじめ管理運営の内容等を事前に確認することとしております。

実施状況の確認につきましては、毎月の月次報告書にて管理運営状況を確認しながら、月に1回、市と指定管理者とで定例会議を行い、両者で管理運営に関する情報共有を図っております。さらに、年度終了後には事業報告書を提出させ、指定管理者自らが自己評価を行うとともに、施設を所管するスポーツ課におきましても事業の評価を行い、それをフィードバックすることで業務の改善につなげております。

このように指定管理者制度運用ガイドラインに沿って適正な管理運営状況の確認ができていくことから、協定書から業務の要領に関する記載を外したものです。

今後につきましても、市民サービスの向上及び効率的な施設運営を行うことを念頭に、指定管理者制度の適切な運用に努めてまいります。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 1点目なんですけれども、こちらが回答を求めている中で、業務の要領の提出が必要とされているにもかかわらず、作成されていない施設で、この施設全体の何%に当たりますかというところを伺っていますが、お答えいただけますか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 現在、全ての施設において仕様書や事業計画書等で確認を行っているような状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） それでは、協定書に業務の要領の提出が義務づけられているにもかかわらず、全ての施設で業務の要領が作られていないということによろしいですか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 業務の要領について規定書に記載のある施設につきましては、全15施設のうち11施設となっております。残りの4施設につきましては、基本協定書にその記載をしていない状況でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 必要があるので業務の要領の提出を求めていたと思うんですが、業務の要領を提出されてない現状で十分だと思われていますか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 業務の内容等は仕様書や事業計画書に記載されており、運営状況等の評価は指定管理者評価シート等で確認ができていると考えております。また、業務内容に疑義が生じた場合につきましては、市と協議を行うこととして対応を行っているところでございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 指定管理でお願いする以上は、プラスアルファを求めて民間に委託

すると思いますので、ぜひ業務の要領、協定書の仕様書などだけではなく、要領としてもっとプラスアルファの部分を考えていただきたいなと思っております。

現状でそれが不要ないという場合、責任問題に関しては市の責任ということになるでしょうか。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 今協定書のほうで記載しております内容につきましては、業務の要領に疑義が生じた場合は、市と指定管理者が協議の上、決定するということも掲載のほうはさせておいておるようなところですか。かつ、実務的には、先ほど申し上げました仕様書並びに事業計画書等で内容のほうは確認が取れるというところがございますので、今現在は協議の上、そのような形で対応のほうをさせていただいておるというところがございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 業務の要領があった場合、例えば点検の細かさなどで早めに問題がある箇所が確認できたりということがあると思います。そういう場合に、業務の要領がなくて事故もしくは備品の故障などが起きた場合は、それを未然に防げなかったという部分が生じてくるのではないかと思いますので、ぜひそこは細かくお願いしたいと思います。

令和3年3月3日、総務文教常任委員会において、当時のスポーツ課長と委員長のやり取りで、協定書の第7条におきまして業務の要領、こちらのほうを受任者が作成し、委託者の承認を受けなければならないということ明示されているところがございます。実際のところ、業務の要領が作成されたのかということもございますが、こちらについては作成がされておられません。今までどのような対応を取っていたのかといったところなんです。現在までは仕様書並びに事業計画書に基づき業務の遂行を促してまいったところでありました。ただ、その分では十分ではないというところもあったのかと考えておまして、今後につきましては業務の整理を行う上で、どのような方策が適切であるかを再確認して、こちらは改善に努めてまいりたいなと思っておりますと当時のスポーツ課長がおっしゃっております。

私は、この時点でこの発言もおかしいと思うんですね。協定書に要領の提出を義務づけておいて、それが提出されてない状態を黙認し続け、現状の対応が不十分であることを知りながら、要領の提出を求めるのではなく、どのような方策が適切であるかを再確認して改善に努めるとはどういうことでしょうか。なぜ規定どおり、この段階で要領の提出を求めなかったんでしょうか、分かれれば教えてください。

○議長（門田直樹議員） 副市長。

○副市長（原口信行） ご質問ありがとうございます。最近施設の建設とか施設の維持管理に当たって、昔は仕様で規定して、仕様規定みたいな感じでこうこう、こういうふうにします、こういうふうな、例えば掃除であればこういう拭き掃除をして、何回しますとか、そういうふうな結構仕様で規定していたというのがあるんです。

ただ昨今、やっぱり民間の力、活力を利用して皆様にお願いますというようなことで、性

能で、実際例えば掃除であれば、要はきれいに拭き掃除をされてびかびか光っていればいいわけですね。そういうふうな性能を重視するような考え方にだんだんなっているんです。仕様規定であれば、例えばそれが特別な材料とかで、例えば研磨しますとかというので、その研磨したのがぼろぼろになったりした場合、例えばそのときについてはそれは仕様書で書いてありますから、仕様を業者さんのほうで、業務要領に書いていますから、そのとおりしたんですからいいでしょうというような形に結構なったりするんです。

だから、やっぱり民間でやっていただく以上は、民間のノウハウで、民間の知識で、ぜひある一定の裁量を与えて、そういうふうなやり方というのが最近はやっているというか、そういうふうな方向になってきているんですね。

先ほど申されたとおり、ガイドラインとか、特に協定書の中で業務の要領を提出しなさいというのは、必ずといいますか、うたっている部分もあるんです。ただ、それについて、それ以外に第29条とかで、この協定書に定めのない事項及び疑義が発生したときは市と指定管理者が協議して定めるものとし、協議が調わない場合は市の解釈によるものとする。だから要するに、その協議をして、太宰府市と指定管理者がこういうふうな形で仕様書と月次報告書、事業報告書でチェックしますよというふうなことで、お互いそこで合意して、それで完成までやっていくということで基本的には問題がないものと考えています。

ただ、やっぱり紛らわしいですから、紛らわしいところはやっぱりきちんと整理していく必要があると、このように思っております。

以上でございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。今副市長がおっしゃったその協定書のとおりやるよりも、民間のノウハウを生かしたほうがというお話がありましたけれども、なおさらそうすると、向こうのほうから要領を出してもらったほうがいいんじゃないかなと思うところではあります。

先ほどの当時のスポーツ課長とのやり取りの中で、現状で不十分ですので改善していきますという発言があるんですけども、その後3年経過しております。その間のこの件に関する会議の回数及び構成メンバーを教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） まず、こちらのガイドラインにつきましては、令和5年3月に改定を行っておるところでございます。また、こちらにつきましては、個人情報に関する文言の修正などでの改定になっておりますので、具体的な内容としましては、令和3年7月に事業の明確化などについての改定を行っておるところでございます。

こちらにつきましては、その令和3年7月の改定以降は、こちらについての協議等は行っていない状況なんですけれども、その当時申し上げましたのは、今後改善を図っていくということでは、まず仕様書の見直しというところは、全施設においてしっかりとやっておるとい

ところでございます。

総合体育館、市民プールにつきましても、一番初めの最初の指定管理のときの仕様書と2期目の仕様書については、かなり内容が変わっておるのではなかろうかなと。そういったところも改善を図っておりますし、また月次報告書での毎月提出のほうを施設所管課のほうに提出いただいております。そういった内容のところできっかりとチェックして、改善を図っているというところでございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） 最後に質問させていただきます。この協定書に業務の要領が必要という状態なんですけれども、これを業務の要領を提出を求めなくていいという判断をされた責任者の方がいらっしゃったら、お名前を教えてください。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） こちら、業務の要領が要らないという判断ですが、こちらは先ほど副市長からもご説明いただきましたが、市と指定管理者のほうで協議の上、調整しておりますので、そういったところでの判断というところになっております。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ということは、担当課長ということでよろしいですか。担当課長ではない。

○議長（門田直樹議員） 総務部理事。

○総務部理事（轟 貴之） 基本的には施設所管課のほうで指定管理者とやり取りのほうを行っておりますので、その調整というのは施設所管課のほうで都度都度行っているというようなところでございます。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員。

○1番（タコスキッド議員） ありがとうございます。すごく大事なことですので、少なくとも責任の所在がはっきりしておればいいなと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（門田直樹議員） 1番タコスキッド議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（門田直樹議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後5時44分

~~~~~ ○ ~~~~~